

独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成25年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

<参考> 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

①評価結果の総括

- ・学習指導要領において推進することとされている長期宿泊体験がしっかりと定着するよう、教員向けにプログラムに関する情報提供を行っている。平成25年度の取組として作成した「学校教育における集団宿泊活動の手引き」は機構内に冊子を配付して全職員でプログラムの共有を図り、施設を利用する教員が青少年教育施設における活動の重要性、教育的効果、また、プログラムの進め方等について理解を得られるような取り組みを行っていることは評価できる。
- ・「青少年の各年齢期の課題」、「困難を有する青少年の問題」、「体験活動の教育効果に関する調査及び研究」を的確に実施している。過去の調査結果を基に、新たな結果を導き出したことや、喫緊の課題に対応した調査研究等、専門性の高い十分な成果が得られている。特に、青少年の「生活力」に関する実態調査においては大人になる上で、子供の頃に身に付けるべき必要な「生活力」を調査しており、内容として高く評価できる。
- ・助成金の交付については、「都道府県・政令指定都市青少年体験活動担当者会議」の開催や地方説明会の拡大などにより、応募件数が50件以下の県が減少したことは評価できる。また、特色のある活動や、取組の裾野を広げる活動等を中心に幅広く助成金が交付されている。特に裾野を広げるような活動として平成25年度の交付決定件数のうち、市区町村規模の活動が前年度から144件増加し、拡大へと繋がったことも評価する。

②平成25年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

(1)事業計画に関する事項

官民協働で実施している指導者認定制度については、資格取得者が増えるよう、その周知を図り、社会的認知度を高めるとともに、取得者がその段階に応じた役割を果たすことができるよう仕組み作りに取り組んでいただきたい。(項目別-10)

(2)事業計画に関する事項

各施設でどのような要望があり、どのようなプログラムを開発したのか等の事例をまとめ、取組内容を機構全体で共有するよう取り組んでいただきたい。(項目別-29)

(3)業務運営に関する事項

第2期中期目標期間初年度から多額の運営費交付金債務を残しており、これまでの3年間、計画的な執行が必ずしも行われてきたとは言いにくいものである。残りの中期目標期間における執行計画を策定し、適宜執行状況を踏まえながら迅速な対応をとることにより、今中期目標期間中に確実に執行されることを強く望む。(項目別-100)

③特記事項

- ・平成23年度、24年度に続き、宿泊室稼働率が国立青少年教育施設の全28施設で5割を超え、総利用者数も5,167,997人と過去最多となった。

文部科学省独立行政法人評価委員会
スポーツ・青少年分科会 国立青少年教育振興機構部会 名簿

	青 木 富 造	公益財団法人修養団理事・青年部長
	片 岡 麻 里	公益社団法人ガールスカウト日本連盟事務局次長
	北 村 信 彦	公認会計士
	中 西 茂	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員
部会長	古 川 和	NPO法人体験型科学教育研究所専務理事

(五十音順)

独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成25年度に係る業務の実績に関する評価
項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A		
1 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	S	A	A		
2 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	A	A	A		
3 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	A	A	A		
4 青少年教育に関する調査及び研究	A	A	A		
5 青少年教育団体が行う活動に対する助成	A	A	A		
6 共通的事項	A	A	A		
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A		
1 業務の効率化	A	A	A		
2 効果的・効率的な組織の運営	A	A	A		
III 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A		
予算、収支計画及び資金計画	A	A	A		
IV 短期借入金の限度額	—	A	—		
V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	—	A	A		
VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—		
VII 剰余金の使途	A	A	A		
VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A		
1 施設・設備に関する事項	A	A	A		
2 人事に関する計画	A	A	A		
3 中期目標期間を超える債務負担	A	—	—		
4 積立金の使途	A	A	A		

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

※「—」は当該年度では該当がないことを、「／」は終了した事業を表す。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収入						支出					
運営費交付金	10,138	9,761	9,479	9,032	8,939	運営費	11,570	11,254	10,425	10,451	10,408
施設整備費補助金	4,514	4,689	214	393	267	一般管理費	6,263	5,947	5,348	5,413	5,241
事業収入等	1,358	1,582	1,417	1,612	1,617	人件費	4,381	4,171	3,948	3,721	3,457
受託収入	113	89	178	111	85	管理運営費	1,883	1,776	1,400	1,692	1,784
寄付金収入	25	22	73	54	84	業務経費	5,307	5,307	5,077	5,038	5,166
民間出えん金	7	8	7	8	7	事業費	3,062	3,053	3,018	3,010	2,987
その他の収入	21	26	38	55	49	基金事業費	2,245	2,254	2,059	2,028	2,179
その他の補助金	-	-	1	-	0	施設整備費	4,514	4,689	214	393	267
前年度繰越金	101	237	4	634	919	受託事業費	113	89	178	111	85
						その他事業費	-	-	1	20	57
計	16,278	16,414	11,411	11,899	11,966	計	16,197	16,032	10,817	10,975	10,817

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
費用						収益					
経常費用	11,948	11,605	10,636	10,752	10,704	運営費交付金収益	10,072	9,539	8,875	8,581	8,575
事業経費	7,937	7,738	7,338	7,261	7,388	入場料等収入	1,358	1,582	1,417	1,612	1,617
管理運営費	3,682	3,571	2,900	3,159	3,002	受託収入	113	89	178	111	85
受託経費	113	89	178	111	85	補助金等収益	-	-	1	-	0
減価償却費	216	207	220	221	229	施設費収益	298	301	25	202	234
財務費用	12	9	8	5	6	寄附金収益	11	6	18	107	51
臨時損失	18	10	-	-	-	雑益	21	26	38	55	49
						資産見返運営費交付金戻入	85	90	87	88	98
						資産見返物品受贈額戻入	2	1	1	0	1
						資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0
						臨時利益	-	337	-	-	-
計	11,978	11,625	10,644	10,757	10,709	計	11,960	11,971	10,640	10,757	10,709
						純利益	△ 18	346	△ 4	△ 0	△ 0
						目的積立金取崩額	0	0	4	0	0
						総利益	△ 18	346	0	0	0

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成22年度:中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務残高の全額を収益化し、臨時利益に計上

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	11,532	11,475	11,333	10,353	10,537	業務活動による収入	11,662	11,504	11,107	10,825	10,791
投資活動による支出	4,356	4,515	360	320	178	運営費交付金による収入	10,138	9,761	9,479	9,032	8,939
財務活動による支出	126	10,354	133	154	132	入場料等収入	1,346	1,607	1,415	1,603	1,619
翌年度への繰越額	2,510	2,599	2,104	2,508	2,689	受託収入	127	89	113	122	90
						補助金等収入	-	-	-	1	0
						寄付金収入	25	22	73	25	73
						その他の収入	26	25	27	43	70
						投資活動による収入	4,620	14,920	216	398	231
						施設整備費補助金による収入	4,514	4,787	214	393	224
						有価証券償還・売却による収入	-	10,133	3	-	7
						有形固定資産の売却による収入	106	-	-	5	0
						財務活動による収入	7	8	7	8	7
						民間出えん金	7	8	7	8	7
						前年度よりの繰越金	2,235	2,510	2,599	2,104	2,508
計	18,524	28,943	13,929	13,335	13,537	計	18,524	28,943	13,929	13,335	13,537

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成22年度:子どもゆめ基金政府出資分等に係る国庫納付に伴い、「財務活動による支出」及び「有価証券償還・売却による収入」が増加

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
資産						負債					
流動資産	12,626	2,680	2,269	2,722	2,919	流動負債	2,633	2,382	2,357	2,798	2,966
現金及び預金	2,510	2,599	2,104	2,508	2,689	運営費交付金債務	237	-	531	868	1,060
有価証券	10,000	-	-	-	-	基金運用利益金負債	38	0	0	0	0
業務未収金	17	27	25	34	30	預り寄付金	33	48	103	50	83
たな卸資産	1	2	2	2	1	未払金	2,157	2,164	1,529	1,734	1,717
前払費用	13	-	-	-	-	リース債務	115	109	134	94	65
未収収益	30	0	0	0	0	未払消費税等	13	16	15	14	10
その他流動資産	56	52	138	178	199	前受金	3	5	8	12	6
						預り金	37	41	35	26	23
固定資産	99,460	100,223	97,067	93,963	91,022	固定負債	932	863	809	737	825
有形固定資産	99,126	100,133	96,990	93,854	90,843	資産見返負債	645	682	665	687	759
無形固定資産	38	17	6	18	84	長期リース債務	286	181	145	51	66
投資その他の資産	296	74	71	91	96	負債合計	3,565	3,245	3,166	3,536	3,792
投資有価証券	295	72	69	89	94	資本					
預託金	1	1	1	1	1	資本金	123,687	113,564	113,564	113,564	113,515
						資本剰余金	△ 15,365	△ 14,277	△ 17,396	△ 20,416	△ 23,367
						利益剰余金	26	372	2	2	2
						(うち当期未処分利益)	△ 18	346	0	0	0
						その他有価証券評価差額金	174	-	-	-	-
						純資産合計	108,521	99,658	96,170	93,150	90,150
資産合計	112,087	102,904	99,336	96,685	93,941	負債・純資産合計	112,087	102,904	99,336	96,685	93,941

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成22年度:①子どもゆめ基金政府出資金に係る国庫納付に伴う運用債券の売却により、流動資産の「有価証券」が減少

②中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務残高の全額を収益化したことにより、「当期未処分利益」が増加

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
I 当期末処分利益					
当期総利益	△ 18	346	0	0	0
前中期目標期間繰越積立金	-	2	-	-	-
前期繰越欠損金	-	-	-	-	-
II 利益処分額					
積立金	△ 18	348	0	0	0
独立行政法人通則法第44条第3項 により主務大臣の承認を受けた額	-	-	-	-	-

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成22年度:中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務残高の全額を収益化したことにより、「当期総利益」及び「積立金」が増加

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種 [※]	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
常勤職員	522	510	510	502	491
任期付職員	4	3	9	12	13
再任用職員	8	11	13	9	10

※職種は法人の特性によって適宜変更すること

各年度4月1日現在

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成25年度に係る業務の実績に関する評価

【(大項目)1】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置					【評定】 A				
【(中項目)1-1】	青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進					【評定】 A				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】						H23	H24	H25	H26	
<p>青少年教育のナショナルセンターとして、機構が企画して実施する教育事業として、青少年及び青少年教育指導者等を対象に、以下のような事業を積極的に実施するとともに毎年度平均90%以上の参加者からプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。</p> <p>(1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発</p> <p>青少年を対象として、「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した以下のような先導的・モデル的事业を実施する。その際、公立の青少年教育施設等における各種事業の普及状況等を踏まえ、対象者や実施施設も含めて、事業を厳選・特化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の意欲や社会性、規範意識など、豊かな人間性を育むための自然体験活動等のプログラム開発 ・児童養護施設に入所する子どもや不登校・引きこもりなど、困難を有する青少年への支援を行う事業 ・その他、環境教育やボランティア活動の推進に関する事業など、国の政策課題に対応した青少年の体験活動事業 <p>(2) 青少年の国際交流の推進</p> <p>国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年に対する異文化理解の増進を図るため、以下のような事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年及び青少年教育関係者の相互交流等を行う事業 ・青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業 <p>(3) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <p>公立の青少年教育施設や学校等の教職員、青少年教育団体等で中核となる青少年教育指導者等の養成事業や研修事業を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、全国共通の指導者養成カリキュラムを開発するなど、体系的な指導者養成・活用システムを構築する。</p> <p>(4) 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発</p> <p>青少年の体験活動や読書活動、基本的な生活習慣等の重要性を社会に発信するための事業を実施する。</p>						S	A	A		
						実績報告書等 参照箇所				
						業務実績報告書 第3章				
【インプット指標】										
(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27					
決算額(百万円)	621	611	716			注1) 決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。				
従事人員数(人)	241	239	251			注2) 従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。				
						注3) 人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。				

評価基準	実績	分析・評価																																																																																																							
<p>【教育事業の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年教育におけるニーズや現状等を考慮し、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図るための事業が的確に企画・実施されているか。 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。 	<p>【教育事業の実施状況】(第3章1.、3-1~4ページ)</p> <p>機構においては、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的として、「体験活動を通じた青少年の自立」をテーマに、①青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業、②国際交流事業、③青少年教育指導者等の養成・研修事業、④青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業及び⑤東日本大震災対応事業について、自ら事業を企画、実施することにより、様々な体験活動の場と機会を提供している。</p> <p>また、事業の企画段階から関係機関・団体と連携し、地域のニーズや課題を踏まえながら実施している。</p> <p>平成25年度は、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」(平成20年9月策定)及び「機構活性化プラン」(平成22年1月策定)の具現化、さらに「体験の風をおこそう」運動の一層の推進を図るため、表3-1のとおり事業項目を設定し、教育事業を実施した。教育事業数は528事業、参加者総数は166,776人であり、満足度は98.9%であった。</p>	<p>「機構活性化プラン」等をもとに、事業の企画段階から関係機関・団体と連携し、ニーズや課題を捉えるとともに、青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した事業を、多岐にわたりの確に実施していることは評価できる。今後は、体験活動に参加した者の変容について追跡調査を行うことを期待する。</p> <p>参加者の満足度は98.9%と、目標を大きく上回っており、特に「満足」評定については、昨年度に比べて4.9%増加している。</p>																																																																																																							
表3-1 教育事業実施状況																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業項目及び区分</th> <th rowspan="2">事業数</th> <th rowspan="2">参加者数(人)</th> <th rowspan="2">延参加者数(人)</th> <th colspan="4">参加者の満足度(%)</th> </tr> <tr> <th>満足</th> <th>やや満足</th> <th>やや不満</th> <th>不満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業</td> <td>(114)</td> <td>(8,731)</td> <td>(16,906)</td> <td>(81.0)</td> <td>(17.0)</td> <td>(1.8)</td> <td>(0.2)</td> </tr> <tr> <td>86</td> <td>7,186</td> <td>20,789</td> <td>83.9</td> <td>14.9</td> <td>0.9</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>2. 国際交流事業</td> <td>(25)</td> <td>(1,614)</td> <td>(8,977)</td> <td>(88.3)</td> <td>(11.2)</td> <td>(0.5)</td> <td>(0.0)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29</td> <td>1,920</td> <td>11,025</td> <td>85.4</td> <td>13.1</td> <td>1.3</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 青少年教育指導者等の養成・研修事業</td> <td>(138)</td> <td>(6,950)</td> <td>(12,371)</td> <td>(79.5)</td> <td>(19.4)</td> <td>(1.0)</td> <td>(0.1)</td> </tr> <tr> <td>114</td> <td>5,645</td> <td>12,926</td> <td>83.0</td> <td>15.9</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業</td> <td>(262)</td> <td>(152,945)</td> <td>(180,776)</td> <td>(75.1)</td> <td>(23.3)</td> <td>(1.5)</td> <td>(0.1)</td> </tr> <tr> <td>282</td> <td>148,805</td> <td>179,685</td> <td>84.7</td> <td>14.0</td> <td>0.9</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5. 東日本大震災対応事業</td> <td>(13)</td> <td>(2,924)</td> <td>(6,714)</td> <td>(77.2)</td> <td>(22.2)</td> <td>(0.5)</td> <td>(0.1)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>3,220</td> <td>8,034</td> <td>85.0</td> <td>14.4</td> <td>0.6</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>(552)</td> <td>(173,164)</td> <td>(225,744)</td> <td>(79.5)</td> <td>(19.1)</td> <td>(1.3)</td> <td>(0.1)</td> </tr> <tr> <td>528</td> <td>166,776</td> <td>232,459</td> <td>84.4</td> <td>14.5</td> <td>0.9</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>			事業項目及び区分	事業数	参加者数(人)	延参加者数(人)	参加者の満足度(%)				満足	やや満足	やや不満	不満	1. 青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業	(114)	(8,731)	(16,906)	(81.0)	(17.0)	(1.8)	(0.2)	86	7,186	20,789	83.9	14.9	0.9	0.3	2. 国際交流事業	(25)	(1,614)	(8,977)	(88.3)	(11.2)	(0.5)	(0.0)		29	1,920	11,025	85.4	13.1	1.3	0.2	3. 青少年教育指導者等の養成・研修事業	(138)	(6,950)	(12,371)	(79.5)	(19.4)	(1.0)	(0.1)	114	5,645	12,926	83.0	15.9	0.8	0.3	4. 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業	(262)	(152,945)	(180,776)	(75.1)	(23.3)	(1.5)	(0.1)	282	148,805	179,685	84.7	14.0	0.9	0.4	5. 東日本大震災対応事業	(13)	(2,924)	(6,714)	(77.2)	(22.2)	(0.5)	(0.1)	17	3,220	8,034	85.0	14.4	0.6	0.0	合計	(552)	(173,164)	(225,744)	(79.5)	(19.1)	(1.3)	(0.1)	528	166,776	232,459	84.4	14.5	0.9	0.2
事業項目及び区分	事業数	参加者数(人)					延参加者数(人)	参加者の満足度(%)																																																																																																	
			満足	やや満足	やや不満	不満																																																																																																			
1. 青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業	(114)	(8,731)	(16,906)	(81.0)	(17.0)	(1.8)	(0.2)																																																																																																		
	86	7,186	20,789	83.9	14.9	0.9	0.3																																																																																																		
2. 国際交流事業	(25)	(1,614)	(8,977)	(88.3)	(11.2)	(0.5)	(0.0)																																																																																																		
	29	1,920	11,025	85.4	13.1	1.3	0.2																																																																																																		
3. 青少年教育指導者等の養成・研修事業	(138)	(6,950)	(12,371)	(79.5)	(19.4)	(1.0)	(0.1)																																																																																																		
	114	5,645	12,926	83.0	15.9	0.8	0.3																																																																																																		
4. 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業	(262)	(152,945)	(180,776)	(75.1)	(23.3)	(1.5)	(0.1)																																																																																																		
	282	148,805	179,685	84.7	14.0	0.9	0.4																																																																																																		
5. 東日本大震災対応事業	(13)	(2,924)	(6,714)	(77.2)	(22.2)	(0.5)	(0.1)																																																																																																		
	17	3,220	8,034	85.0	14.4	0.6	0.0																																																																																																		
合計	(552)	(173,164)	(225,744)	(79.5)	(19.1)	(1.3)	(0.1)																																																																																																		
	528	166,776	232,459	84.4	14.5	0.9	0.2																																																																																																		
<p>(注1)参加者数は実人数。上段()の数値は、前年度の数値。</p> <p>(注2)延参加者数の合計欄の数値は、出前事業や研修支援利用のための事前・事後訪問指導等(260,521人)を除く。</p> <p>(注3)参加者の満足度については、各教育事業の終了時に参加者に対して行ったアンケート調査の結果である。事業全体を通しての満足度は、「満足」・「やや満足」・「やや不満」・「不満」の4段階で調査し、本報告書中の「満足度」は、「満足」と「やや満足」の合計値である。</p>																																																																																																									

- 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。

1. 青少年教育に関するモデル的プログラム開発(表 3-2 参照)

青少年教育に関するモデル的なプログラム開発を目的として、①豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業、②不登校、引きこもりや児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業及び③その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業を企画、実施した。事業数は86事業、参加者数は7,186人(前年度比1,545人減)であり、満足度は98.8%であった。

昨年度と比較して、事業数及び参加者数が減少しているが、15の新規期開発プログラムを実施している。今年度の減少理由を分析・検討して対応することが望まれる。

参加者の満足度は98.8%と、目標を大きく上回っている。

表 3-2 モデル的プログラム開発事業実施状況

事業区分	事業数	参加者数(人)	参加者の満足度(%)			
			満足	やや満足	やや不満	不満
①豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業	(61)	(5,415)	(82.9)	(15.0)	(1.8)	(0.3)
	43	3,062	85.7	13.1	1.1	0.1
②不登校、児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業	(35)	(1,136)	(77.0)	(21.2)	(1.5)	(1.3)
	27	1,606	80.5	18.3	0.8	0.4
③その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業	(18)	(2,180)	(84.9)	(13.2)	(1.8)	(0.1)
	16	2,518	85.4	13.4	0.9	0.3
合計	(114)	(8,731)	(81.0)	(17.0)	(1.8)	(0.2)
	86	7,186	83.9	14.9	0.9	0.3

(注1)上段()の数値は、前年度の数値。

- モデル的なプログラムが開発され、そのプログラムが公立施設等で活用されているか。

【公立施設等での活用状況】(第8章2.(1)、8-3 ページ)

表 8-2 公立施設等での活用状況

活用内容	実施教育施設数	実施件数
ア 教育施設で開発したプログラム*が、公立施設等で活用・実施された	7	13
イ 教育施設で開発した活動プログラム*が、公立施設等で活用・実施された	6	38
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	7	8
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	7	7
オ その他	2	2
計	29	68

(注)「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。

(1)豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業

【取組事例】「チャレンジ&チェンジ！真夏のアドベンチャー2013」

立山においては、小学5年生から中学3年生合計24人を対象に、主体性や協調性、精神力を養い、心身ともにたくましく自立する意欲や達成感

開発したモデル的なプログラムが、公立施設等で活用・実施されている。

今後は、青少年教育のナショナルセンターとして、公立施設等への普及、さらなる活用施設数と実施件数等の活用状況の把握に努めてほしい。

を得るために「チャレンジ&チェンジ！真夏のアドベンチャー2013～海拔0mから標高3,000mへの挑戦～」を8泊9日で実施した。事業の企画段階から、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所や立山博物館はじめ、関係機関と連携し、多くの民間団体や企業の協力・協賛を得て実施した。

実施にあたっては、参加者24人を男女混合、異年齢による班編制とし、活動内容は、細かなところまでは決めず、ボランティアリーダー（高校生・大学生等）を中心に班毎に話し合いの場を設けるとともに、自分の事は自分で行い、参加者同士で協力して活動できるよう配慮した。

海拔0mから標高3,000mまでの移動では、約60kmのマウンテンバイク移動、満天の星空の下での登山、強風の中で寒さに耐えながらの縦走など、参加者は自分の限界に挑戦した。

参加者からは、「私は、昨年、自転車で班のみんなに迷惑をかけたので、お母さんお父さんと一緒に一年間自転車の練習をし、今年は、昨年自転車を押して登った道に乗ったまま登ることができ、昨年の自分より強くなっていたのでうれしかった」「今年のこのキャンプはみんなが支えてくれ、励ましてくれたので、3,015mまで登りきれたと思う」、「深夜1時に起きて雄山に登り、途中で剣岳がくっきり見えた。雄山ではご来光が見れなかったが、神様が剣岳というすばらしい贈り物をくれた」などの感想が寄せられた。

(2)不登校、児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業

【取組事例】「そにとキャンプ」

曾爾においては、平成13年度に注意欠陥・多動性障害(ADHD)又は学習障害(LD)の児童とその家族を対象とした「みんなでリフレッシュ！」を開始し、平成18年度からはこれまでの事業を通して蓄積してきた経験と成果を踏まえ、「そにとキャンプ」へ発展させてきた。

平成25年度の「そにとキャンプ」は、軽度の発達障害が見られる小学生16人を対象に、冒険的な活動を通して達成感を積み重ね、社会性や自己肯定感を養うことをねらいとして実施した。7月に1泊2日の出会いのプレキャンプ、9月に2泊3日の冒険のメインキャンプ、1月に1泊2日の旅立ちのポストキャンプと3回シリーズで実施し、メインキャンプでは、子供だけでなく18人の保護者の参加もあり、保護者同士の話し合いや臨床心理士による個別相談会の場を設け、リフレッシュできるプログラムを設定した。

事業の工夫として、活動前に手順カードを子供たちに示すことにより、各プログラムの流れがわかり、活動や行動を理解し、子供たちが見通しを持

って行動できるようになった。また、しおりには、「お話をきいてくださいと言ったら、リーダーに体をむける。」「話を聞くときは、座って足を床や地面につける。」等の「キャンプのやくそく」に平成 18 年度から取り組んでいる。「キャンプのやくそく」をスタッフ全員で子供たちに意識させるとともに、キャンプリーダーが、達成できた項目にスタンプを押して、頑張りを認めることで、自己肯定感を感じられるようにしている。

メインキャンプでは、参加者が主体的に活動できるよう「鹿仙人」から 2 つの冒険(山・湖)への招待を受け、登山と筏による湖面探索を行うというストーリー性のあるプログラムを取り入れ、山の冒険では、先の見えない山道で、互いに声を掛け合う姿も見られた。

なお、本事業では、教育効果の高い事業内容を検討し、教育効果の検証をするため、奈良県立教育研究所、名張市教育委員会、名張市子ども発達支援センター等有識者による「そにとキャンプ実行委員会」を設置している。

五条市子どもサポートセンター、小学校、病院関係者等から本事業に多くの見学者が訪れ、「そにとキャンプ」の教育効果への期待が伺われる。

(3)その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業

【取組事例】「幼小いっしょに！のとまり会」

中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」(平成 25 年 1 月 21 日)において、幼児期における、家族や地域、自然の中での豊富な刺激・体験が重要であると指摘されていることや子供の体験活動においては、幼小の連続性に留意することが望まれていることから、能登においては「幼小いっしょに！のとまり会」を実施している。

平成 25 年度は、年長児と小学 1・2 年生の合計 204 人が 1 泊 2 日の間、親元を離れ、自分たちの力で活動する取組を実施した。

本事業は、幼児と低学年の子供たち一人一人が、テント宿泊や砂像づくり、木エクラフトなど自分のできることを積み重ねていく機会を与えるとともに、ホットケーキ作りやピザ作りといった料理活動を親子一緒に取り組むことで、体験の幅を広げ、自己肯定感を高めることをねらいとしている。

また、本事業では、児童が幼児の活動を助けるなど、参加者同士の関わりが活発になるとともに、初めて出会った幼児と児童とが、異年齢での関係性を築くことができるように、全ての活動を幼児と児童のペアを基本として、縦割りの 4 人班を作り、出来る限り子供たちだけで相談しながら進められるよ

う、各班に2人程度のスタッフを充てるなどの体制面を工夫した。

さらに、保護者についても、子育てについて体験を通して段階的に(子育てについて学ぶ→子供の様子を見る→一緒に活動する)学ぶことができるプログラムの工夫を行った。また、子供の様子を見る際には、活動の意図や子供の動きを見るポイント等について、具体例を示して説明し、子供への理解が深まるよう工夫を行った。

本事業を通じて、年長児にとっては、普段と違う仲間の中で過ごすことで、頑張りや我慢する機会となり、小学1・2年生にとっては、お兄さん、お姉さんという自覚を持たせ、成長への一歩を踏み出す機会となった。また、保護者にとっては、子育てについて学んだり、保護者同士が情報交換を行ったりすることにより、自然体験活動の重要性を感じる機会となった。

また、参加した保護者からは、「クッキングを通して多くの方と交流できたこと、他の保護者の子育ての話や悩みを聞く事ができ、その全てが自分の力になった」等、保護者自身の成長について感想が多く寄せられた。

【国際交流事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

【国際交流事業の実施状況】(第3章2.、3-4～7ページ)

2. 青少年の国際交流の推進(表3-3参照)

機構においては、青少年及び青少年教育関係者の国際交流を推進し、国内外の青少年の異文化理解の増進とリーダーを養成することを目的として、国際交流事業を実施している。

また、青少年の国際理解や国際的視野の醸成を図り、青少年のボランティアなどの社会参加を促すことを目的として、青少年の招聘、派遣等を通じた国際交流や異文化体験の機会を提供する事業を実施している。

平成25年度の事業数は29事業であり、参加者数は1,920人(対前年度比306人増)であった。また、参加者の満足度は98.5%であった。

- ・ 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。

海外の青少年及び青少年教育指導者の派遣・受入のプログラムを的確に実施している。交流事業に参加した過年度参加者が、ドイツで学んだことを帰国後、日本で活かした取組事例をドイツや日本の参加者に発表する機会を設け、交流の拡充を図った点を評価する。今後も引き続き、海外に派遣した青少年等の帰国後の活動や変容について把握していただきたい。

また、青少年教育のナショナルセンターとして、グローバル化される社会を担う青少年の健全育成を図る観点からも、一層の役割を果たすため、各国との連携を重視した「国際交流事業」への更なる発展を期待する。

事業参加者の満足度は98.5%と高い水準を維持している。

表 3-3 国際交流事業の交流先と事業数・参加者数

(1)日独の青少年及び青少年指導者の交流事業				
交流先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
ドイツ連邦共和国	8	115	派遣・受入	継続(8事業)
(2)東アジア青少年交流事業				
交流先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
中華人民共和国	1	42	受入	継続(1事業)
大韓民国	7	213	派遣・受入	新規(1事業)、継続(6事業)
カンボジア王国	1	7	受入	継続(1事業)
インドネシア共和国	1	7	受入	継続(1事業)
ラオス人民民主共和国	1	7	受入	新規(1事業)
マレーシア	2	25	受入	継続(2事業)
ミャンマー連邦	1	7	受入	継続(1事業)
フィリピン共和国	1	7	受入	継続(1事業)
シンガポール共和国	1	7	受入	継続(1事業)
タイ王国	2	41	受入	継続(2事業)
ベトナム社会主義共和国	1	7	受入	継続(1事業)
スリランカ民主社会主義共和国	1	20	受入	継続(1事業)
(3)その他の交流事業				
交流先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
マーシャル諸島共和国	2	31	派遣・受入	継続(2事業)
ミクロネシア連邦	2	67	派遣・受入	継続(2事業)
パラオ共和国	2	31	派遣・受入	継続(2事業)
在日の留学生等	6	380		新規(2事業)、継続(4事業)
合計人数		1,014 (注1)(1,920)		

(注1)外国の青少年が来日した時の日本人参加者:906人含む

(注2)1事業で複数の交流先があるため、交流先に応じて事業数を計上。

(1)日独の青年及び青少年指導者の交流事業

日独の交流事業として、青年を対象とした「日独勤労青年交流事業」や「日独学生青年リーダー交流事業」、及び青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー」を実施した。また、交流事業に参加した過年度参加者が、ドイツで学んだことを帰国後、日本で活かした取組事例をドイツや日本の参加者に発表する機会を設け、交流の拡充を行った。

【取組事例】日独青少年指導者セミナー(派遣)

日独の青少年指導者の資質・能力の向上を図るとともに、両国間の親

善を図ることを目的に「日独青少年指導者セミナー」を実施した。日本の参加者は、各グループのテーマ(A1:「困難を抱える青少年の社会への移行」、A2:「青少年の保護・育成」)に基づき、ドイツの行政機関や関係団体・施設等での実地体験、青少年教育指導者との研究協議などを通じて、日本とドイツの共通点や相違点、ドイツ独自の取組などを学習した。

特に、移民や経済格差など多様化する社会や家族の問題などから生まれる青少年援助の必要性、子供の支援に関わる職員の資格制度、一人ひとりの状況に応じた支援体制などについて学習した。

参加者の中には、自分が講師を務めた他の研修会で、ドイツで実際に行われているネット依存への予防教育プログラムを紹介したところ、参加者からは「インターネット依存にならないためには、現実の社会での達成感が満たされるよう、もっと予防の観点で取り組まないといけない」などの意見があり、好評を得た。

また、日本でキャリアカウンセリングを行っている別の参加者は、ドイツの学校で民間団体が学校の中で生徒が気軽に訪れることができるスペースを設けているのを視察し、日本においても学校で生徒が自由に訪れることができるスペースを設けた。そこには、友達がおらず話し相手のいない生徒が訪れたり、先生が心配な生徒を連れてくるようになったり、生徒と継続的な関わりを持つことができるようになった。

(2)アジアの青少年交流事業

アジアの青少年交流事業として、日韓の高校生と大学生を対象にした「日韓高校生交流」や「海は人をつなぐ 2013～道～(若狭湾)」、東南アジア各国の中学生を対象にした「アセアン加盟国中学生招聘交流事業(乗鞍・江田島・妙高・諫早)」、タイ・マレーシアの高校生を対象にした「タイ王国高校生招聘交流事業(阿蘇・夜須高原)」、「ジャパン・マレーシア交流プロジェクト 2013(曾爾)」、南アジアのスリランカの高校生を対象にした「アジアの架け橋 沖縄スリランカプロジェクト(沖縄)」を実施した。

【取組事例】アセアン加盟国中学生招聘交流事業

機構本部と教育施設において、国際的視野の醸成と日本の参加中学生のリーダーシップ養成を目的としてアセアン加盟国9か国の中学生54人を招聘し、日本の中学生との交流事業を行った。

この事業は、アセアン各国の日本留学生のOB会組織(アスコジャ)や各国大使館等と連携するとともに、教育施設等に企画実施委員会を設置し、地域の関係機関や団体と協働で実施した。

平成 25 年度は、アセアンの中学生に各国と日本との関係を理解してもらい、継続的な関わりを持つ動機づけとして、新たに各国大使館訪問と留学生との交流を行った。各国大使館における日本との交流の歴史や大使館の仕事についての説明、各国留学生との交流を通して日本を身近に感じる参加者が増加した。

中学生による日本・アセアン未来プロジェクトの発表会では、両国の発展を促進するためのユースセンターの設置(カンボジア)やスピーチコンテストの開催(ベトナム)、中学生運営による合同キャンプの実施(日本)などが提案された。

また、日本の中学生には、国際的視野の醸成と次世代リーダーの養成を図る観点から、事前・事後学習やプログラムの企画段階からの参画などの機会を設けた。参加者が通っている中学校の教員からは、事業終了後に授業や生徒会活動等に意欲的に取り組むようになったなどの声が寄せられた。

また、乗鞍から参加した中学生は、タイとインドネシアの中学生と交流した後、フィリピンが台風で甚大な被害を受けたことをニュースで知り、同世代の仲間たちを助けてあげたいと、「高山市白川村生徒会」サミットにフィリピンに対する募金活動の協力を提案した。最終的には中学校全 7 校と小学校 2 校で募金活動が行われ、合計 35 万円が日本赤十字社県支部を通して現地に送られた。

(3) その他の交流事業

上記以外に、「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」や「日中韓子ども童話交流事業」、「世界の仲間とゆく年くる年」など、多くの国々の青少年を対象とした事業を実施した。

【取組事例】世界の仲間とゆく年くる年～体験日本のお正月～

機構本部においては、日本の年末年始の行事や文化に触れ、日本文化への理解を深め、楽しみながら異文化交流を行うことを目的に、年末年始を日本で迎える留学生と日本の大学生・高校生等を対象に、学生や社会人のボランティアの協力を得て「世界の仲間とゆく年くる年」を実施した。

第 4 回目となる平成 25 年度は、過去最多の 26 か国・地域から 340 人の参加があり、グループでの生活や活動を中心に、日本舞踊や太鼓などの日本文化体験及び日本の正月をテーマとしたグループ発表等を行った。

参加者からは、「日本人の仲間だけでなく、世界のあらゆる地域からの仲間を作ることができた」「かけがえのない仲間たちと絆を育んだだけでな

く、チームワークの大切さを学んだ」などの声があった。また、将来、開発途上国で看護師になることを目指している日本人グループリーダーからは、「語学力は必要不可欠で、その上で伝えようとする気持ちや理解する気持ちが必要である。リーダー1人がグループをまとめるのではなく、メンバー全員で築いていけばいいことが分かった」という感想が寄せられた。

この事業を通じて、世界各国の学生等による国境や言葉、文化の違いを越えた交流が行われ、青年の国際的視野を醸成するとともに日本の中だけではなく世界で活躍しようという意識を高めることができた。

【指導者養成・研修事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。
- ・ 受講者のニーズを踏まえた取組を行っているか。
- ・ 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。

【指導者養成・研修事業の実施状況】(第3章3.、3-8～10ページ)

【受講者のニーズを踏まえた取組の状況】

3. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上(表3-4、3-5参照)

安心安全な青少年の体験活動の充実のため、指導者養成及び指導力等の向上を目的とした①青少年の体験活動に関わる指導者等の養成・研修事業、②教員を対象とした研修事業(教員免許状更新講習を含む)、③ボランティアの養成・研修事業を実施した。

企画立案の際には、体験活動の指導力の向上やボランティア等の資質能力の向上、安心・安全な体験活動の実施など青少年教育指導者等が求めるニーズを踏まえながら実施している。

平成25年度における青少年教育指導者等の養成・研修事業の事業数は114事業、参加者数は5,645人(前年度比1,305人減)であり、満足度は98.9%であった。

官民協働で実施している指導者認定制度については資格取得者が増えるよう、その周知を図り社会的認知度を高めるとともに取得者がその段階に応じた役割を果たすことができるよう仕組み作りに取り組みでいただきたい。

受講者のニーズを把握した上で、事業の企画・実施を行っている。

参加者からは98.9%と高い評価を得ている。

表3-4 青少年教育指導者等の養成・研修事業実施状況

事業項目及び区分	事業数	参加者数(人)	参加者の満足度(%)			
			満足	やや満足	やや不満	不満
①青少年の体験活動に関わる指導者等の養成・研修事業	41	1,513	84.0	15.0	0.9	0.1
②教員を対象とした研修事業(教員免許状更新講習を含む)	33	1,807	84.7	14.8	0.5	0.0
③ボランティアの養成・研修事業	37	1,686	78.5	20.7	0.7	0.1
④その他	3	639	85.0	13.4	1.3	0.3
計	(138) 114	(6,950) 5,645	(79.5) 83.0	(19.4) 15.9	(1.0) 0.8	(0.1) 0.3

(注1)上段()の数値は、前年度の数値。

(1) 青少年の体験活動に関わる指導者等の養成・研修事業(表 3-5 参照)

平成 20 年度から平成 24 年度まで文部科学省の委託事業として実施してきた自然体験活動指導者養成事業を発展させ、官民協働で体験活動に関する新たな指導者認定制度を平成 25 年 2 月に創設し、体験活動に関する正しい知識と経験を有する指導者資格の養成を開始した。

指導者の種類として、専門的な知識や経験の程度により①自然体験活動指導者(リーダー)、②自然体験活動上級指導者(インストラクター)及び③自然体験活動統括指導者(コーディネーター)の 3 資格があり、表 3-5 に示す必要時間数について、「青少年教育における体験活動」など、全 8 科目の養成カリキュラムを段階的に修了する必要がある。

平成 25 年度は、リーダーの養成事業について、学校や青少年教育施設で活動している職員や民間事業者、地域で活動するボランティア、学生等 108 人を対象に、3 教育施設(赤城、阿蘇、妙高)で試行実施した。

なお、平成 26 年度においては、今年度実施した試行事業を踏まえ、カリキュラム内容や時間数等を見直し、リーダー養成事業について本格実施することとし、インストラクター及びコーディネーター養成事業については、試行実施することとしている。

表 3-5 自然体験活動指導者の種類、養成カリキュラム時間数

名称	リーダー (18 時間)	インストラクター (67.5 時間)			コーディネーター (49.5 時間)	
	概論 I 18 時間	演習 I 18 時間	概論 II 22.5 時間	演習 II 27 時間	概論 III 27 時間	演習 III 22.5 時間
時間数						

※インストラクター資格取得のためには、リーダー資格が必要となる。同じく、コーディネーター資格取得のためには、インストラクター資格が必要となる。

また、体験活動安全管理講習(山編、水辺編)は、近年の山や水辺での活動中の事故を教訓に、平成 21 年度から実施しているもので、平成 25 年度は、子供たちの体験活動を直接指導する指導者等のニーズを踏まえ、安全管理意識・能力及び指導力、救助技術の向上を目的として実施し、「山編」は磐梯を会場に 45 人が参加、「水辺編」は大隅を会場に 27 人が参加した。主な講習内容は、事故事例の研究、事故の法的責任、体験活動における指導と安全管理の実際などである。

参加者からは、「安全管理を怠ることなく、些細な問題も疎かにせず、日常的な点検を繰り返し行うことが大切だと感じた」「事故を未然に防ぐ為にも危険事項、禁止事項を事前に正確に伝える必要があることを実感した」などの感想が寄せられた。

・ 修了後の受講者の活動状況において業務の成果・効果が出ているか。

また、事業終了約6か月後に、講習受講後の所属組織内への伝達講習実施の有無、講習を受けて実施又は改善した内容について追跡調査を実施した。その結果、8割以上の参加者が、会議や研修を開催し伝達講習を実施するとともに、安全マニュアル及び活動プログラム集の見直し、装備・備品の再点検をするなど、講習で得たことを所属している施設又は団体での具体的な取組として活かしていることが分かった。

その他、国公立・民間の青少年教育施設を対象として「全国青少年教育施設所長会議」や「全国青少年教育施設研究集会」を実施している（詳細は5-3参照）。

(2) 教員を対象とした研修事業（教員免許状更新講習を含む）

教員免許状更新講習は、平成19年6月の教育職員免許法の改正により、平成20年度から「必修領域12時間」及び「選択領域18時間」を合わせた30時間以上の講習を受講することとされている。

また、現行の学習指導要領においては、小学校では自然体験活動や集団宿泊活動、中学校では職場体験活動、高等学校では社会奉仕体験活動や就業体験活動の体験活動の必要性が明記されている。

これらを踏まえ、機構では、教員の体験活動に関する指導力の向上を目的として、大学や教育委員会等と連携し、選択領域18時間の「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」として、体験活動の意義、体験活動と学習指導要領の関わり、体験活動の実際と安全管理などの講習内容を宿泊型で実施している。

平成25年度は、25教育施設において37講座を開設し、1,137人（前年度比135人増）が受講、修了した。参加した教員は、学習指導要領における体験活動の位置づけを理解するとともに、自ら体験活動を行うことで安全に配慮した指導法や指導技術を身に付け、体験活動の意義や効果について学んだ。

(3) ボランティアの養成・研修事業（8-9頁参照）

青少年教育におけるボランティア活動を一層推進するため、ボランティア養成事業を実施した。また、ボランティア自身が事業を企画、運営する機会を提供するなど、今まで培った知識、技術のアウトプットの機会や場の創出、更なるスキルアップに向けた取組も行っている。

また、教育施設では従来からボランティア養成事業を大学と連携して実施しているが、平成25年度は、20教育施設でボランティア養成事業を含む

事業終了後、受講者が会議や研修を開催し伝達講習を実施するとともに、安全マニュアル及び活動プログラム集の見直し、装備・備品の再点検をするなど、講習で得たことを所属している施設又は団体での具体的な取組として活かせる事業を行った点について、評価する。

教育事業の活動について 25 大学 30 科目の単位認定による連携を図っており、延べ 824 人の大学生が事業に参加し、単位を修得している。

(4) その他(5-3 頁参照)

その他の青少年教育指導者等の養成・研修として、絵本専門士養成講座の創設に向けた取組や青少年の健全育成、青少年の相談事業に携わる関係者のための研究集会を実施した。

【取組事例①】「絵本専門士養成講座」

絵本は、子供たちの成長に大きな影響力をもつことを踏まえ、平成 24 年 10 月に有識者による絵本の専門家(以下「絵本専門士」という。)の養成に関する検討会(絵本専門士養成制度準備委員会)を立ち上げた。検討会では、子供たちをはじめ、広く大人にとっても豊かな心を育む絵本の可能性やその活用法を、学校や家庭のみならず、地域社会に普及させるとともに、絵本の表現特性を理解し、絵本の読み聞かせやワークショップなどにより読書活動を推進する専門家を養成する必要があるとの結論に至り、平成 26 年度の絵本専門士養成講座(以下「養成講座」という。)開設のために必要なカリキュラムの策定や講師の決定等を行い、2 月下旬から養成講座第 1 期受講生を募集した。また、1 月には、養成講座の趣旨を広めるために、絵本に関する知識が豊富な、柳田邦男氏(ノンフィクション作家)と浜田桂子氏(絵本作家)を招き、「絵本専門士養成講座オープンフォーラム」を開催し、定員 150 人を大幅に超える 296 人が参加した。

平成 26 度に向けた絵本専門士養成講座の試みは大きな反響を呼んでいるようであるので、その発展を期待したい。

【取組事例②】「第 30 回全国青少年相談研究集会」

本部においては、青少年教育関係や警察、法務関係者、福祉関係者等を対象に、青少年の様々な問題に関する協議等を通じて、それぞれの知見を広げ、団体間の連携協力の促進を図ることを目的に、「第 30 回「全国青少年相談研究集会」を 1 月 20 日～22 日の 2 泊 3 日で開催し、全国から 310 人が参加した。プログラムでは、「青少年の地域における居場所と絆づくり」のテーマについて、基調講演「青少年のインターネット依存の実態と治療の実際」のほか、「ネット依存」「不登校・ひきこもり」「非行と居場所づくり」等、5 つの分科会とシンポジウムを開催し、事例研究や研究協議を行った。

参加者からは、「ネット依存の現状と治療の最新について知ることができた」「ひきこもりについて、自身の指導を見直すきっかけとなった」「家庭に居場所を作ることの重要性について知ることができた」などの感想が寄せられた。

- ・ 受益者負担の妥当性・合理性があるか。

【受益者負担の妥当性・合理性】(第 10 章 1. (2)、10-1 ページ)

青少年の体験活動に関わる指導者養成等の事業(養成、研修)参加費については、食費、シーツ等洗濯代を徴収している。ただし、教員免許状更新講習は、食費、シーツ等洗濯代以外に受講料を受益者負担として徴収している(1 時間あたり 1,000 円)。

「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討 PT」の検討結果を受け、オリンピックセンターを除く 24 教育施設の講師等宿泊施設について料金の徴収を開始したほか、平成 26 年度からは、光熱水費の高騰、施設改修費の増加傾向に基づいてオリンピックセンターの施設利用料を改定することとしており受益者負担の妥当性・合理性を適切に検討していると評価できる。なお、指導者養成事業については、受益者負担の在り方について、さらなる検討に努めてほしい。

【普及啓発事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

【普及啓発事業の実施状況】(第 3 章 4.、3-11~15 ページ)

4. 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発

青少年や保護者に様々な体験活動の機会と場を多く提供し、体験活動の重要性について関係機関等を通じて広く普及するとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を目的として、民間団体と連携して「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動など様々な体験活動等の普及・啓発事業を実施した。

青少年の体験活動の重要性については、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動などの様々な取組を実施し、成果を挙げていることは評価できる。

(1)「体験の風をおこそう」運動の取組

「体験の風をおこそう」運動とは、近年、社会が豊かで便利になる中で、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している状況を踏まえ、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、様々な体験の機会や場の拡充など体験活動の推進について社会的機運の醸成を図る運動である。機構においては、平成 22 年から青少年育成に関わる複数の団体と連携して、「体験の風をおこそう」運動推進委員会(以下「推進委員会」という。))を立ち上げ、同運動の推進に努めている。

① 体験の風をおこそう推進月間関連事業

推進委員会においては、子供たちの体験の機会と場を広く提供するとともに、青少年に対する体験活動の必要性・重要性を広く社会に発信するため、10 月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、「体験の風をおこそう」運動に賛同して実施する事業を募集している。また、全国で集中的に事業を実施する日として、事業統一日(平成 25 年度は 10 月 26 日)を設定している。

平成 25 年度は特に、各都道府県・政令指定都市の青少年体験活動

等担当者による会議を開催し、本事業への参加を重点的に呼びかけた。推進月間関連事業として実施した団体は、558 団体(1,114 事業、参加者 200,691 人)であり、前年度(406 団体、649 事業、参加者 115,414 人)と比較すると 152 団体(465 事業、参加者 85,277 人)増加した。

② 子ども体験遊びリンピック

「体験の風をおこそう推進月間」中に各団体等で行われる事業のうち、特に競技性の高い体験活動を種目にして行う事業を「子ども体験遊びリンピック」として実施している。

平成 25 年度に実施した団体は 347 団体(646 事業、参加者 60,506 人)であり、前年度(218 団体、324 事業、参加者 35,129 人)と比較すると 129 団体(322 事業、参加者 25,377 人)増加した。また、成績優秀な参加者には、漫画家松本零士氏のデザインによる金銀銅メダルやイラスト入り賞状を贈呈した。

③ 体験の風をおこそうフォーラム

青少年教育指導者、関係者に対して、体験の重要性を普及啓発するため、「体験の風をおこそうフォーラム」を 10 月 12 日にセンターで開催し、安藤忠雄氏(建築家、東京大学名誉教授)による講演と、体験の風をおこそう運動推進委員会の構成団体による実践報告に 264 人が参加した。

④ 第 2 回春のキッズフェスタ

機構と「出会いと体験の森へ実行委員会」(日本 YMCA 同盟、東京 YWCA、日本キャンプ協会、ガールスカウト日本連盟、ボーイスカウト日本連盟)の共催により、センター及び代々木公園を会場に、民間 14 団体の連携・協力の下、競技性のある体験活動や子供たちが楽しめる様々な体験活動などを提供し、親子等約 3,000 人が参加した。

⑤ 第 4 回秋のキッズフェスタ

民間 24 団体と連携・協力して「体験の風をおこそう推進月間」の事業統一実施日に、センターを会場に実施する予定で計画していたが、台風 27 号及び台風 28 号接近の影響により中止となった。

⑥ 「体験の風をおこそう」運動応援団の任命

「体験の風をおこそう」運動をより多くの国民に知ってもらうため、株式会社フジテレビ KIDS と連携し、同社のキャラクターであるガチャピン・ムックを活用することとし、平成 25 年 11 月に「体験の風をおこそう」運動応援団として任命した。

「体験の風をおこそう」運動に関する事業を実施する際のチラシ等広報物へのキャラクター掲載や子供たちとキャラクターと一緒に活動する場と機会を設けるとともに、その様子をテレビで放映するなど、体験活動の重要性を国民に理解してもらえるようその普及に努めた。

⑦ キッズフェスタクラブ

平成 23 年度から毎月第 4 土曜日にセンター（代々木の森）を会場に家族で様々な体験を楽しむキッズフェスタクラブを実施してきた。平成 25 年度は、152 家族 501 人（昨年度 154 家族 453 人）の会員が代々木の森で体験活動を楽しむことをテーマに「畑作り・収穫体験」「火起し・野外炊事体験」「竹細工・表現活動（絵）体験」「草木染め・木工クラフト体験」などを行った（延べ参加人数 610 人）。子供と保護者が協力しながら様々な活動に挑戦するとともに、多くの学生ボランティアが関わり、子供や保護者への接し方を学ぶ機会にもなった。

⑧ 第 4 回全国青少年書き初め大会

日本における書の伝統と文化を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、全国の青少年の交流を促進することを目的として、第 4 回全国青少年書き初め大会をセンターを会場に実施した。全国の 45 高校 12 大学から 465 人が参加し、優秀作品には文部科学大臣賞、NHK 会長賞などが授与された。

なお、本大会は日頃書道を学ぶ 4 大学 38 人の学生による学生委員会が、大会の 4 か月前から大会の実施準備を行うとともに、大会当日の運営に参画するなど、学生の積極的な活動の場となっている。

大会終了後は、優秀作品 60 点を全国高等学校総合文化祭優秀作品とともに、センターのカルチャー棟 1 階展示室にて展示する「優秀作品展示会」を開催した。

⑨ 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業

機構では新たに、青少年教育に係る機関や団体が連携して、地域

が一体となって子供たちに体験活動を提供し、体験活動を推進する機運を高めることを目的に、各地域の青少年教育施設や市町村・学校・民間団体等で構成される実行委員会に委託して事業を実施した。

平成 25 年度は、全国で 14 の実行委員会が、地域の伝統文化を学び体験する活動、小学校と連携して地域を清掃する活動、市町村と協働して体験の重要性を啓発する活動などに取り組み、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動が推進された。

⑩ その他広報活動

「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」、「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」から得られた結果をもとに、「体験の風をおこそう」運動の普及・啓発チラシを作成し、青少年教育関係者等を対象とした会議・研修会をはじめ、青少年教育施設・団体に配布した。

また、「体験の風をおこそう」運動という名称や、同運動に関連したイベントを実施していることを多くの人たちに周知するため、のぼり旗を作成し、同運動に賛同して活動する青少年教育施設・団体等に配布し、設置を依頼した。

このほか、「体験の風をおこそう」運動のホームページに、同運動の一環として行われる事業の参加募集や実施報告を掲載した。

(2)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組

青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と協力し、以下の事業を実施した。

① 「早寝早起き朝ごはん」広報等の資料作成配布

平成 25 年度は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を積極的かつ効果的に運動を普及し、より多くの国民に認識してもらうため、新たに 3 種類の啓発資料を作成した。

一つ目は、企業や団体に向けて、この運動を理解していただくことを目的に「心と体の元気のヒミツ 早寝早起き朝ごはん」を作成した。この資料は、朝食摂取と学力の関係等のデータや専門家からコメントなどを掲載するとともに、全国協議会が取り組んでいることやその成果、課題等をまとめたものである。

二つ目は、朝の光や睡眠、朝食の効果、家庭で実践できるポイント

等を掲載した「ポケットガイド」を作成した。このガイドは、この運動を知らない、又は、知ってはいるが実践できていない保護者等が興味関心を持ち実践できるようになることを目的としている。

三つ目は、忙しい朝に手軽にもう一品加えてバランスの良い朝食が摂れるよう「簡単おかずでバランスアップ！朝ごはんポケットレシピ」を作成し、子供たちの朝食の質の向上を図った。

また、前年度同様にやなせたかし氏のキャラクターを活用した、親子で楽しく学べる指導資料(ガイド)やチラシ約3万部を全国各地で配布するとともに、指導資料については海外へ本運動を紹介できるよう英語版を作成した。

さらに、ニュースレターを四半期ごとに発行し、全国各地の取組や「早寝早起き朝ごはん」に関する最新のデータ情報等を掲載し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の普及啓発に努めた。

② 全国各地への「早寝早起き朝ごはん」国民運動への支援

前年度に引き続き、地方公共団体等が主催する「早寝早起き朝ごはん」フォーラムへの支援を行い、全国4か所で地域の特色を活かしたフォーラムが開催された。

また、生活習慣が乱れやすくなる週末、特に土曜日の午前中を利用して小学校や中学校等で児童生徒への学習指導の支援を行う「土曜朝塾支援事業」を全国16か所で行った。

③ 「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊及びブース出展

子供の基本的な生活習慣の定着と重要性を普及啓発するため、「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊を編制し、全国の小学校や地域のイベント等14か所を訪問し、約4,500人に対して着ぐるみによる寸劇や紙芝居などにより、規則的な生活習慣の大切さについて普及啓発を図った。また、全国7か所のイベントにてブース出展を行い、約10,000人にガイドの配布や子供たちが遊びながら学べるよう塗り絵、バッジ作成等の活動をするなど、普及啓発を行った。

④ 「早寝早起き朝ごはん」フォーラム

「早寝早起き朝ごはん」に対する理解を深めてもらうため、平成26年3月8日に「早寝早起き朝ごはん」フォーラムを開催し、保護者・関係団体等148人が参加した。基調講演では、「当たり前のことを当た

りにやる」をテーマに、平成 25 年、前年度の予選敗退から箱根駅伝優勝という快挙を成し遂げた日本体育大学陸上競技部駅伝監督の別府健至氏に優勝の秘訣となった選手たちの生活習慣の改善について講演いただいた。

その後、睡眠に関する研究の第一人者である日本睡眠学会理事の白川修一郎氏、教育再生実行会議有識者であり、一児の母でもある武田美保氏とコーディネーターを務めた和洋女子大学の鈴木みゆき教授の 3 名で、「子供と睡眠～脳の力は眠りで決まる！～」をテーマにトークセッションを行った。

(3) 第 35 回少年の主張全国大会

全国 47 都道府県から選抜された中学生 12 人が、センターを会場として平成 25 年 11 月 10 日に眞子内親王殿下ご臨席の下、日常生活を送る中で感じた家族や友人、地域の人々に対する思いや感謝、また感動や感銘を受けた経験などを自分の言葉で表現し、同世代や社会に向けて発表した。

本事業には全国の中学生の 16%に当たる 56 万人を超える応募があり、また、都道府県大会で 19,716 人(都道府県大会前の地区大会等は含まない。)及び全国大会で 540 人の来場者があり、多くの中学生や一般の方々の参加を得ることができた。

来場者のアンケートでは、「少年の主張は中学生の健全育成に役立つと思った」「中学生の思いを熱く語る様子に感動しました。私と同じ中学生だと思わないくらい素晴らしかったです」などの意見が寄せられた。

(4) 読書活動の推進

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境整備を推進するため、本年度は、以下の事業を実施した。

① 「子どもの読書活動推進フォーラム」

4 月 23 日の「子ども読書の日」を記念して、文部科学省との共催により、子供の読書活動を積極的に行った学校等(学校 141 校、図書館 43 館、団体個人 55 組)に対し、文部科学大臣表彰を行った。また、「子どもの頃の読書は、豊かな人生の第一歩」と題し、島田洋七氏の基調講演や文部科学大臣表彰の被表彰者代表による読書活動の事

例発表に 452 人の参加者が熱心に耳を傾けていた。

② 「読書と体験の子どもキャンプ」

平成 20 年度より、「読む・書く・聞く・話す」という総合的な「言葉の力」について学ぶことを目的に「わくわく読書キャンプ」を行ってきた。

平成 25 年度は、当機構の「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」(平成 25 年 2 月)の調査結果を踏まえ、読書と体験は生きる力を育む両輪であるという観点から、「読書と体験の子どもキャンプ」に名称を変更し、「子どもの読書活動推進フォーラム」で優秀実践校と表彰された全国の小学校 5・6 年生 93 人を対象とし、野外活動プログラムを新たに導入して実施した。野外炊事を通じて初めて出会った仲間と交流を深め、育まれたチームワークをもとに、知的書評合戦「ビブリオバトル」や読書推進を広げるためのワークショップ等に取り組んだ。

③ 「地域読書活動の推進と人の礎づくり～人生をひらく読書の力～」

当機構が行った「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」(平成 25 年 6 月)の調査結果やこれまでの読書推進に関わる課題等を踏まえ、有識者による基調講演や著名人による朗読などのプログラムを全国 4 会場(大阪 9 月、東京 10 月、長野 11 月、福岡 2 月)で実施し、合計 2,110 人の参加を得て実施した。

④ 「えほんおはなし会」

平成 23 年度に青少年教育情報センターに設置した「キッズコーナー」において、主に未就学児を持つ親子を対象に、ボランティアによる絵本の読み聞かせ活動(延べ参加者数 215 人)を毎月第 4 土曜日に実施し、平成 25 年度は延べ 215 人の方に参加いただいた。

【東日本大震災関連事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施されているか。

【東日本大震災関連事業の実施状況】(第3章5.、3-16～17 ページ)

5. 東日本大震災復興支援への取組

機構は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により屋外活動が制限されている岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全域の青少年を対象に、様々な体験活動の機会と場の提供などの支援や、防災に関する事業等の取組を行っている。平成 25 年度の取組は、以下のとおり

東日本大震災の影響により屋外活動が制限されている中、被災地の青少年を対象に様々な体験活動の機会と場の提供などの支援を継続的に取り組んでいることを評価する。

平成 23 年度から東日本大震災復興支援への取組をつけており、平成 25 年度は 9,945 人の参加者に体験の機会

である。

(1) 東日本大震災対応事業の実施(表 3-6 参照)

① リフレッシュ・キャンプ

機構は、東日本大震災発生直後より、被災者の受け入れ等を行うとともに、子供たちが自然の中でのびのびと外遊びやキャンプなどの体験活動することで、震災によるストレスを和らげることを目的として平成 23 年度から「リフレッシュ・キャンプ」を実施している。平成 25 年度は、岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全県の小・中学生、家族を対象として、「リフレッシュ・キャンプ」を岩手山、磐梯、花山、那須甲子の東北 4 教育施設で 4 月から 3 月にかけて 11 事業実施し、延べ 7,425 人が参加した。

② 福島こどもカプロジェクト ふみだす探検隊

本事業は、平成 24 年度から、公益財団法人東日本大震災復興支援財団の協賛を受け、福島県の小学生を対象に事業を実施している。

平成 25 年度は、子供たちがいつでも体験活動ができるよう、長期休業期間中を除く毎週末に実施した。実施施設もこれまでの岩手山、磐梯、花山、那須甲子の東北 4 教育施設に、赤城、信州高遠、妙高の 3 教育施設を加えた計 7 教育施設で 5 月から 3 月にかけて 7 事業計 34 回実施し、延べ 2,428 人が参加した。

参加した子供たちからは、「普段やることのない班長の役割を与えられ、自分なりにうまくやることができ、自信になった」、「参加する前は新しい友達ができるかととても不安だったが、新しい友だちができてとても嬉しかった」などの感想が寄せられるとともに、保護者からは、「集団生活の大切なきまりを守る姿勢を学べた」、「自分に自信がついたらしく、堂々と行動できるようになった」など日常場面での子供の成長を実感できるようになったと事業の成果を示す感想が多く寄せられた。

③ 復興食イベント フード&アクティブキャンプ

本事業は、平成 24 年度から、一般社団法人日本フードサービス協会の協賛を受け、岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全域の児童生徒を対象に事業を実施している。

平成 25 年度は、大雪、乗鞍、沖縄、信州高遠、山口徳地の 5 教育施設で夏季休業期間に 5 事業実施し、92 人が参加した。本事業は、

と場を提供している。中でも、ふみだす探検隊に参加した子供たちからは「新しい友だちができて、とても嬉しかった」などの感想や保護者からも日常の場での子供たちの成長を実感できるようになったとの感想も多く寄せられ、事業の成果を挙げたことを評価したい。引き続き、被災地の子供たちやその保護者のニーズ等も勘案の上、的確かつ効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

食をテーマにしたキャンプを実施しており、郷土料理を使ったプログラムや地元の食材で野外炊事を行うなど、各地域の特色を活かした活動となった。

表 3-6 東日本大震災対応事業の実施状況

区 分	実 施 施 設 名	事業数	延参加者数
リフレッシュ・キャンプ [○]	岩手山、磐梯、花山、那須甲子	11	7,425 人
福島子どもカプロジェクト ふみだす探検隊	岩手山、磐梯、赤城、花山、 那須甲子、信州高遠、妙高	7	2,428 人
復興食イベント フード&アクティブキャンプ [○]	大雪、乗鞍、沖縄、信州高遠、 山口徳地	5	92 人
合 計		23	9,945 人

※ 上記の数値は、「表 3-1 教育事業実施状況」の「⑤東日本大震災対応事業」に加え、子どもゆめ基金
リレーションシップ事業等の 6 事業(1,911 人)を加えている。

(2) その他、防災に関する事業等の実施

【取組事例】「中学生・高校生による全国防災会議」

東日本大震災で被災した東北地方の学校や、防災教育の実践に取り組む学校の生徒が一堂に会し、これまで「高校生による全国防災ミーティング 2012」(平成 24 年 2 月淡路)及び「中学生・高校生による全国防災ミーティング in 東北」(平成 24 年 12 月花山)を実施してきた。

平成 25 年度は、国内の中高生とともに、地震で被災したアジア 3 か国の高校生も参加し、防災意識と社会参加意識の更なる向上を目的に「中学生・高校生による全国防災会議」をセンターで実施した。参加生徒 146 人(中学生 34 人、高校生 100 人、特別支援 6 人、海外参加 6 人)が 2 泊 3 日のワークショップ等のプログラムを通じて、世界に笑顔と安全を届けるためのメッセージを作成し、後日、代表の生徒らが文部科学省を訪問し、提言としてまとめたものを提出した。

【(中項目)1-2】	青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	【評定】 A																					
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>青少年及び青少年教育指導者等の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言等の教育的支援を行うとともに、毎年度平均80%以上の利用団体からプラスの評価が得られるよう、研修目的達成に向けた教育機能の充実を図る。</p> <p>(1)研修利用の促進</p> <p>青少年及び青少年教育指導者等の利用の促進を図るため、新規の利用団体の受入れに必要な方策を講じ、利用団体数を増加させる。このような取り組みにより、毎年度、青少年人口(0~29歳)の1割程度の研修利用者を確保する。</p> <p>(2)研修に対する支援の推進</p> <p>青少年及び青少年教育指導者等が各施設を利用して行う研修に対し、以下のように、研修目的を達成するために必要な指導・助言等を行う。</p> <p>① 利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修を実施できるよう、研修計画の作成・実施に対する教育的な狙いを踏まえた指導・助言等を行う。</p> <p>② 利用者のニーズや施設の立地条件等を活かした教育的な観点に立った活動プログラムの開発を行い、その内容を充実する。特に、学校教育との緊密な連携の観点から、新学習指導要領の各教科などの目標・内容等に沿ったプログラムの開発・提供等に取り組む。</p>		<table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td></td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>業務実績報告書 第4章</p>				H23	H24	H25	H26	A	A	A											
H23	H24	H25	H26																				
A	A	A																					
<p>【インプット指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>126</td> <td>126</td> <td>126</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>52</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27	決算額(百万円)	126	126	126			従事人員数(人)	55	57	52			<p>注1)決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。</p> <p>注2)従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。</p> <p>注3)人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。</p>			
(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27																		
決算額(百万円)	126	126	126																				
従事人員数(人)	55	57	52																				
<p>評価基準</p> <p>【研修利用の促進状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用団体数の増減の原因を分析し、利用団体数増加に向けた取り組みは適切に行われているか。 	<p>実績</p> <p>【研修利用の促進状況】(第4章1. ~2.、4-1~5ページ)</p> <p>【研修に対する支援の実施状況】</p> <p>機構においては、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体に対して、学習目的に応じた主体的で効果的な活動ができるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムの提案など積極的な相談及び学習指導を行っている。</p> <p>また、本部から教育施設に対して、年度計画を踏まえ「事業方針」などを示し、教育機能の充実を図るとともに安心安全な教育環境の整備に努めている。</p>	<p>分析・評価</p> <p>利用団体数増加に向けては年度計画を踏まえた事業方針の策定、利用団体に対しては教育効果の高いプログラムの提案などの相談や学習指導を行っていることは評価できる。</p>																					

・ 利用団体数は増加しているか。

1. 利用者の状況(表 4-1 参照)

平成 25 年度の教育事業を除く研修支援での利用者数は、4,675,017 人(前年度比 50,478 人減)であり、宿泊・日帰り別では、宿泊利用者数は 2,741,529 人、日帰り利用者は 1,933,488 人であった。

また、研修支援での利用者数のうちセンターを除く教育施設では、2,727,169 人(前年度比 20,157 人減)であり、そのうち、宿泊利用者数は 2,332,178 人(前年度比 12,101 人減)、日帰り利用者数は 394,991 人(前年度比 8,056 人減)であった。

・ 80%以上の利用団体からプラスの評価が得られているか。

なお、アンケート調査による利用団体の満足度は 99.1%(対前年度比 0.1 ポイント増)であり、中期計画に掲げられた「平均 80%以上」の目標値を上回った。(8-6 頁, 表 8-3 参照)

日帰り利用者数は増加しているが、宿泊利用者数が減少していることについて、原因を分析し、機構の重要な目的である青少年の団体宿泊訓練の宿泊利用者数の増加に向け、改善されるよう努めてほしい。

満足度は、99.1%と高い水準を維持している。

【経年比較】アンケート実施結果の満足度

質問項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総合的な満足度	98.6%	98.7%	98.7%	99.0%	99.1%
事前の情報提供	97.6%	97.8%	98.3%	98.6%	98.3%
職員等の教育的支援	98.1%	98.1%	98.3%	98.7%	98.7%
職員の電話や窓口での対応	98.8%	98.9%	99.0%	98.9%	99.3%
活動プログラム	98.3%	98.4%	98.6%	99.2%	99.0%

・ 直近の青少年人口の1割程度の研修利用者が確保されているか。

(1) 青少年及び青少年教育指導者等の研修支援の利用者数(表 4-1 参照)

平成 25 年度における研修支援での利用者数のうち、青少年及び青少年教育指導者等の「青少年利用」は 3,934,895 人(前年度比 11,457 人減)であった。

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(平成 25 年 3 月 31 日現在)の年齢階級別人口によると、青少年(0 歳~29 歳)人口は 36,447,009 人であり、中期計画に示している「青少年人口の 1 割程度の研修利用者を確保する」としている目標を達成した。

中期目標に掲げられた、「直近の青少年人口の 1 割程度の研修利用者を確保」しており、評価できる。

(2) 研修支援での利用団体数(表 4-1 参照)

平成 25 年度における研修支援での利用団体数については、69,608 団体(前年度比 2,438 団体減)であった。

宿泊・日帰り別では、宿泊利用数は 21,170 団体(前年度比 365 団体減)、日帰り利用数は 48,438 団体(前年度比 2,073 団体減)であった。

また、青少年・一般別では、青少年利用団体数は 53,195 団体(前年度比 1,740 団体減)、一般利用団体数は 16,413 団体(前年度比 698 団体減)となっている。

表 4-1 研修支援での利用状況

区 分		青少年利用		一 般 利 用		合 計	
		団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)
宿 泊	平成 25 年度	19,005	2,572,983	2,165	168,546	21,170	2,741,529
	平成 24 年度	19,251	2,559,951	2,284	192,644	21,535	2,752,595
	増 △ 減	△246	13,032	△119	△24,098	△365	△11,066
日 帰 り	平成 25 年度	34,190	1,361,912	14,248	571,576	48,438	1,933,488
	平成 24 年度	35,684	1,386,401	14,827	586,499	50,511	1,972,900
	増 △ 減	△1,494	△24,489	△579	△14,923	△2,073	△39,412
合 計	平成 25 年度	53,195	3,934,895	16,413	740,122	69,608	4,675,017
	平成 24 年度	54,935	3,946,352	17,111	779,143	72,046	4,725,495
	増 △ 減	△1,740	△11,457	△698	△39,021	△2,438	△50,478

(注 1)「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

(注 2)「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

表 4-2 新規利用団体の利用状況

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		増 △ 減	
	団体数	団体数	団体数	比 率	団体数	比 率
新規利用団体	11,897	16.5%	10,098	14.5%	△1,799	△2.0%
継続利用団体	60,149	83.5%	59,510	85.5%	△639	2.0%
合 計	72,046	100.0%	69,608	100.0%	△2,438	-

(3) 宿泊日数別の利用状況(表 4-3-1・2 参照)

平成 25 年度における宿泊日数別の利用団体数については、1泊2日及び2泊3日が18,146団体、全体比率で85.7%を占めている。

また、センターを除く27教育施設では、1泊2日及び2泊3日が14,969団体、全体比率で87.5%を占め、3泊4日以上が2,134団体、全体比率で12.5%となっている。

表 4-3-1 宿泊日数別の利用状況

宿泊数	平成 18 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		増△減 (H25-H18)		増△減 (H25-H24)	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	12,914	56.1%	12,025	55.8%	11,892	56.2%	△1,022	0.1%	△133	0.4%
2泊3日	6,724	29.2%	6,392	29.7%	6,254	29.5%	△470	0.3%	△138	△0.2%
3泊4日	1,777	7.7%	1,598	7.4%	1,601	7.5%	△176	△0.2%	3	0.1%
4泊5日	596	2.6%	638	3.0%	644	3.0%	48	0.4%	6	0.0%
5泊6日	327	1.4%	277	1.3%	266	1.3%	△61	△0.1%	△11	0.0%
6泊7日	194	0.8%	166	0.8%	141	0.7%	△53	△0.1%	△25	△0.1%
7泊8日	112	0.5%	108	0.5%	76	0.4%	△36	△0.1%	△32	△0.1%
8泊以上	373	1.6%	331	1.5%	296	1.4%	△77	△0.2%	△35	△0.1%
合計	23,017	100.0%	21,535	100.0%	21,170	100.0%	△1,847	—	△365	—

表 4-3-2 センターを除く 27 教育施設の宿泊日数別の利用状況

宿泊数	平成 18 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		増△減 (H25-H18)		増△減 (H25-H24)	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	11,008	56.6%	9,916	57.1%	9,761	57.1%	△1,247	0.5%	△155	0.0%
2泊3日	5,891	30.3%	5,268	30.3%	5,208	30.5%	△683	0.2%	△60	0.2%
3泊4日	1,432	7.4%	1,190	6.8%	1,216	7.1%	△216	△0.3%	26	0.3%
4泊5日	438	2.2%	473	2.7%	454	2.6%	16	0.4%	△19	△0.1%
5泊6日	250	1.3%	188	1.1%	168	1.0%	△82	△0.3%	△20	△0.1%
6泊7日	130	0.7%	102	0.6%	92	0.5%	△38	△0.2%	△10	△0.1%
7泊8日	66	0.3%	46	0.3%	35	0.2%	△31	△0.1%	△11	△0.1%
8泊以上	242	1.2%	188	1.1%	169	1.0%	△73	△0.2%	△19	△0.1%
合計	19,457	100.0%	17,371	100.0%	17,103	100.0%	△2,354	—	△268	—

(4) 学校種別の利用状況(表 4-4-1・2 参照)

平成 25 年度の学校種別による小学校、中学校及び特別支援学校の利用団体数は 7,385 校であり、全体比率では 60.9%を占めている。

また、センターを除く 27 教育施設の小学校、中学校及び特別支援学校の利用団体数は、7,138 校で全体比率 65.7%であり、高等学校及び中等教育学校を加えると 8,493 校で、全体比率は 78.2%となる。

表 4-4-1 学校種別の利用状況

学校種	平成 24 年度		平成 25 年度		増 △ 減	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
保育園・幼稚園	992	8.2%	1,108	9.1%	116	0.9%
小学校	4,381	36.2%	4,332	35.7%	△49	△0.5%
中学校	2,777	22.9%	2,697	22.2%	△80	△0.7%
高等学校	1,704	14.1%	1,611	13.3%	△93	△0.8%
中等教育学校	96	0.8%	128	1.1%	32	0.3%
特別支援学校	321	2.6%	356	2.9%	35	0.3%
大学・短大・高等専門学校	1,228	10.1%	1,285	10.6%	57	0.5%
その他の学校	615	5.1%	619	5.1%	4	0.0%
合計	12,114	100%	12,136	100.0%	22	—

表 4-4-2 センターを除く 27 教育施設の学校種別の利用状況

学校種	平成 24 年度		平成 25 年度		増 △ 減	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
保育園・幼稚園	984	9.1%	1,101	10.1%	117	1.0%
小学校	4,300	39.8%	4,249	39.1%	△51	△0.7%
中学校	2,667	24.7%	2,599	23.9%	△68	△0.8%
高等学校	1,346	12.4%	1,305	12.0%	△41	△0.4%
中等教育学校	43	0.4%	50	0.5%	7	0.1%
特別支援学校	267	2.5%	290	2.7%	23	0.2%
大学・短大・高等専門学校	853	7.9%	918	8.5%	65	0.6%
その他の学校	344	3.2%	351	3.2%	7	0.0%
合計	10,804	100%	10,863	100.0%	59	—

表 4-5 広域利用団体の利用状況

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		増 △ 減	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
広域利用団体	13,949	19.4%	13,575	19.5%	△374	0.1%
利用教育施設の設置都道府県団体	58,097	80.6%	56,033	80.5%	△ 2,064	△0.1%
合計	72,046	100.0%	69,608	100.0%	△ 2,438	—

2. 研修利用の促進

各教育施設では、青少年の成長に欠かせない多様な体験活動の機会を拡充することや、非日常的な場において団体宿泊訓練により培われる基本的な生活習慣、連帯感や協調性を身に付けさせる場を提供するため、研修利用促進及び利用者サービスの向上のための様々な取組を

行っている。

また、施設の日々の様子や教育事業の案内、状況をリアルタイムに発信するため、SNS(Facebook や Twitter)等を活用している。

【取組事例①】

三瓶においては、片道 2 時間掛かる場所まで施設が所有しているバスの運行範囲を広げ、運転手の柔軟な勤務体制及び高速道路の活用など、できるだけ利用者のニーズに応えるように努めた。その結果、島根県外の小学校 9 校へバスを運行し、192 名の利用につながった。

【取組事例②】

花山においては、幼稚園、保育所の利用のニーズが高いことから、「幼児版生活力検定」の試行調査結果の分析資料を提示しながら出前広報に取り組んだ。その結果、幼稚園、保育所の利用が、前年度と比較して 8 団体 1,043 名増加した。また、利用後の事後相談においては、「活動にあたっての事前学習を取り入れたい」、といった意見もあるなど、利用ニーズの高さを実感した。

【研修に対する支援状況】

- ・ 研修計画の作成・実施に対する指導・助言等が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

【研修に対する支援状況】(第4章3.、4-1~6 ページ)

3. 研修に対する支援の推進

(1) 研修に対する指導助言の状況

全ての教育施設において、利用団体が教育施設を利用する前に、教育施設職員が利用団体の指導者・引率者に対して、研修計画や活動プログラムの指導・助言を実施している。例えば、学校が利用する場合には、学校のねらいに合わせたプログラムを立案するため、引率教員との事前打ち合わせを実施している。その際、プログラムの紹介だけでなく、研修全体の流れを考えるために、①条件(対象・時期・予算等)の確認、②教員の意図の聞き取り、③意図の背景(問題意識の整理)、④子供たちの現状分析、⑤指導力の分析、⑥ねらい(目的)の設定、⑦ねらい(目的)から手段への落とし込み、⑧具体的なプログラムの立案までを学校教員と施設職員が共同で作成していくなど、1校1校に対応した取組も実施している。

また、利用を予定している団体の指導者が一堂に会し、教育施設利用に関する説明、同一利用日の団体間の日程調整、体験活動プログラム等の合同事前打合せ会等を実施している。

全ての教育施設で、利用団体の指導者・引率者に対する事前の指導・助言を的確に実施し、利用者のニーズ、課題及び目的を効果的に達成させ、成果を挙げたことを評価する。

引き続き、教育施設の特徴を活かした研修計画の指導・助言が一層効果的に推進されるよう取り組んでいただきたい。

【取組事例①】

妙高においては、妙高市教育委員会からの要請により、保育士、幼稚園教諭の研修を行った。園外活動の環境を見直す視点で、外遊びの発展性や、安全面などについて講義・演習を行った結果、妙高市内全16園延べ54回1,712名の利用につながった。

【取組事例②】

日高においては、特別支援学校高等部の生徒が宿泊研修を実施するあたり、コミュニケーションに関する指導依頼があった。事前に学校に出向き、生徒の様子や実態を聞き、プログラムに関する打合せを行った。研修初日には、集団で課題解決する活動を通して仲間の大切さを理解することなどをねらいとした指導を行った。

【取組事例③】

江田島においては、研修団体との事前打合せで、研修に対する依頼内容等をしっかり把握している。メインプログラムの「カッター研修」の場合、全力・協力という目的が達成できるよう、徹底的な安全管理のもと、職員・研修指導員が一体となって研修指導を行っている。その結果、厳しさを求める研修団体の要望に応えることができ、総利用団体数の約60%がカッター研修を受講するなど、ニーズが高くなっている。

また、高等学校の集団宿泊研修でカッター研修を受講した後、同じ高等学校が部活動でカッター研修を体験するケースが増えている。これは、カッター研修の目的である全力・協力の精神を部活動にも浸透させ、チーム力向上につなげたいと指導者が考えているためであり、研修後のアンケートでも高い評価を受けている。

・ 教育的な観点に立った活動プログラムの開発・充実がなされているか。

(2) 活動プログラムの開発・充実に向けた取組

① 教育的視点に立った活動プログラム

青少年や青少年教育指導者等の研修を支援し、教育効果が高く充実した研修にするため、安心安全を基本に利用者の要望や実施上の課題に対応しながら、体験活動プログラムの開発や改善に取り組んでいる。

利用団体等からの要望に応じた、教育的な観点からのプログラム開発とその内容の充実に取り組んでいる。今後は、各施設で、どのような要望があり、どのようなプログラムを開発したのか等の事例をまとめ、取組内容を機構全体で共有するよう取り組んでいただきたい。

<p>・ 学習指導要領と連携したプログラムが開発されているか。また、そのプログラムは提供・普及されているか。</p>	<p>【取組事例】</p> <p>山口徳地においては、施設周辺の自然環境を活かしつつ、青少年の体力向上を目的として、山野を駆け抜ける「山口徳地トレイルランニング」のコースを整備した。2.5km、5km、10kmの3コースを設置し、新たな体験活動プログラムとして提供を始めたところ、県内の高校陸上部2団体300名やトレイルランニング大会250名参加などの利用があった。</p> <p>② 学習指導要領と連携したプログラムの開発・提供等の取組</p> <p>平成23年度から全面実施された小学校学習指導要領等を踏まえ、学校向けの研修支援のための活動プログラムに関する情報提供、青少年教育研究センターと中央が共同で取り組んだ。</p> <p>学校における体験活動を充実させるため、教科毎の学習指導案について「学習指導要領」との対応関係を示すなど、集団宿泊活動を担当する教員が参考となる「学校教育における集団宿泊活動の手引き」を作成し、機構内全28施設及び都道府県・政令都市教育委員会(学校教育・青少年教育担当部署)等へ送付することとしている。</p>	<p>学習指導要領において推進することとされている長期宿泊体験がしっかりと定着するよう、教員向けにプログラムに関する情報提供を行っている。平成25年度の実施として作成した「学校教育における集団宿泊活動の手引き」は機構内に冊子を配付して全職員でプログラムの共有を図り、施設を利用する教員が青少年教育施設における活動の重要性、教育的効果、また、プログラムの進め方等について理解を得られるような取り組みを行っていることは評価できる。平成26年度からは、特にこの手引きを基に体験活動の重要性について教員への理解が深まるよう普及に努めていきたい。</p>
--	---	--

【(中項目)1-3】 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		【評定】																					
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1) 関係機関・団体等とのネットワークの構築 青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を図るため、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等とのネットワークを構築する。</p> <p>(2) 全国的な連絡会・協議会等の実施 青少年教育に関する関係機関・団体相互間の連携の促進を図るため、全国的な連絡会・協議会等を開催する。また、関係機関・団体等が共同して取り組む全国的な事業を実施する。</p>		A																					
		H23	H24	H25	H26																		
		A	A	A																			
		実績報告書等 参照箇所																					
		業務実績報告書 第5章																					
<p>【インプット指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27	決算額(百万円)	6	12	6			従事人員数(人)	2	5	4			<p>注1) 決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。</p> <p>注2) 従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。</p> <p>注3) 人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。</p>			
(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27																		
決算額(百万円)	6	12	6																				
従事人員数(人)	2	5	4																				
評価基準	実績	分析・評価																					
<p>【ネットワークの構築状況】</p>	<p>【ネットワークの構築状況】(第5章1.、5-1~2ページ)</p> <p>【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の状況】</p> <p>社会が豊かで便利になる中で、子供たちの体力の低下や、自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少してきている。こうした状況を踏まえ、機構は、子供たちの健やかな成長に欠かせない体験活動の重要性についての普及啓発と、青少年をめぐる諸課題への対応を円滑に推進していくために、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を更に広げ、ネットワークを活かした事業に取り組んでいる。</p> <p>機構においては、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「第2回学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」等を実施した。</p> <p>さらに、国公立・民間の青少年教育施設を対象として、平成25年度が3回目となる「全国青少年教育施設所長会議」や「全国青少年教育施設研究集会」等を実施した。</p> <p>国外とのネットワークの構築においては、国際交流事業を行っているドイツや中国、韓国、アセアン加盟8か国、ミクロネシア3か国など、各国の機関・団体と連携して事業を実施した。</p>																						

- ・ 国内の関係機関・団体等との連携を図った取組が行われ、ネットワークが構築されているか。

1. 関係機関・団体等とのネットワークの構築

(1) 国内関係施設や団体とのネットワークの構築

① 機構本部

本部においては、体験の風をおこそう運動推進委員会の構成団体と連携して「体験の風をおこそうフォーラム」の開催等体験活動の普及啓発に関する取組を実施した。同委員会の構成団体は、国立青少年教育振興機構、ガールスカウト日本連盟、自然体験活動推進協議会、全国公民館連合会、全国子ども会連合会、全国スポーツ推進委員連合、全国ラジオ体操連盟、日本キャンプ協会、日本子守唄協会、日本体育協会日本スポーツ少年団、日本PTA全国協議会、日本ユースホステル協会、日本レクリエーション協会、ボーイスカウト日本連盟(平成25年度末現在)の14団体である。

② 教育施設

各教育施設で実施している教育事業については、企画の段階から地域との関係機関と連携し、情報交換等を通じて、地域とのネットワークの強化を図っているところである。

さらに、地域が抱えている問題やニーズを踏まえ、活動場所や人材等の地域資源等を活用したプログラムづくりなどの連携も行っている。

【取組事例】「セルフチャレンジキャンプ」

中央においては、平成18年度から、ニート、ひきこもり、不登校の青少年を対象に自立を促し、就労や就学等に導くために「セルフチャレンジキャンプ」を実施している。平成25年度は、9月1日～15日において1泊15日のキャンプを実施した後、長期にわたる参加者の自立支援のフォローを目的に、11月と3月に1泊2日のフォローアップキャンプを行った。

また、プログラムの企画段階より静岡県教育委員会、若者自立センター、若者就労支援センター、若者支援団体と連携し、企画・広報・評価等を行った。さらに、プログラム内容として地域の知的障害者施設、御殿場市内の牧場においてボランティア活動に取り組み参加者の変わりゆく姿勢や言動等を関係機関と情報交換するなどの連携を行った。

平成25年度の参加者4名は、復学1名、就労者(アルバイト含む)2名、受験勉強中1名であった。

「体験の風をおこそう」運動において、国内の青少年教育等を担う関係14団体で、体験の風をおこそう運動推進委員会を構成し、体験活動の重要性を家庭や社会に伝えるための事業を展開している他、「体験の風をおこそう推進月間」として、平成25年度においては、558団体の参画を得て、全国各地で青少年の体験活動に関する様々な取り組みを1,114事業実施(前年度比465事業増)し、200,691人(前年度比85,277人増)が参加している。今後も引き続き、構築されたネットワークを活用し、さらに多くの団体から協力・賛同を得られるよう取組むことにより、体験活動の裾野を広げ、子供たちの体験活動を推進するよう取り組んでいきたい。

- ・ 国外の関係機関・団体との連携を図った取組が行われ、ネットワークが構築されているか。

(2) 国外とのネットワークの構築

機構においては、国際交流事業を実施するに当たって、ドイツの国際ユースワーク専門機関やベルリン日独センター、中国の中国関心下一代工作委員会、韓国の国立国際教育院、アスジャ・インターナショナル、アセアン各国のアスコジャ(アセアン 10 か国の日本留学生 OB 会組織)などと連携して実施している。特に、韓国の国立青少年活動振興院とは交流協定を結び、以下のような相互の連携を深めている。

① 日韓大学生討論会(日本で開催)

今年度新たに、本部と中央が連携して、12月1日～12月4日の間、日本と韓国の大学生各15人を対象に、異文化体験や日韓の友好・発展のための意見交換(日韓未来プロジェクトづくり)を行った。最終日の発表会では、日韓それぞれが抱える地域課題解決のための共同ボランティア活動の実施や継続的な日韓文化交流を実現するためのインターネットサイトの立ち上げ等が提案された。

② 第9回大韓民国青少年博覧会(職員の派遣)

本部と夜須高原は、5月24日～26日に韓国・ソウル市で開催された「第9回大韓民国青少年博覧会」に参加した。展示ブースでは機構の概要や「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動について紹介するとともに、どんぐりトトロや小枝ボールペンなどのクラフトづくりを通じて韓国の子供たちと交流した。

③ 職員相互交流(受入・派遣)

11月11日～12月6日(26日間)の間、それぞれの機関に若手職員を受入・派遣し、本部や立山で実務研修を行った。

④ 「韓国青少年野外活動国際セミナー」(職員の派遣)

国立平昌青少年活動修練院が12月12日に「安全管理」をテーマに開催したセミナーに参加し、機構が持つ安全管理のノウハウや取組を発表した。

韓国の国立青少年活動振興院とは、新たに日韓大学生討論会を行うなど、相互の連携を図る取り組みが的確に実施されている。今後も、当該協定を基に、両国の青少年教育の発展に向けた取組が、推進されるよう取り組んでいきたい。

【連絡会・協議会等の実施状況】

- ・ 関係機関・団体等が連携し、全国的な連絡会・協議会等が開催されるとともに、共同して取り組む全国的な事業が実施されているか。

【連絡会・協議会等の実施状況】(第5章2.、5-3～4 ページ)

2. 全国的な連絡会・協議会等の実施

(1) 全国的な連絡会・協議会等の開催

本部においては、国公立・民間の青少年教育施設を対象として、今年度が3回目となる「全国青少年教育施設所長会議」及び「全国青少年教育施設研究集会」、また、青少年の相談事業に携わる関係者が一堂に会した「全国青少年相談研究集会」等を実施した。

【取組事例①】「全国青少年教育施設所長会議」

本部においては、国公立・民間の青少年教育施設の所長を対象に、青少年教育施設の運営の充実、並びに施設の連絡及び協力を促進することを目的に、5月23日～24日の1泊2日で「全国青少年教育施設所長会議」を実施し、全国から115名が参加した。プログラムでは、筑波学院大学前学長の門脇厚司氏による特別講演「子どもの社会力を高める体験活動～子どもの社会力があぶない～」のほか、文部科学省、内閣府からの行政説明、国公立の青少年教育施設における取組事例や課題を協議する分科会を行った。

参加した所長からは、「体験活動の重要性に関して裏付けができ、今後の施設運営・プログラム開発に活かしたい」「会議を通して、多くの所長と交流ができ、今後の事業展開等においても、連携していきたい」等の感想が寄せられた。

【取組事例②】「全国青少年教育施設研究集会」

本部においては、国公立・民間の青少年教育施設の関係者を対象に、施設運営、事業プログラム等の更なる改善を目指し、青少年教育施設職員が一堂に会し、施設間の連携を促進することを目的に、2月6日～7日の1泊2日で「全国青少年教育施設研究集会」を実施し、全国から192名が参加した。プログラムでは、事業運営、地域連携など5つの分科会を設置「発達課題に応じた教育事業の展開」「社会課題と体験活動の普及」「地域、施設の特色を活かした体験活動普及のための連携事業」等のテーマについて、参加者と発表者の質疑応答が活発に行われた。日本体育大学教授の森田淳悟氏による特別講演では、世界を目指すチームワークをつくるために「個を伸ばす」ことの重要性と可能性について、多くの参加者が共感していた。また、参加者同士のネットワーク作りのために「施設間交流タイム」を設け、各施設によるポスターセッション

国公立・民間の青少年教育施設を対象として、「全国青少年教育施設所長会議」や「全国青少年教育施設研究集会」を開催するとともに、青少年を対象に相談業務の実務を担当する行政担当者、教員、首長部局相談担当者、警察関係者、法務省関係者、社会福祉関係者、民生児童委員等が参加する「全国青少年相談研究集会」を実施しており、青少年教育のナショナルセンターとしてリーダーシップを発揮した取り組みを的確に実施している。

ョンを行い、施設の特徴的なプログラムについて情報交換を行った。参加者からは「他施設との交流から、施設運営や事業企画のヒントを得られた」との感想が寄せられた。

(2) 共同して取り組む全国的な事業の実施

青少年をめぐる諸課題等について対応するため、関係機関とのネットワークづくりや情報交換を行うことにより、民間団体や高等教育機関など多種多様な機関、団体と共同し、全国的な事業を実施した。

【取組事例】「第2回学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」

本部においては、学生のボランティア活動をより一層推進するために、平成24年度より「学生ボランティアと支援者が集う全国交流集会」を実施している。本集会では、学生ボランティア活動を推進し支援する大学、NPO等で構成された実行委員会とともに、全国の学生11名で構成された学生員会により運営している。

平成25年度においては、より交流を深め、分科会を充実させるために、日程を1泊増やし2泊3日のプログラムを実施し、全国から103大学、17団体、415人が参加した。今後の取組や課題を協議するシンポジウムをはじめ、学生分科会(6分科会)、支援者分科会(3分科会)をテーマごとに実施し、事例発表や情報交換を行った。併せて、参加者が他大学やNPO等のボランティア活動を広く知る機会として「全国学生ボランティア交流見本市」等を実施した。

参加者からは「参加した学生の意欲が向上する内容であった」「この集会を機に他大学との連携がスタートした」との感想が寄せられた。

【(中項目)1-4】

青少年教育に関する調査及び研究

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

青少年教育のナショナルセンターとしての調査及び研究体制を強化し、青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用する。

(1) 調査及び研究体制の強化

(a) 外部有識者の協力を得た調査及び研究体制の構築

調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する外部有識者の協力を得た調査及び研究体制を構築する。

(b) 研究者の採用による調査及び研究体制の強化

調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する研究者を大学等の高等教育機関や民間団体等から採用・配置し、青少年教育に関する研究部門を創設する。

(2) 調査及び研究の実施

(a) 基礎的な調査及び研究の実施

青少年及び青少年教育に関する国内外の情報を収集・分析し、統計資料の作成や青少年教育関係文献のデータベースの構築を行うなど、基礎的な調査及び研究を計画的かつ継続的に実施する。

(b) 専門的な調査及び研究の実施

各施設における教育事業の活用などにより、青少年の各年齢期の課題、困難を有する青少年の問題、体験活動の教育効果に関する調査及び研究等を実施する。その際、社会学や心理学等の多様な関連学問領域との連携を図る。

また、都市型の青少年教育施設に関する調査研究を実施する。

(c) 調査及び研究の成果等の活用

調査及び研究の成果等については、青少年教育に関する国の政策立案等に寄与するよう、成果等に基づいた政策提言を行う。

H23	H24	H25	H26
A	A	A	

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 第6章

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	36	37	17		
従事人員数(人)	25	24	16		

注1) 決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。

注2) 従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。

注3) 人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。

評価基準

【調査及び研究体制の状況】

実績

【調査及び研究体制の状況】(第6章1.、6-1 ページ)

【青少年教育に関する調査及び研究の実施状況】

機構においては、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年の

分析・評価

<ul style="list-style-type: none"> 調査及び研究を実施する際には、外部有識者の協力が得られているか。 青少年教育に関する研究部門が置かれ、研究者の採用・配置がなされているか。 <p>【調査及び研究の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎的な調査及び研究が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 	<p>体験活動の実態や効果等の調査及び研究を実施し、その成果を広く提供することを通して、青少年の体験活動等の推進を図っている。青少年教育における基礎資料となる青少年の体験活動の実態や青少年教育施設の現状に関する調査など全国規模で継続的に行う基礎的な調査及び研究や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応して随時行う専門的な調査及び研究を実施している。</p> <p>1. 調査及び研究体制の強化</p> <p>(1) 青少年教育研究センターの運営</p> <p>平成23年4月に設置した青少年教育研究センターを中心として、外部の有識者を含めた研究会を設置し、調査及び研究を実施するなど、青少年教育に関わる調査及び研究の充実を図った。</p> <p>(2) 調査及び研究体制の整備</p> <p>青少年教育、社会教育、学校教育、国際比較調査について、専門性が高い者を客員研究員として採用・配置し、調査及び研究体制の充実を図った。</p> <p>また、職員の資質向上の一環として、調査研究に関心のある教育施設職員1名を教育施設が閑散期の一定期間、青少年研究センターにおいて調査及び研究に従事させることにより、調査研究に知見のある人材の育成を図った。</p> <p>【調査及び研究の実施状況】(第6章2.、6-1～5ページ)</p> <p>2. 調査及び研究の実施</p> <p>調査及び研究の実施については、中期目標期間における調査研究計画を策定し、計画的に実施するとともに、文部科学省等が発表する調査結果や答申、喫緊の青少年教育の課題の中から課題を取り出し、新たな調査研究の実施に取り組んでいる。</p> <p>また、青少年体験活動等担当者会議や全国青少年教育施設所長会議等において、機構の調査及び研究について説明を行い、青少年教育関係者の現場からの課題意識を把握している。</p>	<p>平成23年4月に設置した「青少年教育研究センター」を中心として外部の有識者を含めた研究会を設置し、調査及び研究を実施するなど、青少年教育のナショナルセンターとして取り組むべき調査研究を的確に実施する体制が整備されている。</p> <p>引き続き、青少年教育関係者の課題意識を把握し、調査研究に取り組んでいただきたい。</p> <p>青少年教育のナショナルセンターとして、継続的に実施すべき基礎的な調査研究を的確に実施し、その成果が活用されるよう、経年比較の分析や、データベースの構築などに十分取り組まれている。</p>
---	--	--

表 6 調査及び研究の実施状況

(1) 基礎的な調査及び研究
① 青少年の体験活動等に関する実態調査
② 青少年教育関係施設等基礎調査
③ 青少年の意識に関する国際比較調査
④ 青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集
⑤ 青少年教育関係文献・資料の調査収集
(2) 専門的な調査及び研究
① 各年齢期における体験活動に関する調査研究
② 長期集団宿泊活動の推進と学校支援の在り方に関する研究

(1) 基礎的な調査及び研究の実施

① 青少年の体験活動等に関する実態調査

機構においては、青少年教育の充実を図る上での基礎資料を得ること等を目的として、平成 18 年度より青少年の自然体験、生活体験・習慣の実態や自立に関する意識等について全国規模の調査を実施している。

平成 24 年度に実施した調査(平成 26 年 3 月 25 日公表)の集計及び分析に取り組み、青少年の体験活動等の実態や経年変化(平成 10 年～平成 24 年)、「体験活動」と「保護者の子供との関わり(しつけ等)」、「自己肯定感」との関係などを明らかにした。

【主な調査結果】

- ・ 青少年の自然体験は、平成 10 年から減少傾向にあったが、平成 24 年は増加している。生活体験は、平成 10 年以来、おおむねゆるやかな増加傾向にある。自然体験と生活体験の関係については、自然体験を行っている割合が高い青少年ほど、生活体験を行っている割合も高い。
- ・ 自己肯定感は、中高生になると急激に低くなる傾向にある。また、自己肯定感の項目の 1 つである「体力には自信がある」については、「今の自分が好きだ」「学校の友だちが多い方だ」「勉強は得意な方だ」など自己肯定感に関する他の 5 項目全てと相関関係が見られる。さらに、自然体験や生活体験が豊富な青少年ほど、自己肯定感が高い傾向にある。
- ・ 保護者は、基本的な生活習慣やマナーに関するしつけを熱心に行っている。また、子供との関わりが多い保護者ほど、その子供は

自然体験や生活体験が多く、生活習慣が身に付いており、自己肯定感が高い傾向にある。

② 青少年教育関係施設等調査

機構においては3年に1度、青少年教育に関する施設等の事業運営に資するための基礎データを得ることを目的として、国公立・民間の青少年教育に関わる施設等の管理・運営に関する調査を実施している。また、得られたデータの一部については、機構ホームページ「青少年活動場所ガイド」において情報提供を行っている。

平成25年度は、全国の自治体に協力を依頼し、各都道府県、指定都市及び市町村が所管している施設について調査を行い、公立施設のデータを収集した。また、民間施設については、民間団体が保有している施設について調査を行い、データを収集した(調査結果の取りまとめは、平成26年度に行う予定)。

③ 青少年の意識に関する国際比較調査

今後の青少年教育の参考とすることを目的として、4か国(日本、アメリカ、中国、韓国)の高校生を対象として、科学等に関する意識の調査を実施した(調査結果の公表は、平成26年度に行う予定)。

本調査は、これまで財団法人日本青少年研究所が毎年テーマを変えて実施してきたものであるが、同研究所が平成25年8月末に解散したことにより、機構が同調査を引き継ぐこととなった。

④ 青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集

青少年及び青少年教育に関わる法令・審議会等の答申・各種統計データなどの情報を収集の上、機構ホームページの「青少年教育情報ポータル」に掲載した。

⑤ 青少年教育関係文献・資料の調査収集

青少年及び青少年教育に関する各種報告書、図書等の文献・資料などを青少年教育関係機関等から収集し、一般の方々が青少年教育情報センターで閲覧できるようにするとともに、それらの書誌情報をホームページで提供した。

- ・ 専門的な調査及び研究が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

(2) 専門的な調査及び研究の実施

① 各年齢期における体験活動に関する調査研究

子供の頃の体験と体験を通して得られる資質・能力の関連性や、どの時期にどのような体験を行うと効果が高いかを明らかにすることを目的として、外部の有識者を含めた研究会を平成 20 年度に設置した。また、その研究成果等をもとに、子供の頃に体験しておく事柄について体系化した「体験カリキュラム」の作成に向けて検討を行っている。

平成 23 年度からは、子供の頃に身に付けておくべき生活習慣や技術、礼儀作法などの技能を「生活力」として、これらの目安を設定し、これを「生活力検定」として実施するための調査研究を実施している。

ア. 幼児版生活力検定試行調査

平成 25 年度は、平成 24 年度に実施した幼児版生活力検定の試行調査(計 35 園、約 1,300 人の幼児)の結果を分析し、有識者による検討を行い、幼児が楽しみながら生活に関するスキルがどの程度身に付いているかを確認することができる 14 の検定種目を作成し、実施や確認の方法、留意点などを記載した「幼児版生活力チャレンジ実施要項」を作成した。

14 の検定種目の作成においては、生活力を衣・食・住・遊び運動・コミュニケーション・その他に分けて、衣については「服の着脱ができるか」等、食については「配膳ができるか」等、住については「雑巾がけ・雑巾しぼりができるか」等、遊び運動については「ケンケンパができるか」「はさみを使えるか」等、コミュニケーションについては、「あいさつ・返事ができるか」、その他については、「えんぴつを正しく持てるか」等を検定種目とした。

イ. 青少年の「生活力」に関する実態調査

平成 25 年度は、子供の「生活力」の実態を把握するとともに、「生活力」が体験活動や生活環境、保護者の子供との関わり等どのように関係しているかについて明らかにすることを目的として、平成 24 年度に実施した調査の分析を行った。分析に当たって、生活スキルについては、「家事・暮らしスキル」、「健康管理スキル」、「コミュニケーションスキル」、「礼儀・マナースキル」課題

中期目標・中期計画で法人が達成すべき目標とされている「青少年の各年齢期の課題」、「困難を有する青少年の問題」、「体験活動の教育効果に関する調査及び研究」を的確に実施している。過去の調査結果を基に、新たな結果を導き出したことや、喫緊の課題に対応した調査研究等、専門性の高い十分な成果が得られている。特に、青少年の「生活力」に関する実態調査においては大人になる上で、子供の頃に身に付けるべき必要な「生活力」を調査しており、内容として高く評価できる。

解決スキル」の5つに分類した。

【主な調査結果】

- ・ 子供の生活スキルの多くは、学年が上がるごとに習得されるが、「毎朝、朝食を食べること」などの健康管理スキルにおいては、学年が上がるごとに習得率が下がる項目も見られる。
- ・ 「様々なことをできるだけ体験させている」など体験を積極的にさせている親や、「学校のない日にも早寝早起きをさせている」など生活習慣を身に付けさせることに力を入れている親ほど、その子供の生活スキルが高い傾向にある。また、「よく『もつとがんばりなさい』と言っている」などの叱咤激励については、親の叱咤激励の程度とその子供の生活スキルとの関連は見られない。
- ・ 体験活動やお手伝い、読書をする人が多い子供ほど、生活スキルが高く、ゲームをする人が多い子供ほど、生活スキルが低い傾向にある。
- ・ 生活スキルが高いほど、学校生活が充実しており、自立に対する意識も高い傾向にある。

② 長期集団宿泊活動の推進と学校支援の在り方に関する研究(項目別-30「学習指導要領と連携したプログラムの開発・提供等の取組」参照)

平成23年度から全面実施された小学校学習指導要領において、自然体験活動を中心とする長期集団宿泊活動が推奨されたことを踏まえ、青少年教育研究センターと国立中央青少年交流の家が共同で、学校の長期集団宿泊活動の実施を推進するための調査研究を平成24年度から2か年で実施している。

平成25年度は、平成24年度に実施した小学校の集団宿泊活動の現状と課題(実施日数、実施体制、実施する際に教員が課題と考えている事項等)を把握する調査の分析を行うとともに、学校における体験活動を充実させるため、集団宿泊活動を担当する教員が参考となる指導資料を作成した。指導資料には、学校教育における集団宿泊活動の意義、集団宿泊活動を位置付けた教育課程の編成方法、教育課程に位置付けた集団宿泊活動の展開例(国語、社会、理科、家庭科、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動)等について記載している。

<ul style="list-style-type: none"> 成果を活用した取組が実施されているか。 調査及び研究の成果を発表し、その成果は他の機関等で活用されているか。 	<p>【主な調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団宿泊活動を実施しているのは、5年生が一番多く約77%、次いで6年生が約21%となっている。実施日数は、1泊2日と2泊3日がほぼ同数で、それぞれ約47%となっている。 ・ 教育課程への位置付けについては、「特別活動」の「学校行事」「遠足・宿泊的行事」が約73%と一番多く、次いで、「総合的な学習の時間」の約41%となっている。「教科」の中で多いのは、「理科」約14%、「家庭」約15%、「体育」約16%となっている。 ・ 集団宿泊活動については、多くの教員が教育効果を認識している。特に、「共通の目標に向かって協力するようになり仲間意識が向上した」で、約98%であり、「自分に自信を持つことや自分が学級に役立っていると思うなど、自己を肯定的にとらえるようになった」と「自ら考え行動するようになった」は90%以上の学校が効果があると答えている。 <p>(3) 成果の発表及び他の機関等での活用状況</p> <p>① 報告書等の作成</p> <p>平成24年度に機構で取り組んだ調査結果等を掲載した「青少年教育研究センター紀要第2号」を作成し、機構のホームページに掲載するとともに、関係機関・団体などに配布した。また、結果が明らかになった調査研究については、報告書やリーフレットを作成し機構のホームページに掲載するとともに、文部科学省や関係機関・団体などに配布した。さらに、一般の研究者が二次分析に使うことができる個票データをホームページからダウンロードできるようにした。</p> <p>② 調査及び研究の成果等の活用状況</p> <p>「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」、「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」、「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」等の調査結果については、「平成24年度 文部科学白書」、「平成25年版 子ども・若者白書」など国や自治体、民間団体等の資料に活用された。また、平成25年度は、「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」等の成果を普及するため、調査結果をわかりやすくまとめたリーフレットとポスターを作成した。これらのリーフレット等について、教育委員会や公立青少年教育施設、民間団体等から多数の送付依頼があった。</p>	<p>「青少年教育研究センター」で実施した調査研究については、「青少年教育研究センター紀要第2号」を作成し、ホームページに掲載するとともに、国や関係機関・団体等に配布し、広く公表している点は評価できる。今後は教育委員会や関係機関・団体に対する説明の機会を増やし、社会全体に普及できるよう取り組んでほしい。</p> <p>的確な各種調査研究を実施し、その調査結果が国や自治体、民間団体に活用されるなどしていることを高く評価したい。引き続き青少年教育のナショナルセンターとしてニーズに応えた調査研究を行い、その調査結果を広く一般に知らしめるなど、体験活動の重要性についての普及・啓発に努力してほしい。</p>
---	---	--

【(中項目)1-5】 青少年教育団体が行う活動に対する助成		【評価】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)助成金の交付</p> <p>青少年教育団体に対し、当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。その際、体験活動と読書活動に対する助成については、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動を中心に交付を行う。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。</p> <p>また、子どもの体験活動・読書活动等、助成活動の事例を収集するとともに、ホームページ等を通じた関係団体への情報提供を行う。</p> <p>(a)子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成</p> <p>① 子どもを対象とする自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の体験活動の機会を提供する活動</p> <p>② 指導者の養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする体験活動を支援するための活動</p> <p>(b)子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成</p> <p>① 子どもを対象とする読書会、読み聞かせ等の読書活動を推進する活動</p> <p>② 読書ボランティアの養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする読書活動を支援するための活動</p> <p>(c)インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を行う活動に対する助成</p> <p>(2)選考手続き等の客観性及び透明性の確保</p> <p>引き続き、外部専門家や有識者等の参加を得た第三者による委員会を設置(必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。)し、審査方法等選定に関する基準を策定の上、審査を行い、採択結果及び選考に関する基準をホームページ等により公表する。</p> <p>(3)資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保</p> <p>資金の確保について、全国規模である法人のメリットを活かして、民間企業等からの寄附金獲得のための活動を積極的に行う。資金の運用及び管理については、資金管理委員会により客観性及び透明性を確保するとともに、安全性が高い金融機関及び金融商品で運用し、適切に管理する。</p>		A			
		H23	H24	H25	H26
		A	A	A	
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第7章			
【インプット指標】					
(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	1,351	1,205	1,181		
従事人員数(人)	13	10	11		
		<p>注1)決算額については、各年度の助成金交付確定額及び普及啓発事業経費である。</p> <p>注2)従事人員数については、助成業務を担当する機構本部子どもゆめ基金部の人数を記載した。</p> <p>注3)人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。</p>			

評価基準	実績	分析・評価
<p>【助成金の交付状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 	<p>【助成金の交付状況】(第7章1.～2.、7-1～5 ページ)</p> <p>【青少年教育団体が行う活動に対する助成の実施状況】</p> <p>機構では、健全な青少年の育成のため、地域の団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への財政的支援を行っている。</p> <p>平成 25 年度助成においては、4,646 件(対前年度比 19 件減)の応募があり、3,517 件(対前年度比 279 件増)を採択した。(表 7-1 参照)</p> <p>この助成により、485,903 人(対前年度比 71,047 人増)の子供たちに様々な体験活動や読書活動の機会が提供された。また、子供の体験活動や読書活動を支援する指導者等を対象とした活動には、37,715 人(対前年度比 3,332 人減)が参加した。(表 7-2 参照)</p> <p>子供の参加人数が増加した主な要因としては、子供を対象とした活動が昨年よりも1割弱増えたほか、1活動当たりの参加人数が平均的に増加したことが挙げられる。一方、大人の参加人数の減少は、読書活動においてフォーラムや指導者養成の活動が昨年より2割ほど減少したほか、多人数が参加する活動が昨年よりも少なかったためである。</p>	<p>平成 25 年度の「子どもゆめ基金」助成事業への応募件数は 4,646 件であり、採択件数については前年度に比べ 279 件増となっているものの、確定件数は 129 件の増、交付確定額は 2%減となっている。このような実績となった理由について分析・検討し、さらに有効な助成事業の実施に努めていただきたい。</p> <p>また、助成した活動への参加状況については、全体では 666,356 人、子どもの参加人数は 485,903 人と前年度と比べ、71,047 名の増加をしており、子どもの体験活動の振興及び読書活動の振興を図る活動への支援は的確に行われている。</p>

表 7-1 助成金の応募・採択状況

助成対象 活動区分	年度	応募状況		採択状況		確定状況	
		応募件数	交付申請額 (単位:千円)	採択件数	交付決定額 (単位:千円)	確定件数	交付確定額
体験活動	平成 25 年度	4,011	1,931,018	3,042	1,284,878	2,801	967,220
	平成 24 年度	3,988	1,964,790	2,783	1,124,187	2,682	975,683
	増 △ 減	23	△33,772	259	160,691	119	△8,463
読書活動	平成 25 年度	571	222,926	463	165,799	449	125,921
	平成 24 年度	613	267,865	436	155,079	432	134,720
	増 △ 減	△42	△44,939	27	10,723	17	△8,799
教材開発・普及活動	平成 25 年度	64	447,538	12	88,443	12	86,202
	平成 24 年度	64	503,791	19	98,125	19	91,867
	増 △ 減	0	△56,253	△7	△9,682	△7	△5,665
合計	平成 25 年度	4646	2,601,482	3,517	1,539,120	3,262	1,179,343
	平成 24 年度	4665	2,736,446	3,238	1,377,388	3,133	1,202,270
	増 △ 減	△19	△134,964	279	161,732	129	△22,927

表 7-2 助成活動への参加状況

(単位:人)

区 分	平成 24 年度			平成 25 年度			増 △ 減		
	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計
子供を対象とする活動	505,128	82,546	587,674	587,568	78,788	666,356	82,440	△3,758	78,682
うち子供の参加人数	366,891	47,965	414,856	436,433	49,470	485,903	69,542	1,505	71,047
うち大人の参加人数	138,237	34,581	172,818	151,135	29,318	180,453	12,898	△5,263	7,635
フォーラム等振興普及 活動・指導者養成	8,438	32,609	41,047	11,030	26,685	37,715	2,592	△5,924	△3,332
合 計	513,566	115,155	628,721	598,598	105,473	704,071	85,032	△9,682	75,350

1. 助成活動の募集

(1) 募集に係る広報の状況

① 募集説明会の実施等

平成 25 年度助成活動の募集については、例年同様、チラシや募集案内を全国に配布するとともに、全国の主要都市(6 か所)で募集説明会を開催した。このほか、当機構の教育施設や NPO 団体が主催する募集説明会(6 か所)にも出向き、主要都市以外においても広報活動を行った。

また、地域の草の根的な活動の拡大を図るため、年 2 回の募集を制度化し、二次募集については、一次募集開始時に事前に周知した。

「都道府県・政令指定都市青少年体験活動担当者会議」の開催や地方教育施設による説明会を開催するなど、応募団体拡大を図ったことは一応の評価はできるが、実績として応募件数や応募金額が前年度より減少しているため、子どもゆめ基金の更なる周知と理解を促す取組を期待する。

② 周知を広げる取組

助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、全国の関係機関等へ配付するとともに、ホームページに掲載し広く情報提供を行った。

また、前年度に引き続き、各都道府県等の担当者を集めた「都道府県・政令指定都市 青少年体験活動担当者会議」を9月に開催し、子どもゆめ基金の更なる周知と理解促進を図った。特に、今回は会議期間を2日間に拡大して分科会を新たに行い、各都道府県の担当者と職員との双方向の協議を通じて、各都道府県との協働体制の充実を図った。その結果、都道府県等で行われる会議において子どもゆめ基金が周知されたほか、45の都道府県等において申請・相談窓口が設置された。

さらに、全教育施設において、「子どもゆめ基金体験の風リレーションシップ事業」を実施し、参加者約 9.9 万人に対して子どもゆめ基金の周知を図った。

(2) 助成金の応募状況(表 7-3-1~2・7-4-1~3 参照)

平成 25 年度助成活動の分野別の応募件数は、体験活動 4,011 件、読書活動 571 件、教材開発・普及活動 64 件、合計 4,646 件(対前年度比 19 件減)であった。このうち、二次募集の応募件数は、体験活動 741 件、読書活動 138 件、合計 879 件(対前年度比 368 件増)であった。

また、応募団体数は、2,653 団体(対前年度比 104 団体増)であり、このうち新規の応募団体数は、919 団体(対前年度比 81 団体増、全体の 34.6%)であった。

表 7-3-1 助成金の応募状況(活動区分別)

(単位:件)

助成対象活動区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
体験活動	応募	2,209	1,952	3,615	3,988	4,011
	確定	1,581	1,538	2,562	2,682	2,801
読書活動	応募	542	418	644	613	571
	確定	441	359	513	432	449
教材開発・普及活動	応募	82	72	113	64	64
	確定	27	31	29	19	12
合 計	応募	2,833	2,442	4,372	4,665	4,646
	確定	2,049	1,928	3,104	3,133	3,262

表 7-3-2 助成金の応募状況(金額)

(単位:千円)

助成対象活動区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
体験活動	応募	1,944,183	1,643,620	2,026,818	1,964,790	1,931,018
	確定	966,797	965,105	978,284	975,683	967,220
読書活動	応募	330,724	291,403	302,008	267,865	222,926
	確定	195,445	168,327	172,409	134,720	125,921
教材開発・普及活動	応募	934,821	873,279	930,051	503,791	447,538
	確定	266,914	324,184	198,636	91,867	86,202
合 計	応募	3,209,728	2,808,302	3,258,877	2,736,446	2,601,482
	確定	1,429,156	1,457,616	1,349,329	1,202,270	1,179,343

表 7-4-1 助成金の応募状況(団体種別)

団 体 種 別	平成 24 年度		平成 25 年度		増 △ 減
	応募団体数	割合(%)	応募団体数	割合(%)	応募団体数
財団法人・社団法人	218	8.6	261	9.8	43
特定非営利活動法人	577	22.6	676	25.5	99
法人格を有しない団体等	1,754	68.8	1,716	64.7	△38
合 計	2,549	100.0	2,653	100.0	104

表 7-4-2 助成金の応募状況(団体種別)

(単位:団体)

団 体 種 別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
財団法人・社団法人	178	171	221	218	261
特定非営利活動法人	573	444	557	577	676
法人格を有しない団体等	1,853	1,572	1,682	1,754	1,716
合 計	2,604	2,187	2,460	2,549	2,653

表 7-4-3 助成金の応募状況(新規団体数)

(単位:団体)

団体種別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規団体数	839	628	792	838	919
	(32.2%)	(28.7%)	(32.2%)	(32.9%)	(34.6%)

- ・ 助成金は、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく交付されているか。

(3) 助成金応募団体の分布状況(表 7-5 参照)

平成 25 年度の助成金応募団体数は合計 2,653 団体であり、都道府県別に見ると、東京都(392 団体)、大阪府(228 団体)、北海道(149 団体)の応募が多く、一方で、鳥取県(8 団体)、富山県(16 団体)、佐賀県(16 団体)、高知県(17 団体)、青森県(19 団体)、秋田県(19 団体)は少なかった。

また、応募件数について平成 21 年度と比較すると、50 件以下の県は 30 県から 17 県に減少するなど、草の根レベルの活動が浸透してきていると考えられる。

「都道府県・政令指定都市青少年体験活動担当者会議」の開催や地方説明会の拡大などにより、応募件数が 50 件以下の県が減少したことは評価できる。引き続き、地域に偏りなく事業が行われるよう広報の充実を図ることを期待する。

表 7-5 助成金の応募状況(団体所在地都道府県別)

都道府県	平成25年度 応募団体数	平成25年度 応募件数				平成21年度 応募件数
		体験	読書	教材	合計	
北海道	149	244	22	2	268	166
青森県	19	24	4	0	28	20
岩手県	22	33	3	0	36	37
宮城県	43	59	10	1	70	25
秋田県	19	23	3	0	26	29
山形県	20	24	3	0	27	17
福島県	26	45	7	0	52	35
茨城県	38	44	4	0	48	45
栃木県	42	57	14	0	71	46
群馬県	37	70	3	0	73	25
埼玉県	74	122	11	1	134	78
千葉県	75	137	10	2	149	96
東京都	392	679	91	21	791	422
神奈川県	106	130	16	2	148	86
新潟県	50	88	8	0	96	60
富山県	16	21	0	0	21	21
石川県	40	52	9	1	62	31
福井県	24	68	3	0	71	32
山梨県	24	37	9	0	46	27
長野県	64	91	11	3	105	85
岐阜県	52	78	7	4	89	52
静岡県	62	81	7	1	89	66
愛知県	87	118	9	2	129	69
三重県	30	31	12	2	45	23
滋賀県	51	66	18	1	85	73
京都府	56	70	9	3	82	74
大阪府	228	357	53	4	414	252
兵庫県	116	193	16	1	210	112
奈良県	36	60	13	0	73	22
和歌山県	34	44	9	0	53	32
鳥取県	8	6	5	0	11	13
島根県	25	22	12	1	35	31
岡山県	36	50	9	0	59	35
広島県	27	31	2	1	34	33
山口県	20	20	8	0	28	26
徳島県	42	57	5	0	62	42
香川県	30	35	8	0	43	23
愛媛県	36	50	3	0	53	33
高知県	17	29	4	0	33	19
福岡県	117	162	41	2	205	116
佐賀県	16	15	1	0	16	10
長崎県	21	56	5	0	61	35
熊本県	50	83	32	3	118	81
大分県	28	32	8	0	40	29
宮崎県	31	53	12	1	66	37
鹿児島県	83	133	19	0	152	84
沖縄県	34	31	3	5	39	28
合計	2,653	4,011	571	64	4,646	2,833

- ・ 特色ある新たな取組、取組の裾野を広げるような活動に交付されているか。

2. 助成金の交付

(1) 助成金の交付状況

助成金交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に審査を諮問し、特色ある取組や裾野を広げるような活動を中心に助成するという基本方針で審査が行われた。

その結果、特色ある取組として、次のような取組に対し助成を行った。

- ① 小学校 1～6 年生を対象に 1 週間のキャンプを実施し、キャンプ前半で災害時に役立つノウハウを学び、後半で実際に地震が起きたという設定で、学んだノウハウを活かして生活する取組
- ② 高校生を対象として、大学教員等の指導の下、学校では体験できる機会の少ない高度な科学実験教室を行う取組

また、裾野を広げるような活動については、二次募集の成果とあわせて、平成 25 年度の「決定」のうち市区町村規模の活動が前年度から 144 件増加し、2,730 件へと拡大した。

(2) 事務手続きの見直し等に関する取組

団体の負担軽減と業務の効率化を図るため、平成 25 年度助成から「内定」の手続きを廃止し、最初から「交付決定」をすることとした。団体に対するアンケート結果では、89.2%が「簡素化されてよかった」との回答であった。

さらに、申請団体の利便性の向上と業務の効率化を図るため、電子申請にも対応した「新子どもゆめ基金システム」を開発し、平成 26 年度の助成金申請より稼働した。申請件数 3,331 件のうち、半数近い 1,582 件が電子申請によるものであった。

(3) 適正な助成に向けた取組

助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、79 件(79 団体)を抽出し調査を行った。調査結果はおおむね適正であったが、関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導した。

また、領収書の偽造による助成金の不正受給を防ぐため、実績報告時に領収書原本の提出を義務化するとともに、助成金募集案内に適正な会計処理についての頁を新設し、募集説明会等において周知した。

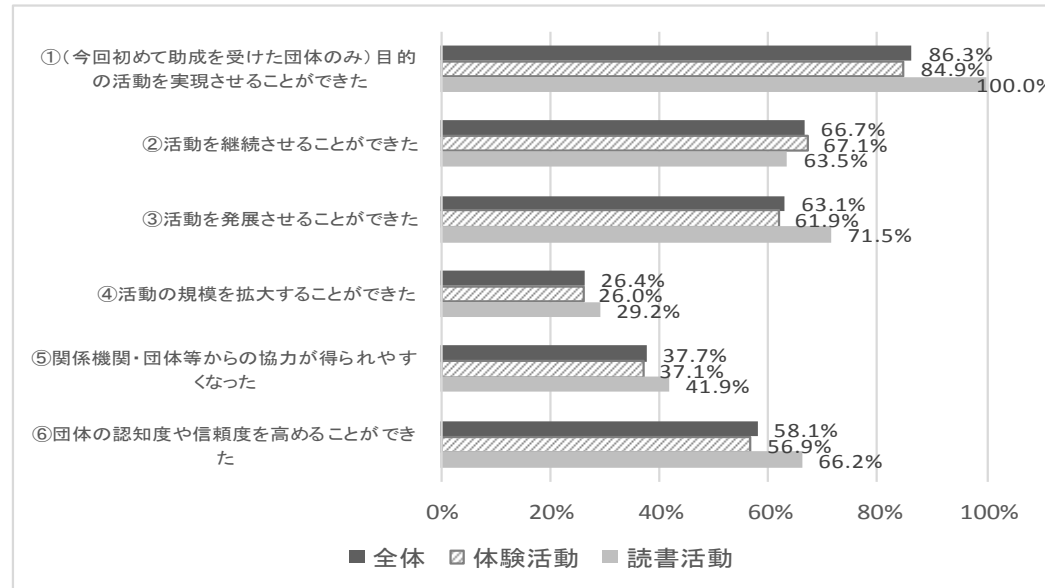
特色のある活動や、取組の裾野を広げる活動等を中心に、幅広く助成金が交付されている。

特に裾野を広げるような活動として、平成 25 年度の「決定」のうち、市区町村規模の活動が前年度から 144 件増加し、拡大へとつながったことを評価する。

(4) 助成金の成果・効果等(図 7-6 参照)

助成団体を対象に実施したアンケートでは、「経済格差により困窮し社会教育事業に参加しにくい児童が増加している中で、地域の子供たちが広く参加できる場を提供することができた」「毎年参加する子供たちが、リーダーとして指導に回るなど、継続して行う効果が出始めた」「子供たちに少しでも多くの体験の場や価値観を増やすきっかけづくりになった」という意見があり、助成金の交付を受けたことによる効果が様々な面に表れていた。

図 7-6 助成金の交付による効果【体験活動・読書活動】(複数回答)



【客観性・透明性の確保状況】

- ・ 選考手続き等に客観性や透明性が確保されているか。

【客観性・透明性の確保状況】(第7章3.、7-6～7 ページ)

3. 選考手続き等の客観性及び透明性の確保

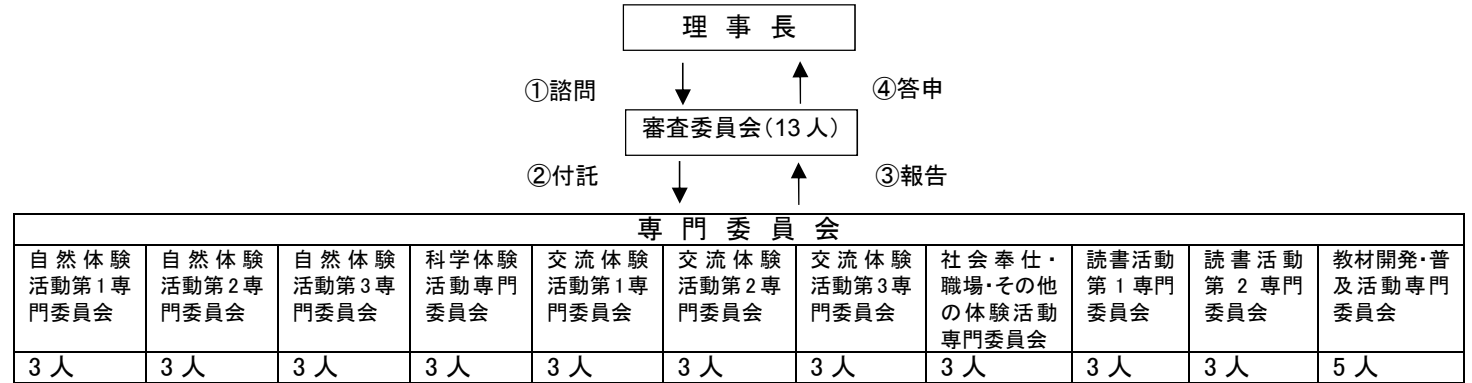
(1) 選考手続きの状況

① 審査委員会組織及び審査体制(図 7-7 参照)

平成 25 年度助成の審査は、自然体験活動専門委員会、科学体験活動専門委員会、交流体験活動専門委員会、社会奉仕・職場・その他体験活動専門委員会、読書活動専門委員会の各専門委員会(11 委員会・35 人)が専門的見地から行い、審査委員会(13 人)がその結果に基づいて採否を審議し、答申した。

助成金の交付の選考手続きに係る審査については、審査委員会・専門委員会を設置し、客観性を確保するとともに、審査結果等をホームページに掲載するなど透明性の確保に努めている。

図 7-7 平成 25 年度審査委員会の審査体制



② 審査委員会委員の選任

審査委員の任期は、子どもゆめ基金審査委員会規程により 2 年となっている。平成 25 年度は、平成 23 年 8 月 1 日付けで改選された男性 10 人、女性 3 人の計 13 人の審査委員が審査に当たった。また、男性 23 人、女性 12 人の計 35 人の専門委員が専門的見地から審査した。

③ 審査委員会及び各専門委員会の審査状況(表 7-8 参照)

助成に係る審査については、審査委員会委員会が定めた助成金交付のための基本方針を踏まえ、各専門委員会が審査の方法等について認識の共有を図り、助成対象活動の評定を行い、審査委員会へ報告した。審査委員会においては、各委員会の評定結果に基づき、助成対象活動の採択を行うことで、客観性・透明性の確保に努めた。

平成 25 年度助成の審査については、平成 25 年 2 月から 3 月にかけて実施した。

表 7-8 平成 25 年度助成に係る審査委員会等の開催状況

委員会名		開催日	主な審議事項
審査委員会		平成24年 7月26日	・助成金交付の基本方針
		平成25年 3月19日	・助成対象活動の採択
		7月31日	・助成対象活動の採択(二次募集)
専門委員会	自然体験活動専門委員会	平成24年12月26日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成25年 2月 8日 2月15日 3月 4日	・助成対象活動の評定
	科学体験活動専門委員会	平成24年12月12日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成25年 2月21日	・助成対象活動の評定
	交流体験活動専門委員会	平成24年12月17日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成25年 2月12日	・助成対象活動の評定
		2月13日 2月14日	
	社会奉仕・職場・その他体験活動専門委員会	平成24年12月13日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成25年 3月14日	・助成対象活動の評定
	読書活動専門委員会	平成24年12月25日	・助成対象活動の審査の方法等
		平成25年 2月26日 3月 5日	・助成対象活動の評定
	教材開発・普及活動専門委員会	平成24年11月30日	・助成対象活動の審査の方法等
		12月17日 平成25年 2月19日	・助成対象活動の評定

(2) 選考手続き等の客観性及び透明性の確保に関する取組

① 審査状況等の公表

審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針(選考基準)、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するとともに、都道府県教育委員会にも資料提供を行い、客観性・透明性の確保に努めた。

② 選考手続き等の見直しに関する取組

「子ども向け教材開発・普及活動」の助成については、平成 25 年度助成から年度途中で専門委員によるヒアリングの機会を設け、進捗状況を確認するとともに、よりよい教材が開発できるよう指導・助言を行った。

【資金の確保、運用・管理の状況】

- ・ 民間企業等からの寄附金獲得のための活動が積極的に行われているか。

【資金の確保、運用・管理の状況】(第7章 4. 7-8~9 ページ)

4. 資金の確保、運用及び管理の客観性

(1) 資金の拡大についての活動状況

① 出えん金の募集広報の状況

ア. 振替払込書付きの募金のチラシを 2 万部作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付し、募金広報を展開した。

イ. ホームページ、募金のチラシ、子どもゆめ基金ガイド、手提げ袋、クリアファイルに基金への募金依頼及び寄附者名を掲載することにより、多くの方々に募金広報と寄附者の紹介を行った。また、13,000 部作成した子どもゆめ基金ガイドに募金の振替払込書をつづり込み、募金広報を充実するとともに、寄附者への便宜を図った。

ウ. ホームページの寄附者一覧のページを毎月更新し、寄附していただいた企業や機関・団体、個人の名前を迅速に公表した。

エ. 教育施設に募金箱を設置し、募金箱に子どもゆめ基金のチラシや振替払込書付きの募金のチラシを設置し、教育施設の利用者を対象に募金の周知を図った。

オ. センター構内設置の清涼飲料水等の自動販売機の売り上げの一部を寄附金として受け入れている。また、平成 24 年度から清涼飲料水販売会社と連携し、子どもゆめ基金の説明やキャラクターを表記した自動販売機を考案し、機構以外に設置した場合も同様に売り上げの一部を寄附金として受け入れることができるようにしている。

カ. 民間のカード会社と契約し、ポイント還元対象の一つとして「子どもゆめ基金へ募金」を設定し、寄附の拡充を図るとともに、子どもゆめ基金の周知を図った。

キ. 子どもゆめ基金の認知度を向上させるとともに、基金に対する一層の周知を図るため、以下の取組を実施した。

a. 子どもゆめ基金紹介リーフレットを作成し、各教育施設の教育事

民間出えん金は累計1億円の確保を達成したが、更なる獲得のために、各種様々な取組に努めていただきたい。

<p>・ 資金の運用及び管理について、客観性及び透明性が確保され、安全性の高い金融商品等で運用し、適切に管理されているか。</p>	<p>業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付した。</p> <p>b. 「子どもゆめ基金」、「読書・手伝い・外あそび」、「かがやく先輩からのメッセージ」、「体験の風をおこそう」、「早ね早おき朝ごはん」と印刷した絆創膏 5 枚セットに、「かすり傷は、子どもの勲章！」とのメッセージを添えて 4 万個作成し、全教育施設を活用して話題性のある広報を行った。</p> <p>② 資金の確保 上記の取組により、平成 25 年度においては、民間からの出えん金として、7,396,476 円(累計額 104,197,468 円)を確保した。</p> <p>(2) 資金運用の実施状況 民間からの出えん金の運用については、資金管理委員会において、元本の保証、高い運用益が確認された地方債券で運用しており、安全性と収入向上の両立を図っている。(項目別-79~80 参照)</p>	<p>資金の運用及び管理にあたっては、引き続き安全性と収入向上の両立に努めていただきたい。</p>
---	--	---

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

上記の1～5に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、その特質に応じて、以下の事項を行う。

(1) 広報の充実

国民の青少年教育に対する理解を増進するとともに、機構の業務内容の周知や各施設の研修利用の促進を図るため、事業等の目的・内容及び成果並びに各施設の情報などについて、インターネットやマスメディアの積極的な活用、刊行物等広報関係資料の配付や青少年教育に関連するデータベースの構築・更新などにより、一層効果的かつ戦略的な広報を実施する。

(2) 各業務の成果の普及

各業務の成果の普及を推進するため、公立の青少年教育施設や関係機関・団体等に対して、以下の取組により、情報提供等の充実を行う。

- ① 開発したプログラムを公立の青少年教育施設等で活用できるよう汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫を行う。
- ② ホームページや各種資料、全国的・都道府県規模の会議、その他様々な機会を活用して、適時適切な情報提供を行う。
- ③ 各業務の成果の普及状況及び公立の青少年教育施設や関係機関・団体等のニーズなどを把握するため、各種情報収集を行う。

(3) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。
また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、評価結果を業務の改善に反映する。

(4) 各業務における安全性の確保

各業務の実施に当たっては、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、日常的に施設設備の安全点検を行う。また、事故等につながるような事例を蓄積し、各施設間で共有するとともに、安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守、職員等に対する安全指導に関する研修、利用者への安全指導の徹底等を行う。

(5) 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進

青少年等の多様なニーズに応え、各業務を実施するため、内容に応じて、民間団体・企業等の参画を得て、事業等を行う。
また、ボランティア等の参画機会の拡充を図るため、ボランティアの登録・研修を進めるとともに、各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組む。

H23	H24	H25	H26
A	A	A	

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 第8章

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	2,139	1,991	2,046		
従事人員数(人)	336	335	333		

注1) 決算額については、各年度の他の項目の指標の合算である。

注2) 従事人員数については、各年度の指標における他の項目の人数を合算して記載した。

注3) 成果の普及及び広報については、複数部署にまたがるため、決算額・従事人員数を算出するのは困難である。

注4) 人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。

評価基準	実績	分析・評価												
<p>【広報の状況】</p> <p>・ インターネットやマスメディアの活用がなされているか。</p>	<p>【広報の状況】(第8章1.、8-1～3 ページ)</p> <p>1. 広報の充実</p> <p>機構は、各教育施設の利用促進を図るため、青少年教育の理解を増進させ、機構の取組の周知を図り、教育施設の利用や事業へ参加してもらうため、対象者に応じて様々な広報を実施している。</p> <p>平成 25 年度の業務実績として、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動、子どもゆめ基金などの普及啓発、体験活動プログラムの実施方法や留意点などを分かりやすくまとめた冊子「体験・遊びナビゲーター」等の広報関係資料を作成した。</p> <p>また、機構の取組の周知を図るため、新聞・雑誌へ事業に関する記事の連載、事業成果等のホームページでの提供、概要やリーフレット等の広報資料の配布を行った。さらに、教育施設の利用や事業参加を促進するため、直接訪問を基本に、郵送、ホームページ等により事業や利用案内などの広報資料を配布するとともに、普及啓発事業を実施した。</p> <p>これらの取組が一因となり、平成 25 年度の総利用者は、前年度に引き続き 500 万人を突破することができた。</p> <p>(1)ホームページによる広報</p> <p>機構ホームページでは、本部内の各部署及び各教育施設と連携し、事業の募集や成果の報告などの最新の情報を提供している。教育施設においては、Facebook ページの開設、YouTube を用いた動画での紹介、ホームページのリニューアル、メールマガジンの発行、ライブカメラの設置などホームページによる広報を充実させた。</p> <p>平成 25 年度のホームページのトップページアクセス数は 295,343 件(前年度 322,234 件)であり、対前年度比で 8.3%の減少となった。これは、ホームページの不正アクセスによる改ざんの対応により、9 月 22 日～10 月 25 日までホームページを閉鎖していた影響が大きいと考えられる。</p> <p>【経年比較】機構本部ホームページのトップページアクセス数 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="698 1378 1767 1453"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス数</td> <td>253,679</td> <td>307,228</td> <td>465,776</td> <td>322,234</td> <td>295,343</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	アクセス数	253,679	307,228	465,776	322,234	295,343	<p>機構の取組内容や体験活動の重要性についての普及啓発、また、各教育施設の研修利用の促進を行うために、広報関係資料を作成し、広く配付するとともに、様々なマスメディアを活用するなどして取り組んでいる。</p> <p>また、機構の取組の周知を図るために、新聞・雑誌への事業に関する記事掲載、事業成果等のホームページでの提供、概要やリーフレット等の広報資料の配付を行ったことは評価できる。</p> <p>ホームページの改ざんの対応等の情報管理には、万全の対策を講じつつ、引き続きインターネットの活用に取り組んでいただきたい。</p>
年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度									
アクセス数	253,679	307,228	465,776	322,234	295,343									

(2)メディアの活用

本部では、平成 25 年度に文部科学省の記者クラブを通じて 8 回のプレスリリースを行った。特に「青少年の体験活動等に関する実態調査 平成 24 年度調査」の調査研究結果については、日本経済新聞や産経新聞等において取り上げられた。また、日本教育新聞(日本教育新聞社)、教育ジャーナル(学研教育みらい)、朝日小学生新聞(朝日学生新聞社)、SYNAPSE[シナプス](ジアース教育新社)の 4 誌に継続的に各教育施設における事業の成果や募集などの情報を掲載した。さらに、平成 26 年 2 月に、日本教育新聞の全面広告により「早寝早起き朝ごはん」国民運動の周知を行った。

各教育施設においても、地方公共団体や関係団体をはじめ、地元のテレビや新聞、ラジオ、広報誌などに積極的に広報活動を展開し、その結果、事業の募集案内や活動内容の様子が取り上げられ、多くの教育事業参加者や利用者を集めることができた。

(3)青少年教育に係る情報提供

① 青少年教育に係るデータベース

機構ホームページの青少年教育情報ポータルにおいては、全国の青少年教育関係施設を紹介する「青少年活動場所ガイド」、各教育施設が実施した教育事業プログラムを紹介する「教育事業プログラム検索」、青少年教育関係資料の書誌情報を紹介する「青少年教育情報センター図書検索」、調査研究報告書の全文データを掲載する「調査研究報告書検索」などを提供している。

平成 25 年度は、「教育事業プログラム検索」については、各教育施設が実施した 196 プログラムを追加した。「青少年教育情報センター図書検索」については、青少年教育情報センターで収集した資料の書誌情報 2,819 件を追加した。「調査研究報告書検索」については、平成 25 年度に取りまとめた調査研究報告書を追加した。

平成 25 年度の青少年教育情報ポータルアクセス数は 282,346 件(前年度 455,764 件)であり、対前年度比で 38.0%の減少となった。これは、ホームページの不正アクセスによる改ざんの対応により、9 月 22 日～10 月 25 日までホームページを閉鎖していたことのほか、「青少年活動場所ガイド」及び「調査研究報告書検索」等については、不正アクセス防止策として安全性を高めるために、新サーバのバージョンアップを行ったことに伴い、検索システムの改修と構築が

公立・民間の青少年教育施設の事業運営に資する情報を収集し、データベース化を図ることは、青少年教育のナショナルセンターとして重要な役割である。引き続き、青少年教育に資する情報収集を行い、適宜必要な情報の更新に努めていただきたい。

・ 青少年教育に関連するデータベースの構築・更新がなされているか。

必要となったため、公開が12月20日となった影響が大きいと考えられる。

② 青少年教育情報センター

現在、青少年教育情報センターに所蔵している書籍・資料は、国・地方公共団体及び青少年関係機関・団体等が発行する答申や事業報告書、調査研究報告書等の「行政資料・団体資料」(約31,600冊)、青少年教育や青少年心理、学校教育・社会教育等の青少年教育関係図書(和書約34,000冊、洋書約3,260冊)、青少年教育関係機関等が発行する定期刊行物等(約170誌、21,900冊)、青少年教育関係のDVD等の視聴覚資料(約2,090本)である。

平成25年度新たに購入・収集した蔵書等数は、2,819冊(前年度2,194冊)である。主な内訳は、行政資料・団体資料等872冊(前年度654冊)、一般図書227冊(前年度350冊)、定期刊行物等1,696冊(前年度1,185冊)、視聴覚資料24本(前年度5本)であった。なお、平成25年度の入館者数は、17,436人(前年度20,459人)であった。

・ 刊行物等広報関係資料の配布がなされているか。

(4) 広報関係資料の配布

本部では、平成25年度新たに、機構の紹介や調査結果をわかりやすくまとめたポスターを作成した。また、平成24年度に公表した「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」の調査結果をわかりやすくまとめたリーフレットを作成し、青少年教育施設や大学、読書活動を推進している民間団体等に広く配布したところ、追加の送付依頼が多数寄せられた。さらに、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動、子どもゆめ基金の広報資料については、全国規模の会議やイベント等を通じて配布した。

なお、各教育施設においては、幼稚園・保育所、学校、企業、スポーツ団体など対象別の利用促進チラシ、近隣の体験活動関連施設・団体との合同パンフレット、広報用DVDや広報誌などを作成し、郵送したりイベント時に配付するとともに、職員が直接訪問して配付することを基本とした広報に特に力を入れて実施した。

職員が直接訪問し、配布する等、広報の強化を図ったことは評価できる。引き続き、より多くの人々に国立青少年教育施設を理解してもらえよう、職員一丸となって取り組んでいただきたい。

【成果の普及の状況】

- ・ 開発したプログラムを汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫がなされているか。
- ・ 様々な機会を活用して、適時適切な情報提供が行われているか。

【成果の普及の状況】(第8章 2.、8-3～5 ページ)

2. 各業務の成果の普及

機構の業務の成果等の活用・普及を図るため、活動プログラムや事業の運営方法等の成果について公立等の青少年教育施設に対し積極的に情報提供を行った。

(1) 成果を普及するための取組(表 8-1 参照)

開発した活動プログラムや、特色ある研修支援プログラム等を公立施設等に普及するため、72 件(対前年度比 7 件減)の報告書等を 53,078 部(対前年度比 13,131 部増)作成・発行し、全国の青少年教育施設、教育委員会等に配布した。

ホームページには、報告書を掲載するとともに、各教育施設で開発した活動プログラムの紹介や、教育施設周辺の情報提供など 37 件の情報を掲載した。

また、成果の普及に当たっては、報告書を作成し、配布先の関係機関等を明確にした計画的な配布を行ったほか、各教育施設において、教育機関、青少年団体等を訪問し、具体的な事業内容の説明や協力依頼を行っている。

活動プログラムの開発については、報告書を作成し、発行部数も対前年度比 13,131 部の増加となるなど、青少年教育施設・教育委員会等への配布を確実に強化しているほか、ホームページに掲載を行っており、適時適切な情報提供に取り組んでいる。

表 8-1 報告書等の作成状況

区 分	作成件数	作成施設数	総発行部数	HP 掲載数
単一の事業実施報告書	29	16	13,065	16
実施事業を取りまとめた報告書	18	17	9,690	9
所報等に事業概要を記載した報告書	7	7	9,083	4
パンフレット等の簡易な報告書	9	8	18,420	6
その他	9	8	2,820	2
合 計	72	—	53,078	37

【経年比較】事業報告書作成件数及び刊行部数

(単位:件)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
作成件数	69	47	62	79	72
総発行部数	75,625	48,503	42,432	39,947	53,078

(2) 成果の普及状況(表 8-2 参照)

開発したプログラムや活動プログラム等については、68 件が公立施設等で活用・実施された。活動プログラムの開発に当たっては、公立施設等における活用や普及を目的として、事業の企画段階から公立施設や関係機関等と連携して具体的なニーズや課題を明確にして取り組んだ。

【取組事例①】

淡路においては、不登校、児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業として、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間取り組んできた「不登校等青少年支援施設モデル事業」の事業成果を活かした取組が、平成 25 年度、公立の不登校児支援施設によって実施された。

具体的には、教育事業として不登校施設のリーダー研修を行い、リーダーの企画によるサマーキャンプを実施してきたノウハウや事業成果を広く情報提供していたところ、神出学園(兵庫県立のフリースクール)から同施設でも事業内容を取り入れて利用したいとの要望があり、研修に対する支援として職員が施設へ赴き、施設の生徒に対して事前リーダー研修を行ったところ、学園生が企画・運営するサマーキャンプ「海での体験」が実施され、施設は研修支援として受け入れた。

【取組事例②】

信州高遠においては、平成 20 年度に幼稚園・保育所支援事業を通して開発した活動プログラム「冒険の森で動物になって遊ぼう」を、毎年、長野県内の 3~5 の幼稚園・保育所に普及し、平成 25 年度は 20 件に広がった。なお、3 年間は、活動プログラムの支援を職員が行い、4 年目からは、園独自で実施できるようなシステムを構築している。

公立施設等における平成 25 年度の活用状況は表 8-2 のとおりである。

表 8-2 公立施設等での活用状況

活 用 内 容	実施教育施設数	実施件数
ア 教育施設で開発したプログラム [*] が、公立施設等で活用・実施された	7	13
イ 教育施設で開発した活動プログラム [*] が、公立施設等で活用・実施された	6	38
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	7	8
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	7	7
オ その他	2	2
計	29	68

(注)「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。

【経年比較】事業報告書作成件数及び刊行部数

(単位:件)

成 果		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年 度
ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	5	10	11	9	7
	件数(件)	12	11	30	24	13
イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	8	9	4	3	6
	件数(件)	16	22	5	4	38
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	5	5	3	6	7
	件数(件)	6	5	6	17	8
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	2	5	4	4	7
	件数(件)	3	56	7	7	7
オ その他	教育施設数	3	3	2	2	2
	件数(件)	109	18	7	5	2
合 計	教育施設数	23	32	24	24	29
	件数(件)	146	112	55	57	68

- 成果の普及状況や公立施設・関係機関・団体等のニーズ把握のための各種情報収集が行われているか

(3) ニーズの把握等各種情報収集

各教育施設においては、教育事業の企画立案の際に利用者のニーズや施設の立地条件を踏まえて情報収集を行っている。

継続して実施する事業については、以前の事業実施の際のアンケートを分析して、事業評価や今後の事業への要望を把握するほか、新規に実施する事業については、企画の前段階で、事業参加対象者や関係施設・団体等に対して、事前のアンケート調査等を行い、要望等を把握することにより、ニーズの把握に努めている。

その他、利用団体からのアンケート調査や全国的な連絡会、協議会等各事業においても、関係機関・団体等のニーズの把握に努めており、レポート団体からの要望や公立施設等、他機関と事業連携していく中でニーズの把握に努めている。

また、活用事例の収集については、聞き取り調査により行っている。

事業企画前のアンケート調査や利用団体からのアンケート調査、関係機関・団体からの情報収集に努めていることは評価できる。今後は、成果の普及状況に関する情報収集について、効果的・効率的な新たな収集方を検討していただきたい。

【点検・評価の状況】

- 対象者や団体に対するアンケート調査が的確に実施され、その結果が随時改善に活かされているか。

【点検・評価の状況】(第8章3.、8-5~7 ページ)

3. 各業務の点検・評価の推進

(1) アンケート調査の実施と業務改善への反映状況

① アンケート調査の概要

教育機能と利用者サービスの一層の向上を図るため、利用団体の代表者を対象とするアンケート調査を全教育施設で実施した。

アンケート調査では、満足度を把握するとともに、自由記述や聞き取りにより不満要因を把握し、改善に努めた。

アンケート調査で満足度を把握するだけでなく、不満要因の分析を行い、改善を図っていることは評価できる。引き続き、アンケート調査結果の分析を行い、高い満足度を維持するとともに、小さな指摘(コメント)にも細心の注意を払い、不満要因を改善するよう利用者サービスの向上に取り組んでいただきたい。

② アンケート調査の結果

ア. 満足度について(表 8-3 参照)

総合的な満足度について、アンケート調査の回答数は 19,056 件(数字について確認)で、「満足」と「やや満足」を合わせると 99.1% (対前年度比 0.1 ポイント増)であり、中期目標に掲げられた「平均 80%以上」の目標値を上回った。(4-1 頁参照)

また、それ以外の項目の満足度は、表 8-3 のとおりである。

表 8-3 教育施設の利用に伴う満足度

質問項目	満足	やや満足	やや不満	不満
教育施設を使用時の総合的な満足度	16,183 件	2,707 件	152 件	14 件
	84.9%	14.2%	0.8%	0.1%
	99.1%		0.9%	
事前の情報提供	14,317 件	3,551 件	283 件	34 件
	78.7%	19.5%	1.6%	0.2%
	98.3%		1.7%	
職員等の教育的支援	16,825 件	2,074 件	212 件	34 件
	87.9%	10.8%	1.1%	0.2 %
	98.7%		1.3%	
職員の電話や窓口での対応	17,638 件	1,566 件	122 件	16 件
	91.2%	8.1%	0.6%	0.1%
	99.3%		0.7%	
活動プログラム	11,203 件	1,965 件	117 件	10 件
	84.3%	14.8%	0.8%	0.1%
	99.0%		1.0%	

(注) アンケート調査の回答のうち、項目ごとの回答数と割合を算出。

【経年比較】アンケート実施結果の満足度

質問項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総合的な満足度	98.6%	98.7%	98.7%	99.0%	99.1%
事前の情報提供	97.6%	97.8%	98.3%	98.6%	98.3%
職員等の教育的支援	98.1%	98.1%	98.3%	98.7%	98.7%
職員の電話や窓口での対応	98.8%	98.9%	99.0%	98.9%	99.3%
活動プログラム	98.3%	98.4%	98.6%	99.2%	99.0%

イ. 教育施設の利用情報について(表 8-4 参照)

教育施設を利用したきっかけについては、「以前から利用している」が最も多く 73.3%を占め、次いで「ホームページ」が 9.9%、「利用者から話を聞いて」が 6.9%などの順となっている。

表 8-4 「教育施設を利用したきっかけ」の回答結果(複数回答)

項 目	回答件数	割 合
以前から利用している	14,314	73.3%
ホームページを見て	1,941	9.9%
利用者から話を聞いて	1,353	6.9%
他団体の研修に参加して(学校で利用して)	917	4.7%
パンフレットを見て	269	1.4%
教育施設の企画事業に参加して	112	0.6%
新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・広報誌等	67	0.3%
各種報告書などの出版物	53	0.3%
その他	507	2.6%

(注)センターを除く。

③ 利用者サービス向上の主な取組状況(表 8-5 参照)

利用者の意見や要望等を取り入れて改善した事例は、表 8-5 のとおりである。

表 8-5 利用者の要望・意見を取り入れて改善した事例

要 望 ・ 意 見	改 善 点
インターネットを利用できる場所がほしい。	施設内の一部に無線ルーターを設置し Wi-Fi 環境を整えた。
食堂がアレルギーに対応してくれているが、やり取りがスムーズに行えるようにしてほしい。	食事数等を申し込む際に、食物アレルギー等の特別な対応が必要な場合の連絡票を設け、施設職員及び食堂職員が相互に確認でき確実に対応できるようにした。
団体引率者の入浴時間について配慮してほしい。	事前打ち合わせ等で要望を確実に把握するとともに、入浴時間延長やシャワー室の使用等、臨機応変に対応した。

・ 業務全般に関する自己点検・評価や、第三者による外部評価が実施され、評価結果が業務の改善に反映されているか。

(2)業務全般に関する自己点検・評価の実施状況

各教育施設においては、業務実績シートを作成し、当該年度における自己点検・評価を行うとともに、本部へ業績を報告している。本部においては、業務活動等の状況について、自己点検・評価を行い、その内容を自己点検・評価報告書にまとめている。

機構本部及び各教育施設において、自己点検・評価の取組が着実に実施されている。機構本部においては、自己点検・評価報告書をまとめ、外部有識者からなる機構評価委員会による評価を受け、指摘事項のフォローアップによる業務改善に取り組んでいる。

(3)第三者による外部評価とその結果を活かした業務改善

機構においては、文部科学省独立行政法人評価委員会による評価を受けるに当たって、業務活動等の状況について自己点検・評価を行い、外部有識者からなる機構評価委員会において、評価や指摘等をいただ

いている。委員からの指摘事項については、各部署に速やかに伝達し対応を検討するとともに、フォローアップを行い業務改善に努めるとともに、対応状況をまとめ、機構評価委員会へ報告した。

【安全性の確保の状況】

- ・ 日常的に施設設備の安全点検が実施されているか。

【安全性の確保の状況】(第8章4.、8-7~8 ページ)

4. 各業務における安全性の確保

(1) 日常的な施設整備の安全点検の実施状況

「独立行政法人国立青少年教育振興機構危機管理基本方針」を踏まえ、教育施設における「危機管理マニュアル等の作成指針」を定めており、教育施設は、その実情に即して危機管理マニュアル等の整備、必要な事項の整理を行うとともに、日常的な施設整備の点検実施をはじめ、フィールドに関する情報収集や実地踏査の実施等利用者の安全の確保に努めているほか、外部機関が主催する、応急救護や消火・消防、危険物取扱、安全運転・衛生などに関する講習等への参加を通じ、職員の危機管理意識の涵養や対応能力の向上を図っている。

本部においては、特に梅雨や台風、降雪の時期における防災体制の強化について適時適切に教育施設へ周知し、利用者の安全確保や施設設備の安全点検の徹底を図ったほか、機構の緊急連絡網等の連絡体制を随時更新し、教育施設を含めた幹部職員・関係者への情報共有を図り、危機発生時対応の徹底を図るとともに、災害等の危機が発生する恐れがある場合に、事前対策を講じるための準備体制の検討を開始した。

また、各施設における事故発生状況を取りまとめ、発生時期や発生場所及び被害者属性別の事故傾向を分析し、各教育施設次長が一堂に会する会議において、その結果を事故防止対策のための基礎情報として共有した。

(2) ヒヤリ・ハット事例の蓄積・共有、外部への発信

本部においては、各教育施設において発生した利用者に関わる事故事案を収集し、平成 23 年度に「事故事例集」として編さんした冊子を公立青少年教育施設等の関係機関に配布している。平成 25 年度は事故事案発生状況の集計方法を見直し、より具体的な怪我、病気の状況を宿泊利用、日帰り利用ごとに集計した。

また、体験活動安全管理講習(山編、水辺編)を通じて、事故事例研究、事故の法的責任、体験活動における指導と安全管理の実際など、ヒヤリ・ハット事例を含む利用者の安全確保や施設設備の安全点検に係る

機構本部及び各教育施設とも、日常的な施設整備の安全点検の取り組みが実施されている。

- ・ ヒヤリ・ハット事例の蓄積、施設間での共有がなされ、公立施設等外部の機関に対して、体験活動の安全性の確保に関する発信がなされているか。

体験活動の安全性の確保に関する情報の蓄積、発信が行われている。引き続き、必要な情報の更新や公立施設等に対する情報発信に取り組んでいただきたい。

<ul style="list-style-type: none"> 安全マニュアルの整備・充実やその遵守に取り組まれているか。 職員研修、利用者への安全指導の徹底が行われているか。 	<p>情報について、国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者、民間事業者等の参加者に発信している。</p> <p>(3)安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守 教育施設が作成している「危機管理マニュアル」及び平成 21 年度に策定した「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」については、最新の更新内容の把握と最新版のマニュアル提出について、周知・徹底を図った。</p> <p>(4)利用者への安全指導の徹底 利用前の事前打ち合わせで団体に対し安全管理について説明を行っており、利用時においても、入所時や朝夕のつどい、活動プログラム説明時などに安全な活動や留意点の話をしたり、活動プログラム実施時に用具の使い方や動植物の危険性などの説明をしたりする等、安心安全に関する指導を日頃より行っている。</p>	<p>「危機管理マニュアル」及び「安全対策マニュアル」について、引き続き、指導方法など、内容の充実を図るために取り組んでいただきたい。</p> <p>利用者等に対する安全指導を確実に実施している。引き続き、利用者等への安全指導の徹底に取り組んでいただきたい。</p>
<p>【民間団体等の参画状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間団体・企業等の参画を得た事業等が実施されているか。 各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組まれているか。 	<p>【民間団体等の参画状況】(第8章5.、8-9～11 ページ)</p> <p>5. 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進</p> <p>(1)民間団体・企業の参画を得た事業(表 8-6 参照)</p> <p>各教育施設においては、教育事業の実施に当たって、事業の企画段階から教育委員会、青少年団体、NPO 法人、企業等と連携するとともに、各分野の指導者及び専門家の協力を得て実施している。</p> <p>平成 25 年度は、国や都道府県・市町村をはじめ関係機関・施設・団体等と連携し、109 事業を共催で実施した。</p>	<p>各教育施設で実施する教育事業は、企画段階から各分野のNPO等の専門家や指導者等と連携して着実に企画・実施されており、より専門性の高い内容の事業が実施されるための取組ができていることは評価できる。</p>

表 8-6 共催事業の実施状況

機関・団体区分	延べ事業数	実施事業例
都道府県教育委員会	11	絆再発見！きらめき山口防災アドベンチャー(山口徳地)
市町村教育委員会	31	南三陸の子どもたちとの富士サマーキャンプ(中央)
青少年教育施設	25	高等学校生徒会フォーラム(大雪)
大学等高等教育機関	8	伊予の伝承文化を学び伝えるリーダー村(大洲)
青少年教育関係機関・団体等	34	阿蘇の草原キッズになろう！秋編、野焼き編(阿蘇)
合計	109	

(注)1 事業に複数の機関が共催しているため、実事業数は 95 事業である。

【経年比較】共催事業の実施状況

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実事業数	23	35	38	58	95
延べ事業数	28	47	44	63	109

【取組事例】「草原学習指導者講習会・阿蘇の草原キッズになろう！」

阿蘇においては、施設周辺の広大な阿蘇草原をフィールドで多様な教育事業を展開している。阿蘇草原は長い間「放牧」「採草」「野焼き」などで維持管理されてきたが、近年は放置され、荒地が広がる等の危機的な状況になっている。そこで、牧野組合、行政、研究者等で組織された阿蘇草原協議会と共催で、阿蘇草原環境学習の指導者の育成を実施するとともに、「阿蘇の草原キッズになろう！」では小学校の教育課程に位置づけられている阿蘇草原環境学習のプログラム開発を通じて、阿蘇草原の保全活動を支援している。

・ ボランティアの登録・研修が進められているか。

(2) ボランティアの登録・研修の状況

① 法人ボランティアの登録と活動状況(表 8-7 参照)

教育施設においては、青少年教育の一環として青少年等を対象に、共通カリキュラムのもと、ボランティア養成事業を実施している。

同養成事業を修了し、機構が実施する事業の運営や指導の補助等の活動を希望し、平成 25 年度に登録したボランティア(以下「法人ボランティア」という。)は、1,994 人(対前年度比 57 人減)であった。このうち、活動に携わったのは、延べ 5,723 人(対前年度比 233 人増)であった。

また、本部においては、各教育施設のボランティア養成事業、及びボランティアの活用の現状と課題を踏まえ、平成 25 年度はボランティア・コーディネーター研修を開催し、養成事業、資質・能力の向上及び活用の推進を図った。

ボランティアの活用の現状と課題を踏まえ、平成 25 年度はボランティア・コーディネーター研修を開催し、養成事業、資質・能力の向上及び活用の推進を図ったことを評価する。

表 8-7 法人ボランティアの登録及び活動状況

登録者数	事業	事業別活動延人数	活動延総人数
1,994(2,051)	教育事業	4,840(4,268)	5,723(5,490)
	研修支援	345(136)	

(注1) ()の数值は前年度の数值である。

(注2) 活動延べ人数は、法人ボランティア1名が1日活動した場合を「1人」として集計。

【経年比較】法人ボランティアの登録状況（単位：人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	1,835	2,051	1,994

【経年比較】法人ボランティアの活動状況（単位：人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
活動延人数(教育事業)	3,701	4,268	4,840
活動延人数(研修支援)	151	136	345
活動延総人数	4,450	5,490	5,723

【取組事例】さんべ夢ステージ

三瓶においては、ボランティアの主体的な社会参画を促進するため、「さんべ夢ステージ」を実施している。7月に2泊3日で企画・運営力アップセミナーを行い、8月～10月の間に「想いを形にする」編として、1泊2日2回及び2泊3日1回で準備し、本番を迎えている。この期間の中で、ボランティアは他大学等の学生との連帯感を高めるとともに、コミュニケーション能力、合意形成能力、問題解決能力を身につけている。

さらに、学生の視点からの発想や提案、新たな課題の発見などを事業実施や施設運営の新たな工夫として取り入れたことで、多くの利用者に親しまれ、喜ばれるきっかけとなり、施設活性化につながった。

② 法人ボランティア研修の実施状況

教育施設においては、法人ボランティアの資質・能力の向上と教育事業の円滑な運営を図る目的で、主に教育事業等の事前研修としてボランティア研修を実施している。

研修内容は安全に関すること、野外活動・創作活動の技術等を中心に実践的なものとなっている。

(3) 社会教育実習生の受入れ状況(表 8-8 参照)

学生が社会教育主事等の資格取得や、社会教育の指導者としての専門的な知識・技術を習得することを目的として、23教育施設で28大学から延べ242人の社会教育実習生を受け入れた。

また、実習の効果をより高めるため、各実習生に企画指導専門職をほぼマンツーマンで配置した。

表 8-8 社会教育実習生の受入れ状況

区 分	派遣大学数	受入延べ人数(人)
社会教育実習生	28	242

【経年比較】社会教育実習生の受入れ状況

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
社会教育実習生	派遣大学数	24	21	22	18	28
	受入延べ人数(人)	181	165	173	195	242

【取組事例】教育臨床のための大学連携会議

那須甲子においては、社会教育実習生を長期宿泊体験学習(セカンドスクール等)の教育支援スタッフとして受け入れている。実習生を送り出す関東及び東北地区の大学のカリキュラム担当教官、教務担当者又はボランティア担当教官との連携を図りながら、実習生が活動しやすい環境をつくるため、連携会議を実施している。また、社会教育実習の受入れ状況の確認や施設と大学との教育実習やインターシップ等での連携強化についても協議を行った。

【(大項目)2】	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A			
【(中項目)2-1】	業務の効率化	【評定】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		H23	H24	H25	H26
(1)一般管理費等の削減 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し・効率化、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むことにより、一般管理費については、中期目標期間中に15%以上の縮減を行うとともに、業務経費についても、中期目標期間中に5%以上の縮減を行う。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとする。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。		A	A	A	
(2)給与水準の適正化 役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。 また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。		実績報告書等 参照箇所			
(3)外部委託の推進及び契約の適正化 効果的・効率的な業務の実施の観点から、定型的な管理・運営業務について、点検・整理を徹底し、民間委託を推進する。また、業務ごとに分割委託しているものについては、包括委託を推進する。 また、契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、「随意契約等見直し計画」に沿って、随意契約や一者応札・一者応募の見直し、複数年契約の積極的な導入等により契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。 さらに、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札等の導入に向けた検討を行う。		業務実績報告書 第9章			
(4)業務の電子化の推進 業務を効率的に行うため、業務運営の情報化・電子化を推進するとともに、情報セキュリティを高めるため、情報セキュリティポリシーの不断の見直しを行うとともに、そのポリシーに則した運用・改善を行う。					
(5)保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適切性についての検証を行い、適切な措置を講じる。					

評価基準	実績	分析・評価																																							
<p>【一般管理費等の削減状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経過年数に応じた削減が順調か。また、法人の取組は適切か。 	<p>【一般管理費等の削減状況】</p> <p>【事業費の削減状況】</p> <p>【業務運営の効率化の状況】(第9章1.(1)、9-1 ページ)</p> <p>1. 業務の効率化</p> <p>(1)一般管理費等の削減</p> <p>毎年、運営費交付金が削減されており、経費等の縮減・効率化等について計画的に行っているところである。</p> <p>一般管理費及び業務経費については、中期計画において、利用者の安全確保に配慮しつつ「一般管理費15%以上、業務経費5%以上の縮減を行う。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮する」としている。中期計画を踏まえた平成25年度計画においては、「平成22年度と比較して一般管理費(安全確保に関する保守・修繕費等を除く)については9%以上、業務経費(基金事業費及び安全確保に関する保守・修繕費等を除く)については3%以上の削減を行う」としている。</p> <p>平成25年度においては、表9-1のとおり、利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除き、一般管理費については22.8%削減、業務経費については3.0%と削減しており、目標以上の削減となっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="689 895 1682 1214"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成22年度実績</th> <th>平成25年度実績</th> <th>増減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費含む)</td> <td>3,092,948</td> <td>2,387,178</td> <td>△22.8%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費 (人件費除く)</td> <td>1,272,143</td> <td>1,280,157</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>人 件 費</td> <td>1,820,805</td> <td>1,107,021</td> <td>△39.2%</td> </tr> <tr> <td>業 務 経 費</td> <td>2,213,361</td> <td>2,146,956</td> <td>△3.0%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,306,309</td> <td>4,534,134</td> <td>△14.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)人件費には、非常勤職員給与等を計上していない。 (注2)安全確保に関する経費及び基金事業費を除く。</p> <p>【経年比較】一般管理費及び業務経費の削減</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="703 1355 1682 1473"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>3,092,948</td> <td>2,493,818</td> <td>2,558,840</td> <td>2,387,178</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>2,213,361</td> <td>2,177,644</td> <td>2,169,997</td> <td>2,146,956</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成22年度実績	平成25年度実績	増減割合	一般管理費 (人件費含む)	3,092,948	2,387,178	△22.8%	一般管理費 (人件費除く)	1,272,143	1,280,157	0.6%	人 件 費	1,820,805	1,107,021	△39.2%	業 務 経 費	2,213,361	2,146,956	△3.0%	合 計	5,306,309	4,534,134	△14.6%	区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	一般管理費	3,092,948	2,493,818	2,558,840	2,387,178	業務経費	2,213,361	2,177,644	2,169,997	2,146,956	<p>一般管理費については平成25年度計画で定められた目標を大きく上回る削減を行っており、中期計画期間内に「一般管理費15%以上、業務経費5%以上の縮減を行う」こととする計画が順調に進められていることは評価できる。なお、人件費を除く一般管理費については基準年度である平成22年度及び前事業年度より増加しており、更なる削減努力を望む。</p>
区 分	平成22年度実績	平成25年度実績	増減割合																																						
一般管理費 (人件費含む)	3,092,948	2,387,178	△22.8%																																						
一般管理費 (人件費除く)	1,272,143	1,280,157	0.6%																																						
人 件 費	1,820,805	1,107,021	△39.2%																																						
業 務 経 費	2,213,361	2,146,956	△3.0%																																						
合 計	5,306,309	4,534,134	△14.6%																																						
区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																					
一般管理費	3,092,948	2,493,818	2,558,840	2,387,178																																					
業務経費	2,213,361	2,177,644	2,169,997	2,146,956																																					

【給与水準】

- ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
- ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。

【経費の削減に向けた主な取組】

清掃・警備業務や寝具類賃貸借業務等、施設運営上継続的に必要となる外部委託費や保守費について、包括化・複数年化等契約内容の見直し及び仕様の見直しを行った。

【ラスパイレース指標(平成 25 年度実績)】

(第9章1.(2)、9-2～3 ページ)

(2)人件費の効率化

人件費については、中期計画において「国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持する」としており、中期計画を踏まえた平成 25 年度計画においては、「平成 24 年度以降の新たな人員削減を実施するための各教育施設における削減計画を策定し、実施する」としていたものである。

平成 25 年度においては、表 9-2 のとおり、人件費は 3,169,114 千円となり、平成 17 年度から 29.2%削減している。なお、表 9-3 のとおり、対前年度比では、103,152 千円、3.2%削減した。

また、当機構のラスパイレース指数(対国家公務員)は 97.5 である。

役職員の給与水準については、国家公務員給与に準じており、ラスパイレース指数は、97.5 となっており、給与水準は適切である。

平成 25 年度については、国家公務員の給与臨時特例法及び退職手当の見直しに準じて、給与の引き下げ改定を実施していることを確認した。

表 9-2 人件費の効率化状況(対平成 17 年度比)

(単位:千円)

平成 17 年度決算額	平成 25 年度決算額	削減額	削減率
4,477,401	3,169,114	△1,308,287	△29.2%

(注 1)「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)による削減対象人件費(非常勤職員を除く役員報酬及び職員給与)

(注 2)「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)により、平成 17 年度を基準としている。

表 9-3 人件費の効率化状況(対前年度比)

(単位:千円)

平成 24 年度決算額	平成 25 年度決算額	削減額	削減率
3,272,266	3,169,114	△103,152	△3.2%

【経年比較】ラスパイレース指数(対国家公務員)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ラスパイレース指数	95.6	95.1	95.4	98.9	97.5

(3)給与水準の適正化

① 給与水準

役職員の給与体系・給与水準については、平成 18 年度の国家公務員の給与構造改革を踏まえ、経過措置を含め「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和 25 年法律第 95 号)等に準じて取り扱って

【諸手当・法定外福利費】

- ・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

【会費】

- ・ 法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか(特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額のもの)。

【契約の競争性、透明性の確保】

- ・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。

いる。なお、平成 25 年度については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成 24 年 2 月 29 日法律第 2 号)に準じた給与削減を引き続き実施するとともに、これまでと同様に国の給与法等に準じた改正を実施した。

【福利厚生費の見直し状況】(第9章1. (3)、9-2 ページ)

② 諸手当・法定外福利費

諸手当に関しては、国に準じたものとなっており、勤勉手当及び昇給においては勤務成績を反映した仕組みを取り入れている。

また、福利厚生に関しては、レクリエーション経費の支出は無く、法定外福利費の支出は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用等である。

【公益法人等に対する会費等支出の状況】(第9章1. (4)、9-5 ページ)

(4)外部委託の推進及び契約の適正化

⑦ 公益法人等に対する会費等支出の状況

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部)」に基づき、業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないこととしている。

一公益法人等への会費支出が年間 10 万円を超えるものについては、平成 25 年度において、該当実績はない。

【契約に係る規程類の整備及び運用状況と、契約の競争性、透明性の確保】(第9章1. (4)、9-3 ページ)

(4)外部委託の推進及び契約の適正化

③ 契約の競争性、透明性の確保

契約に関する規程は、「文部科学省所管独立行政法人の少額随意契約基準額の見直し」(平成 18 年 11 月 24 日文部科学省会計課政府調達室)に基づき、随意契約によることができる予定価格の金額を、「国の予算決算及び会計令」(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)と同額としており、これらの規程に基づいた運用を行っている。

平成 24 年度に一者応札・応募となった契約について、業務の分割化や業者への聞き取りを踏まえた仕様の見直しなどを行うとともに、平成 24 年度に一者応札・応募となった契約以外についても、各地方教育施設と連携し、近隣の同業者や他機関に聞き取りを行うなどの市場調査に取り組み、競争性、透明性の確保に努めた。

諸手当、法定外福利費ともに、問題のある点はない。

該当実績はなく、問題はない。

契約方式、契約に係る規程類については、国と同様の取扱いとなっており、適切である。

なお、平成 25 年度から、契約監視委員会の実施回数をこれまでの年 1 回から 2 回とし、外部有識者等による契約状況の点検を徹底することにより、更なる契約の適正化を推進することとした。

- ・ 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。

【執行体制及び審査体制】(第9章1.(4)、9-3 ページ)

【契約監視委員会の審議状況】

② 執行体制及び審査体制

契約担当部署である財務課調達管理室において、本部及びセンターの全契約案件及び地方教育施設の予定価格が 100 万円を超える契約案件(100 万円以下の随意契約基準額を超えるものを含む)について一元的に契約事務を実施し、財務課内の契約担当部署ではない財務課財務企画係において内部審査を行っている。

また、平成 25 年度についても、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、外部有識者等で構成される契約監視委員会において契約状況の点検を行った。

なお、平成 25 年度からは、委員会の実施回数をこれまでの年 1 回から 2 回とし、上半期分(4 月～9 月分)を平成 25 年 11 月に、下半期分(10 月～翌年 3 月分)を平成 26 年 5 月に審議を行い、外部有識者等による契約状況の点検を徹底することにより、更なる契約の適正化を推進することとした。

点検の結果については、機構ホームページに公表するとともに、委員からの意見を踏まえ契約状況の見直しを行い、契約の適性化に努めている。

契約事務手続きに係る執行体制、審査体制については、財務課調達管理室が契約事務を一元的に実施し、財務課内の調達管理室以外の担当においての審査・決裁を実施することで、契約事務の効率的な執行及び適切な審査を行う体制が整備されていることが確認できた。

特に、監事と外部有識者から構成される契約監視委員会の審査回数を年 1 回から 2 回に増やし、更なる契約の適正化を推進したことを評価する。

【随意契約等見直し計画】

- ・ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】

(第9章1.(4)、9-3 ページ)

④ 随意契約等の見直しの状況(表 9-4-9-5)

平成 25 年度に締結した契約全体の件数は、主に複数年契約により実施しているセンターを除く 27 教育施設の定型的な一般管理業務の契約を更新したことから、前年度比 124 件増の 290 件であった。

なお、平成 25 年度における「競争性のある契約」及び「競争性のない随意契約」の状況は、次のとおりである。

随意契約の見直しについては、随意契約事前確認公募の件数のカウント方法を見直し、公募の結果、競争性のない随意契約を締結したものは、随意契約でカウントすることに変更したことにより、随意契約の件数が増加する結果となったものであり、監事や契約監視委員会から特段の指摘を受けていないことを確認した。

表 9-4 随意契約見直し計画の実績

区 分	①平成 20 年度実績		②見直し計画 (H22 年 4 月公表)		③平成 25 年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	234	3,569,549	248	3,624,166	210	3,315,276	△38	△308,890
競争入札	211	2,835,373	245	3,557,584	206	3,266,658	△39	△290,926
企画競争、公募等	23	734,176	3	66,582	4	48,618	1	△17,964
競争性のない随意契約	60	552,962	46	498,345	80	970,033	34	471,688
合 計	294	4,122,511	294	4,122,511	290	4,285,309	△4	162,798

【原因、改善方策】(第9章1. (4)、9-3~4 ページ)

ア. 競争性のある契約の状況

平成 25 年度において、一般競争入札等を行った契約は 210 件であった。このうち、一者応札・応募の案件は 60 件であり、競争性のある契約全体の件数に占める割合(28.6%)は、平成 20 年度(38.5%)に比べ低下した。

イ. 競争性のない随意契約の状況

平成 25 年度において、随意契約を行った契約は次の 80 件であった。

- a. 土地の借料、光熱水料など契約の性質及び目的からは競争に馴染まないもの 50 件
- b. 契約相手方が著作権を保有する者に限られるなど契約の性質及び目的が競争を許さないもの 9 件
- c. 業務を遂行するにあたり、不測の事態が生じ、緊急に契約を締結する必要があることにより、競争に付することができなかったもの 6 件
- d. 事前確認公募を行い、業務を実施できる者が他に存在しないことを確認した上で、随意契約を行ったもの 15 件

上記ア、いずれにおいても、契約監視委員会の点検結果を踏まえ、引き続き業者への聞き取りを踏まえた仕様の見直しを行うなど、契約の適性化に向けた取組を行っている。

【個々の契約の競争性、透明性の確保】

- ・ 再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。

【再委託の有無と適切性】(第9章1. (4)、9-4 ページ)

⑤ 再委託の状況

平成 25 年度において、再委託をしている契約案件はなかった。

再委託している契約案件はなく、問題ない。

- 一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

【一者応札・応募の状況】(第9章1. (4)、9-4 ページ)

表 9-5 一者応札・応募の状況

区 分	①平成 20 年度実績		②平成 25 年度実績		①と②の比較増減	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	234	3,569,549	210	3,315,276	△24	△254,273
うち、一者応札・応募となった契約	90	2,017,418	60	1,154,158	△30	△863,260
一般競争契約	82	1,472,615	60	1,154,158	△22	△318,457
指名競争契約	0	0	0	0	0	0
企画競争	8	544,803	0	0	△8	△544,803
公募	0	0	0	0	0	0
不落随意契約	0	0	0	0	0	0

【原因、改善方策】(第9章1. (4)、9-3 ページ、再掲)

ア. 競争性のある契約の状況

平成 25 年度において、一般競争入札等を行った契約は 210 件であった。このうち、一者応札・応募の案件は 60 件であり、競争性のある契約全体の件数に占める割合(28.6%)は、平成 20 年度(38.5%)に比べ低下した。

一者応札・応募となっている契約は 60 件であった。その原因の検証については、契約監視委員会の点検において、特段問題がある契約はなかったことを確認した。引き続き、検証結果を踏まえつつ、競争性、透明性の確保等に取り組んでいただきたい。

【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】

(第9章1. (4)、9-3 ページ、再掲)

③ 契約の競争性、透明性の確保

平成 24 年度に一者応札・応募となった契約について、業務の分割化や業者への聞き取りを踏まえた仕様の見直しなどを行うとともに、平成 24 年度に一者応札・応募となった契約以外についても、各地方教育施設と連携し、近隣の同業者や他機関に聞き取りを行うなどの市場調査に取り組み、競争性、透明性の確保に努めた。

【関連法人】

- 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされている。

【関連法人の有無】(第9章1. (4)、9-5 ページ)

⑥ 特定の関連法人への業務委託の状況

ア. 関連法人の名称

公益財団法人文字・活字文化推進機構

イ. 当該法人との関係

関連公益法人に該当(独立行政法人会計基準第 129 2(2) (事

関連法人との間の契約については、競争性のある一般競争入札の契約形式で行っているが、今後とも公平性及び透明性の確保に努めていただきたい。

業収入に占める割合が三分の一以上の公益法人等))。

- ・ 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。

ウ. 当該法人に対する業務委託の必要性、契約金額の妥当性

当該法人に対する契約は、機構自らが実施するよりも専門的知見、経験及びノウハウ等を有している者と契約することにより、優れた成果を得ることが十分にできると考え、機構以外の者と請負契約を締結することし、公平性・透明性の観点から一般競争入札を行ったところ、公益財団法人文字・活字文化推進機構が落札したものである。その際、市場価格を基に予定価格を算出し、契約金額の妥当性を確保した。

- ・ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。

エ. 当該法人への出資等の必要性

関連法人に対する出資または出えんは実施していない。

【電子化の推進状況】

- ・ 業務運営の情報化・電子化が推進されているか。
- ・ 情報セキュリティを高めるための取組が行われているか。

【電子化の推進状況】(第9章1.(5)、9-5~6 ページ)

(5)業務の情報化・電子化の推進状況

① 本部事務用電子計算機システム(パソコンとサーバ)の老朽化に対応するため、サーバー式、パソコン 194 台の更新を行った。なお、サーバー式の更新については、仮想化技術の導入による効率的な資源(サーバ容量)利用、ブレードサーバの導入による省スペース化、不要な業務システムの見直しなどによるサーバ数の削減(30 台→16 台)を行った。これにより、ランニングコストやサーバ監視業務の効率化を図った。

② 事務用ネットワーク回線について、平成 24 年度の調査で回線速度の向上が期待された 4 教育施設(乗鞍、信州高遠、吉備、山口徳地)の対応を完了し、回線速度の向上を図った。これにより、業務システムのレスポンスタイムの短縮等の効率化につながった。

③ 情報セキュリティポリシーについては、引き続き適正な管理に努め、今後の情報化の推進状況を踏まえながら、必要に応じて見直すこととする。

平成 25 年 9 月に機構ホームページが改ざんされたことを受け、各部門の管理体制の強化、Web サーバにおけるセキュリティの向上を図るとともに、職員の情報セキュリティ対策に関する意識向上のた

事務用パソコン等の更新、ネットワーク回線や不要な業務システムの見直しを行い、情報インフラの充実化に取り組んでいることを評価する。

情報セキュリティについては、管理体制の強化、Web サーバにおけるセキュリティの向上、また、職員の情報セキュリティ対策に関する意識改革の取組にも期待する。引き続き、情報化の推進状況を踏まえながら、必要な見直しに取り組んでいただきたい。

め、セキュリティに特化した研修、個人情報の保護、情報公開制度等と関連させた体系的な理解を深めるための研修を実施した。

これらの取組により、システム起因及び人間起因の両面から発生するセキュリティ事案への対策強化を図った。

- ④ メールやカレンダー等の共有を行うグループウェアについては、老朽化やレスポンスの遅延に対応するため、最新の技術を用いたクラウドサービスを利用したグループウェアへの更新を行った。これにより、機能の利便性向上はもとより、メール等検索送受信速度及び送受信可能容量の大幅な向上、サーバ保守に要していた経費の節減等の効率化につながるとともに、セキュリティと冗長性能の大幅な強化につながった。
- ⑤ 業務システムの老朽化に対応するため、「新子どもゆめ基金システム」、財務会計システムの開発を行い、業務の効率化を図った。

【実物資産】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。
- ・ 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。
- ・ 「勧告の方向性」や「独立行政法人の事

【実物資産の保有状況】(第9章1.(6)、9-6~7ページ)

(6)保有資産の見直し

① 実物資産の見直し

ア. 実物資産の保有状況

法人の目的を達成するための業務として、機構法第11条に「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること」が規定されており、これを実施する資産として、建物・構築物(延べ床面積:451,500㎡、資産額:533億60百万円、宿泊定員:センター1,500人、その他の教育施設は160人~500人)、土地(延べ面積:291,396㎡、資産額:369億14百万円)を保有している。このほか、機構の業務を実施するために必要な機械器具、車両、船舶等の資産を保有している。

イ. 実物資産の見直し状況

実物資産の具体的な見直しとして、各教育施設の使用する土地及び建物(以下「施設等」という。)の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成25年度に、独立行政法人国立

機構が保有する実物資産については、機構法第11条に定められた業務を確実に実施するために必要な資産と認められる。また、宿泊室稼働率が低い施設について、その要因の分析と改善に取り組んでおり、平成25年度は全28施設で宿泊室稼働率が5割を超え、資産の有効活用の観点からも適切に対応していると評価できる。

自動車保有台数の削減に取り組んでいる他、会計検査院の指摘を踏まえ、法人内に(独)国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会を設置し、保有地及び借地について、利用状況を把握し、必要性について検討をしっかりと行っていること、また、処分(国庫納付)する資産についても着実に実施してきたことは評価できる。

今後も保有資産等の見直しに当たっては、利用者のニーズを的確に把握するとともに、利用者サービスの低下を招かないよう十分留意して取り組んでいただきたい。

「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直し

務・事業の見直しの基本方針」、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等の政府方針を踏まえて、宿舎戸数、使用料の見直し、廃止等とされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか（取組状況や進捗状況等は適切か）。

（資産の運用・管理）

- ・ 実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。
- ・ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。

青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会を設置した。

その後、11月に同委員会を開催し、施設等の利用状況を把握し、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行った。

その結果、施設等が有効利用されていることを確認すると共に、2施設から未使用地を特定し、借地面積の見直しを行うこととした。

また、会計検査院からの指摘を踏まえ、平成24年度中に国立江田島青少年交流の家における保有地の一部について国庫納付を検討、平成26年3月に国庫納付を行った。

土地以外の資産については、平成23年度に策定した「機構本部及び地方施設における自動車保有基準」に基づき、平成25年度末までに乗用車、トラック等11台の削減を行った。

なお、当機構では、宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設は保有していない。

ウ. 実物資産の運用管理の状況等

各教育施設においては、平成20年12月に策定した「稼働率の向上（利用者増加）のための対策」に基づき、教育的指導の充実や利用者サービスの向上を図り、利用者の確保に努めている。

なお、自己収入の向上に係る具体的な取組は次のとおりである。

a. オリンピックセンターの施設使用料について、平成26年4月より料金改定（10～30%値上げ）することとし、諸規程の改正を行った。

b. 受益者負担の適正化を目的に、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討PT」（以下、「検討PT」という。）を設置し、4回にわたる会議開催のほか、機構会議において検討内容のレビューを実施するなど検討を行った。この検討PTの検討結果を受け、センターを除く24教育施設の講師等宿泊室について、平成25年4月より料金の徴収を開始した。

の基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた保有する職員宿舎等の実物資産はなく、問題ない。

自己収入の向上に係る取組については「受益者負担の在り方に関する検討PT」を設置し、オリンピックセンターを除く24教育施設の講師等宿泊室の使用料を平成25年4月から徴収を開始するなどの取組を評価する。

【金融資産】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。

- ・ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。

(資産の運用・管理)

- ・ 資金の運用状況は適切か。

- ・ 資金の運用体制の整備状況は適切か。

- ・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。

【金融資産の保有状況】(第9章1.(6)、9-7 ページ)

② 金融資産の見直し

ア. 金融資産の保有状況

機構法第 13 条の規定に基づき、機構は助成業務の財源を資金運用によって得るために「子どもゆめ基金」を設けており、民間からの出えん金(平成 25 年度末現在 104 百万円)の運用のため、地方債券を保有している。

イ. 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無該当なし

【資金運用の実績】、【資金運用の基本的方針の有無とその内容】

【資金構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容】

【資金の運用体制の整備状況】

【資金の運用に関する法人の責任の分析状況】

(第9章1.(6)、9-7 ページ)

ウ. 金融資産の運用管理の状況等

平成 25 年度においては、子どもゆめ基金で得られた基金運用益(1,206,652 円)を助成業務の財源に充てた。

助成業務の財源に充てるための基金について、金融情勢の変化に適確に対応し、安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、資金等の運用方針や金融機関の選定基準、運用等の手続き等を定めた「独立行政法人国立青少年教育振興機構資金等運用規則」を策定し、運用を行っている。

なお、資金の運用に当たっては、資金管理委員会を開催し、金融情勢の動向等を踏まえた運用方法について審議を行い、理事長に対して意見を述べることとなっており、理事長は資金管理委員会からの意見に基づき、金融機関より提案書を提出させ、提案のうち最も有利な金融商品で運用することを決定している。

資金の管理に当たっては、「預託先金融機関の選定基準」に基づき選定された金融機関について、毎年資金管理委員会を開催し、「資金等の運用に関する危機管理体制フロー」及び「経営監視指標」により、定期的に金融機関の経営監視を行い、適切に管理している。

保有する金融資産は適切に管理されていると認められる。

資金を運用するにあたって、必要な規程が整備されており、危機管理体制フローによって法人の取り組むべき事柄が明確に示されている。

安全性及び効率性を踏まえた、金融資産の運用に取り組んでおり、適切であると認められる。

資金管理委員会を設置するなど、資金等の運用状況を監視するための体制が適切に構築されていると認められる。

資金を運用するにあたって、必要な規程類が整備されており、危機管理体制フローによって法人の取り組むべき事柄が明確に示されている。

(債権の管理等)

- ・ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。

- ・ 回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。

【貸付金・未収金等の債券と回収の実績】(第9章1.(6)、9-8 ページ)

エ. 債権の管理等

a. 貸付金・未収金等の債権内訳

- ・ 業務未収金: 施設使用料やシーツ等洗濯料の未収金
(当期末残高 30,184,896 円 うち貸倒引当金 63,480 円)
- ・ 未収金: 子どもゆめ基金助成金概算払の返納等
(当期末残高 219,614,740円 うち貸倒引当金 29,988,976円)
- ・ 立替金: 給食業者が使用した光熱水料(電気料・水道料等)等の立替払における請求額
(当期末残高 9,385,633 円 うち貸倒引当金 41,670 円)

【回収計画の有無とその内容】

b. 回収計画

機構においては貸付事業を実施していないため、回収計画を有していないが、債権の管理に当たっては、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計事務取扱規則」に基づき、適切な債権管理を行っている。債務者の債務履行が納入期限までに行われず、収納が行われない債権については、文書及び担当者による直接連絡などによる督促を行い、収納の確保に努めている。

【回収計画の実施状況】

c. 回収計画の実施状況

上記のとおり管理を行い、貸倒懸念債権の債権回収に努めた結果、100,000 円を回収したが、債権の一部について、新たに貸倒引当金を 26,678,308 円引き当てたことから、貸倒引当金について、期末残高は期首残高から 26,578,308 円増額となっている。

(貸倒引当金期首残高 3,515,818 円

→ 貸倒引当金期末残高 30,094,126 円)

【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】

d. 貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組

- ・ 教育施設における施設使用料等の支払いについては、教育施設内の食堂窓口における支払いの他、金融機関及び

未収金等のうち、施設使用料の取扱いにおいて、一時的に発生する未収金については26年度当初において回収されているが、子どもゆめ基金助成金概算払の返納に係る未収金について貸倒懸念債権が発生した。規程に基づき、債務者に継続的に督促を行うなど、債権の全額回収に努めている。引き続き、債権の回収に努めていただきたい。

また、今後、貸倒懸念債権が発生しないよう、団体に対し、募集説明会、交付決定通知の発送時、実地調査等の様々な機会を通じ、経費の執行について指導・助言の強化を図っていただきたい。

平成 24 年度に不良債権を整理したこと及び平成 25 年度に新規に貸倒懸念債権が発生したことにより、貸倒懸念債権・破産更生債権等の貸付金等残高に占める割合は前年度を上回っているが、関係規程に沿って、引き続き適切な債権管理に努めてもらいたい。

全国のコンビニでも支払いを可能とする等、利用者が速やかに支払えるよう支払方法を整備している。

- ・ 債権管理の担当部署と、債権発生に係る担当部署が連携して債権管理を行い、納入期限内の債権回収及び期限後の速やかな督促に努めている。

【貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合】

e. 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合

平成 25 年度末 30,094,126 円 / 11.6%
(平成 24 年度末 3,515,818 円 / 1.6%)

【経年比較】貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合

平成 18 年度末 無し / 0.0%
平成 19 年度末 18,755,558 円 / 25.2%
平成 20 年度末 11,316,299 円 / 14.3%
平成 21 年度末 10,931,079 円 / 13.1%
平成 22 年度末 10,429,879 円 / 11.6%
平成 23 年度末 10,473,879 円 / 6.0%
平成 24 年度末 3,515,818 円 / 1.6%
平成 25 年度末 30,094,126 円 / 11.6%

- ・ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容】

(第9章1.(6)、9-9ページ)

- f. 回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容
貸付金・未収金等については、引き続き、機構の「会計規程」及び「会計事務取扱規則」に基づき、適切な債権管理を行う。

貸付金、未収金については、引き続き規程に基づき、適切な債務管理に努めていただきたい。

【知的財産等】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。
- ・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うこ

【知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況】

(第9章1.(6)、9-9ページ)

- ③ 知的財産等の見直し
機構が保有する特許権等の知的財産権については、機構シンボルマーク、教育施設のロゴマーク等である。これにより収益を確保するものではないが、引き続き登録商標や著作権の適切な管理を

機構が保有する知的財産は、ロゴマーク等の商標登録のみであり、業務の性格上、他の知的財産は保有しない方針を採っている。

<p>とになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か。 ・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。 	<p>行っていく。</p> <p>また、その他の知的財産権については、業務の性格上保有していない。</p> <p>【知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況】</p> <p>【出願に関する方針の有無】</p> <p>【実施許諾に至っていない知的財産について】</p> <p>機構が保有する特許権等の知的財産権については、機構シンボルマーク、教育施設のロゴマーク等である。これらの知的財産を特許出願や活用することにより収益を確保するものとして考えていない。</p> <p>新たに知的財産を保有する予定はなく、実施許諾に至っていない知的財産も保有していない。</p>	<p>業務の性格上、他の知的財産は保有しない方針を採っていることを確認している。</p>
--	--	--

【(中項目)2-2】 効果的・効率的な組織の運営		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)内部統制の充実・強化</p> <p>役職員のコンプライアンスの意識を向上させるとともに、法人の使命・役割を役職員へ周知させ、組織全体で取り組むべき重要な課題を把握し、適切に対応する。</p> <p>また、監事監査及び内部監査を充実し、その中で、監事監査はマネジメントに留意した監査を行うとともに、内部監査は、定期監査及び日常のモニタリングを通じ、適切な業務改善を行う。</p> <p>(2)各施設の役割の明確化及び運営の改善</p> <p>本部を中心として、各施設の役割分担を行い、一定の機能分化を図るなど、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。</p> <p>また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について施設ごとに自己評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。</p> <p>(3)各施設の自治体・民間への移管等</p> <p>文部科学省が作成する工程表に沿って、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むとともに、効率的な組織運営を目指す観点から、「新しい公共」型の管理運営について、一部の施設で検証するなど具体的な取り組みを行う。</p> <p>(4)施設の効率的な利用の促進</p> <p>青少年教育に関する施設の利用状況を向上させるとともに、施設の効率的な利用の促進の観点から、青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供する。加えて、国立オリンピック記念青少年総合センターをはじめ、施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するため方策を検討し、必要な措置を講ずる。その上で、宿泊室稼働率等が低く、今後もその向上が見込めない施設については、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、一定期間の開設、休止や統合・廃止に向けた検討を行う。</p>		A			
		H23	H24	H25	H26
		A	A	A	
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第9章			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【法人の長のマネジメント】</p> <p>(リーダーシップを発揮できる環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。 	<p>【リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】</p> <p>(第9章2.(1)、9-9～12 ページ)</p> <p>2. 効果的・効率的な組織の運営</p> <p>(1)内部統制の充実・強化</p> <p>① 法人の長のマネジメント</p> <p>ア. リーダーシップを発揮できる環境の整備</p> <p>「独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程」第5条において、理事長は、機構を代表し、その業務を総理し、理事長が任命する理事は、理事長の定める担当業務において、理事長を補佐して機構の業務を掌理することとなっている。</p> <p>同規程においては、機構の運営組織、職制、本部各部署や教育</p>	<p>予算や人事について、理事長が示した方針に沿って、担当部署が作成した原案への検討を加えた上で、理事長が決定している。</p> <p>また、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動など、特定の課題や複数の部署が関連する業務については、理事長のリーダーシップが発揮できる体制を整え、確実に成果をあげている。</p>			

施設の事務分掌についても規定しており、理事長は、各業務の適正・円滑な実施を図るため必要な組織改編や人事配置を行っている。並びに、外部有識者の意見を聞くため「運営諮問委員会」を設置し、同委員会の意見を踏まえ役職員への指示を行っている。

また、理事長は、重要事項の決定に際し「役員会議」を開催し、理事及び監事と協議の上決定している。

理事長がリーダーシップを発揮するための主な体制は、次のとおりである。

a. 役員懇談会

理事長のリーダーシップの下、戦略的・効果的・効率的な組織運営を行うため、役員会議の下に本部部長以上が参加する役員懇談会を設置し、定期的に戦略的な取組等について検討を行っている。具体的には、各役員等から理事長へ新たな取組や対応方針について政策提案等を行い、それらに対して、理事長が必要に応じて、具体的な指示等を行っている。

b. 機構連絡会

理事長のリーダーシップの下、継続的な業務改善を図るため、本部課長等以上が参加する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項についての連絡や本部各部署からの業務報告等を行っている。具体的には、各課長等から業務の取組方針や業務改善、業務の進捗状況等を報告し、それらに対して、理事長が必要に応じて、具体的な指示等を行っている。

c. 機構会議

理事長はじめ役員、教育施設所長、本部部課長等が参加する機構会議を定期的に開催し、事業方針をはじめ機構の運営に関する方針等について理事長自らが説明し周知徹底を図っている。

d. 予算の決定手続き

機構における予算の決定手続きについて、理事長は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」第13条に基づき、中期目標及び中期計画を達成するため、予算の編成にあ

たり具体的な考え方を示した予算編成方針を策定している。
理事長から予算業務を委任された予算責任者は、当該予算編成方針を踏まえ、予算執行計画案を作成している。

e. 人事の決定手続き

機構における人事の決定手続きについては、平成19年9月（平成24年11月一部改正）に定めた「人事に関する基本方針」で役職員に理事長の方針を示した上で実施している。実施に当たっては、各教育施設の所長等からのヒアリングを行い、職員の経歴・適性等を勘案し、理事長が決定している。

f. 業務の一部委任

機構における決定手続きについては、原則として全て理事長の決定により実施することとなっている。ただし、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」に基づき、会計業務の一部を委任している。また、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「独立行政法人国立青少年教育振興機構文書決裁規程」に基づき、部課長の専決により実施している。

g. 理事長の補佐体制の整備状況

理事が理事長を補佐し、総務企画部総務企画課が理事長や理事の指示を直接的に把握し、各部署の総括を行っている。

h. その他

特定の課題や複数の部署が関連する業務等については、理事長のリーダーシップの下、チームを編成し、対応している（「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動など）。

i. 新・機構元気プラン

平成20年9月に機構が「青少年の現状と課題、そして機構の果たすべき役割」を策定してから5年が経過し、青少年を取り巻く環境も変化していることから、理事長の発意の下で、平成25年度は、機構が重点的に取り組むべき課題と方策の策定に向けて作業を行った。策定に当たっては、機構全職員を対象に提案を

<p>(法人のミッションの役職員への周知徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。 <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> その際、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に注目しているか。 <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。 	<p>募集し(平成25年9月)、60人を超える職員から提案がなされた。その中から、教育施設の職員も含めて策定メンバーを選考して、そのメンバーを中心に議論を重ね、今後5年間程度を目途に機構が重点的に取り組むべき方策の検討を行った。</p> <p>イ. 法人のミッションの役職員への周知徹底</p> <p>理事長は、役員懇談会、機構連絡会、機構会議等(以下「役員懇談会等」という。)により、定期的に役職員との意見交換の場を設けている。また、事業や運営の方針等については、機構会議等において理事長から各教育施設所長に対して自ら指示するとともに、法人内のポータルサイトへの掲載等を活用し、全職員に対して周知徹底を行っている。さらに、各教育施設を随時視察し、その際、教育施設職員と意見交換を行い、方針等の周知徹底を図っている。</p> <p>ウ. 中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況</p> <p>中期目標・計画のうち、進捗状況が思わしくない項目(業務)については、担当部署からの業務報告を踏まえ、役員懇談会等において、その未達成要因の把握・分析を行い、対応を行う体制がとられている。年度計画等の策定時においても、各業務の中期目標・計画に対する進捗状況を把握・分析し、当該中期目標を達成するため、対応方針を見直すこととしている。</p> <p>なお、文部科学省独立行政法人評価委員会による年度実績に対する評価や個別の指摘事項については、各部署に速やかに伝達し対応を検討するとともに、フォローアップを行い業務改善に努めている。</p> <p>エ. 組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等</p> <p>組織全体で取り組むべき重要な課題については、役員懇談会等において、政策の検討や業務改善、業務の進捗状況等を確認する中で、常にその把握に努めている。</p> <p>また、機構のリスク対応として特に重要と考えている体験活動中の安全管理については、国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者、民間事業者等を対象とした安全管理講習(山系、水</p>	<p>理事長は、定期的に全役職員に訓示を行うとともに、内部ホームページ(ポータルサイト)を活用し、機構の使命と社会的役割を説明している。</p> <p>また、定期的に役員懇談会、機構連絡会を開催し、部課長から提案・報告を受け、理事長が適切に指示を行う体制が整備されている。機構会議においては、役員、教育施設所長、本部部課長等が参加し、事業方針をはじめとする機構の運営方針について理事長が自ら説明し、周知徹底を図る機会を設けている。</p> <p>組織全体で取り組むべき重要な課題の把握・対応については、理事長をはじめ役員、本部部長以上が参加する役員懇談会等において、組織全体として直ちに把握できる環境にあり、リスクの選定、対応方策など中期目標・中期計画の未達成項目(業務)がないかなど、政策の検討や業務改善、業務の進捗状況等について確認しており、理事長が随時指示を行っている。</p>
---	---	--

辺活動系)や、各教育施設の安全管理に関する職員研修を実施するとともに、各教育施設で作成している危険度の高い活動プログラムの安全対策マニュアルを随時見直して、職員へ周知徹底を図っている。

また、一部の施設においては、東日本大震災を踏まえ、地方自治体等が災害時において避難所等として施設を利用するための協定書を締結するとともに、情報を共有化する等の連携を行っている。

その他、組織運営全般に係る様々な課題(リスク)についても、役員会議や役員懇談会を円滑に運営するための情報共有や調整の場として本部部長・課長が毎週開催している部課長会や、役員懇談会等における役職員との意見交換会を通じて把握しており、理事長の具体的な指示のもと各部署が適切に対応し、改めて役員懇談会等でそのフォローアップを行うとともに、状況に応じてチームを編成するなどして対応している。

さらに、日常的な教育施設における課題(リスク)については、その情報を必要に応じて理事長に報告し、理事長からの指示のもと、当該教育施設において適切に是正するとともに、他の教育施設に対しても情報提供や注意喚起を行っている。

【取組事例】

センターでは、10月16日の台風26号で甚大な被害を被り、また続く台風27号により二次災害が想定される伊豆大島からの一時避難受入の要請を東京都から10月22日に受け、同総務局復興支援対策部と連携して、希望するすべての高齢者及び付き添い者を中心に翌23日から29日の間、延べ254名を受け入れるなど、緊急時における迅速な対応を行った。

(内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)

- ・ 法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。

オ. 内部統制の現状把握・課題等への対応

a. 内部統制の現状把握

理事長は、役員懇談会等における役職員との意見交換を通じて、内部統制の現状及び課題等を把握している。

また、監査室による内部監査の実施を通じてもリスクの洗い出しを行っており、平成25年度においては、本部と7教育施設において内部監査を実施した。

役員懇談会等において、役職員との意見交換を通じて内部統制の現状把握を行っている。把握した課題等は、理事長が具体的に指示を行い、各部署が対応した結果についてフォローアップを行うなど、リスク回避の徹底に努めている。

<p>【監事監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。 ・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。 <p>【各施設の役割等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設ごとに果たすべき役割の明確化に向けた取組が進捗しているか。 	<p>なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、平成 25 年度においては、問題となる事象や通報はなかった。</p> <p>b. 課題等への対応</p> <p>役員懇談会等における役職員との意見交換を通じて把握した課題等については、理事長の具体的な指示のもと各部署が適切に対応し、改めて役員懇談会等でそのフォローアップを行うとともに、状況に応じてチームを編成するなどして対応している。</p> <p>さらに、日常的な教育施設における課題については、その情報を必要に応じて理事長に報告し、理事長からの指示のもと、該当教育施設において適切に是正するとともに、他の教育施設に対しても情報提供や注意喚起を行っている。</p> <p>【監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】</p> <p>【監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】</p> <p>【監事監査における改善事項への対応状況】 (第9章2. (1)、9-12～13 ページ)</p> <p>② 監事監査</p> <p>監事は、監査室や会計監査人と連携を図りながら、機構の業務を対象とした監事監査を実施している。</p> <p>監事監査においては、特に中期目標・中期計画を踏まえた事業や運営の方針の周知状況、業務の進捗把握・改善状況に注視した監査を行っている。また、監査計画書作成時、監査実施時、監査報告時をはじめ、それら以外の場合においても適時に理事長との意見交換を行い、マネジメントが的確であるか確認を行っている。監事監査において把握した改善点等については、監査報告書に記載するほか、役員会議等において適時に指摘している。</p> <p>平成 25 年度の監事監査報告書等においては、<u>独立行政法人国立青少年教育振興機構監事監査要綱第 8 条に基づく改善すべき事項はなかった。</u></p> <p>【施設の役割等】(第9章2. (2)、9-13～16 ページ)</p> <p>(2)各教育施設の役割の明確化及び運営の改善</p> <p>文部科学省の国立青少年教育施設の在り方に関する検討会の報告「今後の国立青少年教育施設のあり方について」(平成 23 年 2 月)にお</p>	<p>監事監査の実施にあたっては、監事は適時理事長と意見交換を行っており、法人の長のマネジメントに留意している。</p> <p>平成 25 年度に実施した監事監査においては、重要な問題点の指摘はなかった。監事監査において改善点等が把握された場合については、監査報告書に記載するほか、役員会議等の場で指摘することとなっており、監事監査の仕組みとして問題はない。</p> <p>機構本部に設置された「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」において調査研究が行われ、①教育施設の管理運営や事業の企画・実</p>
---	--	--

- 施設ごとの業務実績の自己評価が行われ、各施設の運営改善に反映されているか。

いて、早急に国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、①効果的・効率的な施設配置のため各施設の特色・機能を明確化すること、②「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することなどが指摘された。

これを踏まえ、機構においては、平成 23 年 6 月 30 日に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）を設置し、①教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画（「新しい公共」型の管理運営）、②教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営の 2 点について調査研究を実施している。

上記 2 点に対応した取組を、教育施設及び地域ブロックにおいて試行的に実施している。当該教育施設においては、自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、協力者会議で報告を行った。平成 25 年度は、平成 24 年 3 月に取りまとめた「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告）」やその後の議論等を踏まえて、主に次の取組を行った。

① 「新しい公共」型の管理運営の試行

平成 23 年度から平成 24 年度にかけて試行を実施した赤城及び淡路の 2 教育施設については、試行の結果を踏まえ、平成 25 年度から「新しい公共」型の管理運営を本格的に実施している。

また、平成 25 年 1 月から試行していた大雪、阿蘇、那須甲子、妙高、若狭湾の 5 教育施設においては、先行して試行実施を行った 2 教育施設の結果も踏まえ、各教育施設の特色を生かして様々な取組を行った。

なお、5 教育施設については、具体的な成果を目指し、今後も引き続き試行を実施することとしている。

【取組事例】

妙高では、地域密着型のナショナルセンターを目指して、運営協議会委員と熟議と協働による取組を行った。

- ① 今日の課題に対応した「課題を抱える子どもたちとの統合型キャンプ（12 泊 13 日）」の企画・実施・評価に、3 名の運営協議会委員に参加してもらうとともに、委員の所属する大学から学生スタッフを派遣してもらった。また、臨床心理士である委員がキャンプの全行程に帯同し、障害や課題を抱える子供とそうではない子供とが共に学

施への多様な主体の参画（「新しい公共」型の管理運営）、②教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び運営」について提言されており、施設ごとに果たすべき役割の明確化に向けた取組が着実に進捗している。

各教育施設の試行における自己評価については、結果と課題をまとめ、本部に設置している協力者会議で報告している。引き続き、各教育施設の主体性を尊重しつつ、本部と協力して運営改善に取り組んでいただきたい。

びあえる事業を実施した。

- ② 本年度から新たに取り組んだ、幼児から小学校高学年を対象に多様な自然体験の場を提供する「はね馬キャンプ」において、委員からNPOに働きかけることによりNPOと施設が協働で運営・指導を行うことができた。
- ③ 当施設の活動プログラムコースや「藤巻山登山道」の整備、「源流体験コース」の増設及び「大洞原ハイキングコース」の新設に関し、コースの設定、人員の派遣や機材・材料の提供など、委員の関係する団体からの協力を得て整備を行った。
- ④ 青少年教育施設や市町村行政等との協働により、「体験活動の重要性」を発信するポスター、ガイドブック、長期集団宿泊活動DVDを作成し、県内の小中学校、公立施設等に配布した。

② 広域主幹(エリアマネージャー)の試行配置

文部科学省の「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」報告(平成23年2月)では、現在の国立青少年教育施設について、「より効果的・効率的な施設配置を行う観点から、それぞれの施設が有する機能のある程度集約し、施設配置の在り方を見直していくことが必要である。具体的には、地域のブロックに拠点施設を設け」と指摘された。

これを踏まえ、ブロック拠点設置の有効性についての検討に資するよう、平成24年11月より九州・沖縄ブロックに、平成25年4月より、関東甲信越・中部・北陸地ブロックに、それぞれに広域主幹(エリアマネージャー)を試行的に配置した。広域主幹は、それぞれブロック内の各施設の運営状況や地域との連携状況の把握に努め、ブロック内の橋渡しの役割を担った。協力者会議においては、広域主幹の報告を受け、その有効性について検討を進めた。

【取組事例】

広域主幹はブロック内の各施設を積極的に視察し、各種会議や地域の事業等に参加することにより、各施設の運営状況や地域の状況などの把握を行った。

また、九州・沖縄ブロックでは、当ブロックの広域主幹の尽力により、国立施設のない宮崎県において、同県立御池青少年自然の家とブロック内の国立施設が連携し、「体験の風をおこそうシンポジウム in 御池」を開催した。

③ 期間限定の非常勤職員の確保及び活用に関する試行の実施
「第一次報告」では、教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について、今後、国立施設として全うすべき役割を踏まえ、利用者のニーズ、地域の実情及び行政改革の観点からの合理化についての要請等を十分考慮し、季節開設の実施に向けた具体的な検討状況を把握しつつ、引き続き、効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について調査研究を進めることとされた。

全教育施設において、おおむね 11 月～2 月の時期は、利用者数及び宿泊室稼働率が低い傾向にある一方で、春季から夏季にかけては多くの利用者があり、多数の利用者への対応及び安全な施設運営及びサービスの維持・向上が必要となる。

それを踏まえ、季節開設の検討の前提として、繁忙期における期間限定の非常勤職員の確保方策について実証することとし、能登、中央、山口徳地及び大隅の 4 教育施設において、その確保及び活用に関する試行を実施した(平成 25 年 4 月から 11 月まで)。

試行の成果としては、いずれの施設においても、関係機関・団体や OB 職員をはじめ様々な人脈を活用し人材発掘に努めたところであり、関係機関や団体との繋がりが深まるという成果も得られた。

なお、継続して期間限定での職員を確保するには、退職世代の人材確保が重要な位置づけとなることから、退職校長会や職員 OB 組織と連携した人材確保に積極的に取り組んでいくことが有効だと考えられる。

この試行は、複数年にわたり繁忙期のみ勤務する職員の確保等がテーマであるため、平成 26 年度も引き続き実施することとしている。

【取組事例①】

中央では、職員の発掘手法、人材確保ルート開発の取組として、OB 職員や関係機関への打診を行い、御殿場市教育委員会や文化スポーツ課、地区小学校長会、NPO 法人等に人材紹介を依頼することにより、2 名の非常勤職員を採用した。

自然観察や生態関係に造詣の深かった職員は、施設内に自生する植物や生き物の生態観察を続け教材作成に尽力し、保育室勤務の経験者の職員は、子供に親しまれる施設環境づくりや地域の幼稚園との連携

強化の基礎づくりに力を発揮するなど、個々の経験や能力を以って施設運営及びサービスの維持・向上に貢献した。

【取組事例②】

山口徳地では、職員の発掘手法、人材確保ルート開発の取組として、山口県教育委員会や近隣市の教育委員会、山口県退職校長会、山口県人づくり財団、山口県教職員団体連合会、業務運営委員会の委員、施設職員 OB、青少年団体等に人材紹介を依頼することにより、2名の非常勤職員を採用した。

語学に堪能な職員が、その語学力を活かして日本ジャンボリー等の国際交流事業の円滑な実施に貢献し、障害者や幼児との関わりのある活動を行ってきた職員が児童養護施設や児童相談所等の体験活動をサポートする事業に貢献するなど、繁忙期の研修支援、教育事業、環境整備などの業務の改善を図ることができた。

④ 季節開設を行っている施設の実地調査

平成 25 年度においては、既に季節開設を行っている秋田県立大館少年自然の家、大阪府堺市立日高少年自然の家の 2 つの公立の青少年教育施設を訪問し、季節開設の実施方法や運営体制、さらには課題などの情報を収集した。

いずれの施設においても、光熱水料、消耗品などの管理的な経費については、経費節減が図られていたが、開設に向けた施設のメンテナンス費用、閉鎖時の施設の警備費用などが新たに発生することなどの情報が得られた。このほか、閉鎖時における常勤人員の配属先や閉鎖時の施設警備なども大きな課題であるとの指摘もあった。

引き続き、既に季節開設を行っている公立の青少年教育施設における実施方法や運営体制、課題等の情報を収集し、サービスの低下をまねかない人員配置をはじめとした開設時・閉鎖時の体制を検討する必要がある。

【自治体・民間への移管等】

- ・ 青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等に関する取組が進捗しているか。

【自治体・民間への移管等】(第9章2. (3)、9-16 ページ)

(3) 各教育施設の自治体・民間への移管等

自治体・民間への移管の検討に資するため、文部科学省に対して最新の利用実績や宿泊室稼働率等の情報提供等を適宜行った。このほ

自治体・民間への移管については、外部有識者による「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」において提言された、民間団体や大学、企業等が参画する「新しい公

- ・ 「新しい公共」型の管理運営についての取組が進捗しているか。

か、効率的な組織運営を進める観点から、「新しい公共」型の管理運営の試行に取り組むなど、調査研究を進めている。

また、中央教育審議会答申「今後の青少年教育の体験活動の推進について」(平成 25 年 1 月 21 日)においては、「体験活動の機会と場の確保という観点を踏まえつつ、より効果的・効率的な在り方について、更に検討を行う必要がある」と提言されている。

この答申を踏まえ、文部科学省は、平成 25 年度に「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」を実施し、機構は、資料提供や赤城・若狭湾における実地調査に対して全面的に協力し、文部科学省と連携して効果的・効率的な組織の運営の検討を行った。

【効率的な利用促進】

- ・ 青少年教育に関する施設の利用状況が向上しているか。

【効率的な利用促進】(第9章1.(4)、9-16～17 ページ)

(4)教育施設の効率的な利用の促進

平成 25 年度の総利用者数は、前述のとおり 5,167,997 人であり、各教育施設においては、「稼働率向上のための数値目標の設定及び行動目標」を設定し、機構全体で総利用者数 500 万人、全教育施設での宿泊室稼働率 50%以上を目指し、広報活動及び利用促進に努めた。

また、研修支援における青少年利用については、「青少年人口(0～29 歳)の 1 割程度の研修利用者を確保する」としている目標を上回っている。

なお、平成 25 年度は全施設で宿泊室稼働率が 50%を上回っており、宿泊室稼働率が低く、今後もその向上が見込めない施設に該当する施設はない。

今後も、各教育施設において設定した「平成 26 年度稼働率向上のための数値目標の設定及び行動計画」を目標に広報活動と利用促進に取り組み、本部においてフォローアップすることとしている。

- ・ 青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供しているか。

- ・ 施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するための方策についての検討が進捗しているか。

- ・ 宿泊室稼働率が低く、今後もその向上が見込めない施設について、稼働率を高める取組が行われるとともに、様々な検討が進捗しているか。

共」型の管理運営方式について、平成 25 年 1 月より試行開始した 5 施設で引き続き実施するなど、取組が確実に進んでいる。

前中期目標期間の年間平均総利用者数と同等の利用者を確保していること、中期目標(計画)に定められた「青少年人口(0～29 歳)の 1 割程度の研修利用者を確保する」との目標を達成したことは、高く評価できる。

施設の有効活用の観点から、青少年利用に影響のない範囲で一般利用に供しており、青少年利用の早期受付等の取扱いは適切といえる。

「新しい公共」型管理運営に向けた試行を 2 施設、平成 25 年 1 月より試行開始した 5 施設で引き続き実施しているとともに、前述の調査研究協力者会議において、季節開設を実施している施設の実地調査、効率的・効果的な利用を実現させるための方策として、広域主幹の試行配置など確実に進捗している。

稼働率を高める取組について、各教育施設で具体的な数値目標と行動計画を策定し、本部においては四半期ごとにフォローアップを行うなど、本部と各教育施設が連携して対応していることは評価できる。

表 9-6 総利用者数の推移

年 度	宿泊利用者数	増△減	日帰り利用者数	増△減	合 計	増△減
平成 18 年度	3,037,877 人	—	1,863,222 人	—	4,901,099 人	—
平成 19 年度	3,018,590 人	△19,287	1,747,299 人	△115,923	4,765,889 人	△135,210
平成 20 年度	2,985,916 人	△32,674	1,877,705 人	130,406	4,863,621 人	97,732
平成 21 年度	2,840,883 人	△145,033	2,021,397 人	143,692	4,862,280 人	△1,341
平成 22 年度	2,898,365 人	57,482	2,097,190 人	75,793	4,995,555 人	133,275
平成 23 年度	2,758,824 人	△139,541	2,111,296 人	14,106	4,870,120 人	△125,435
平成 24 年度	2,865,988 人	107,164	2,273,314 人	162,018	5,139,302 人	269,182
平成 25 年度	2,849,245 人	△16,743	2,318,752 人	45,438	5,167,997 人	28,695

【経年比較】施設の利用状況

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総利用者数(人)	4,862,280	4,995,555	4,870,120	5,139,302	5,167,997
宿泊室稼働率	61.4%	60.3%	58.3%	59.8%	60.3%

【(大項目)3】	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	【評定】 A			
【(中項目)3-1~3】	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定を見直す。さらに、科学研究費補助金等の申請、国や民間企業等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。</p> <p>また、管理・運営業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。</p>		H23	H24	H25	H26
		A	A	A	
		実績報告書等 参照箇所 業務実績報告書 第10章			
評価基準	実績	分析・評価			
【収入】	<p>【平成25年度収入状況】(第10章1.(1)~(3)、10-1~3ページ)</p> <p>1. 予算の状況</p> <p>(1) 事業収入等の確保の状況</p> <p>① 平成25年度事業収入等予算額 1,548,274千円</p> <p>② 平成25年度事業収入等決算額 1,616,753千円 (対予算比4.4%、68,479千円増)</p> <p>(2) 事業収入等の確保に係る主な取組状況</p> <p>① 近年の光熱水料費の値上り及び、施設の老朽化により改修費が年々増加傾向にあること等に伴い、オリンピックセンターの施設使用料について、平成26年4月より料金改定(10%~30%値上げ)することとし、諸規程の改正を行なった。</p> <p>② 受益者負担の適正化を目的に、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討PT」(以下「検討PT」という。)を設置し、4回にわたる会議開催のほか、機構会議において検討内容のレビューを実施するなど検討を行った。この検討PTの検討結果を受け、センターを除く24教育施設の講師等宿泊室について、平成25年4月より料金の徴収を開始した。</p> <p>③ 青少年の体験活動に関わる指導者養成等の事業(養成、研修)参加費については、食費、シーツ等洗濯代を徴収している。ただし、教員免許状更新講習は、食費、シーツ等洗濯代以外に受講料を受益者負担として徴収している(1時間あたり1,000円)。</p>	<p>収入状況においては、講師等宿泊室の使用料を平成25年4月から徴収を開始するなどの取組を行ったことは自己収入確保及び受益者負担の適正化の観点から評価できる。</p> <p>支出状況においては収支計画、資金計画に基づき、計画どおりに履行したと認められる。</p>			

(3) 予算の状況

表 10-1 平成 25 年度の予算

(単位:千円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	8,938,813	8,938,813	—
施設整備費補助金	267,202	267,202	—
事業収入等	1,548,274	1,616,753	68,479
受託収入	—	84,642	84,642
寄附金収入	—	83,657	83,657
教員講習開設事業費等補助金	—	104	104
民間出えん金	—	7,396	7,396
その他の収入	—	48,708	48,708
前年度繰越金	—	918,617	918,617
計	10,754,289	11,965,893	1,211,604

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

① 収入の主な増減理由

講師等宿泊室の料金徴収開始（平成 25 年 4 月～）等、事業収入の確保に係る取組を行ったことによる増加である。

【経年比較】収入の経年比較

(単位:百万円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
運営費交付金	10,138	9,761	9,479	9,032	8,939
施設整備費補助金	4,514	4,689	214	393	267
事業収入等	1,358	1,582	1,417	1,612	1,617
受託収入	113	89	178	111	85
寄附金収入	25	22	73	54	84
民間出えん金	7	8	7	8	7
その他の収入	21	26	39	55	49
前年度繰越金	101	237	4	634	919
計	16,278	16,414	11,411	11,899	11,966

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【経年比較】事業収入等の状況

(単位:千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業収入等の決算額	1,200,695	1,582,060	1,417,250	1,612,239	1,616,753
事業収入等の予算額	1,200,236	1,502,740	1,517,767	1,532,945	1,548,274
予算額に対する決算額の割合	100.0%	105.3%	93.4%	105.2%	104.4%

【支出】

【平成25年度支出状況】(第10章1.(3)、10-2~3ページ)

表10-1 平成25年度の予算

(単位:千円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額
【支 出】	(a)	(b)	(a)-(b)
運営費	10,487,087	10,407,508	79,579
一般管理費	5,989,345	5,241,178	748,167
うち人件費	4,088,826	3,457,021	631,805
うち管理運営費	1,900,519	1,784,157	116,362
業務経費	4,497,742	5,166,330	△668,588
事業費	2,197,742	2,986,956	△789,214
基金事業費	2,300,000	2,179,374	120,626
受託事業費	—	84,642	△84,642
教員講習開設事業費等補助金 事業費	—	104	△104
寄附金事業費等	—	57,078	△57,078
施設整備費	267,202	267,202	—
計	10,754,289	10,816,533	△62,244

(注1)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(注2)寄附金・助成金を財源とした事業費等は、平成25年度より「寄附金事業費等」として表記。

② 支出の主な増減理由

人 件 費： 給与水準の適正化等の影響による人件費の減。

管理運営費： 契約の見直し等による物件費の減(包括化・複数年化)。

事 業 費： 利用者数の増加に伴う経費の増。

【経年比較】支出の経年比較

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
運営費	11,570	11,254	10,425	10,451	10,408
一般管理費	6,263	5,947	5,348	5,413	5,241
うち人件費	4,381	4,171	3,948	3,721	3,457
うち管理運営費	1,883	1,776	1,400	1,692	1,784
業務経費	5,307	5,307	5,077	5,038	5,166
事業費	3,062	3,053	3,017	3,010	2,987
基金事業費	2,245	2,254	2,059	2,028	2,179
受託事業費	113	89	178	111	85
安心こども基金事業補助金 事業費	—	—	1	—	—
子ども自然体験活動等助成金	—	—	—	20	—
教員講習開設事業費等補助金 事業費	—	—	—	—	0
寄附金事業費等	—	—	—	—	57
施設整備費	4,514	4,689	214	393	267
計	16,197	16,032	10,817	10,975	10,817

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【収支計画】

【平成 25 年度収支計画】(第 10 章2.、10-4 ページ)

2. 収支計画の状況

表 10-2 平成 25 年度の収支

(単位:千円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	10,574,687	10,709,139	△134,452
経常費用	10,574,687	10,703,576	△128,889
事業経費	4,497,742	7,387,926	△2,890,184
管理運営費	5,989,345	3,001,757	2,987,588
受託経費	—	84,642	△84,642
減価償却費	87,600	229,251	△141,651
財務費用	—	5,563	△5,563
【収益の部】	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金収益	10,574,687	10,709,053	134,366
入場料等収入	8,938,813	8,575,452	△363,361
受託収入	1,548,274	1,616,753	68,479
施設費収益	—	84,642	84,642
寄附金収益	—	233,590	233,590
雑益	—	50,628	50,628
資産見返運営費交付金戻入	—	48,708	48,708
資産見返物品受贈額戻入	85,200	98,222	13,022
資産見返寄附金戻入	2,200	857	△1,343
資産見返寄附金戻入	200	96	△104

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

事業経費：利用者数の増加に伴う経費の増。

管理運営費：契約の見直し等による物件費の減（包括化・複数年化）。

入場料等収入：講師等宿泊室の料金徴収開始（平成 25 年 4 月～）等、事業収入の確保に係る取組を行ったことによる増。

【資金計画】

【平成 25 年度資金計画】(第 10 章3.、10-4 ページ)

3. 資金計画の状況

表 10-3 平成 25 年度の資金

(単位：千円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	10,685,393	13,536,563	△2,851,170
業務活動による支出	10,487,087	10,536,648	△49,561
投資活動による支出	198,306	178,307	19,999
財務活動による支出	—	132,417	△132,417
翌年度への繰越額	—	2,689,191	△2,689,191
	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	10,685,393	13,536,563	2,851,170
業務活動による収入	10,487,087	10,790,686	303,599
運営費交付金による収入	8,938,813	8,938,813	—
入場料等収入	1,548,274	1,618,508	70,234
受託収入	—	90,089	90,089
補助金等収入	—	118	118
寄附金収入	—	73,380	73,380
その他収入	—	69,778	69,778
投資活動による収入	198,306	230,674	32,368
施設整備費補助金による収入	198,306	223,587	25,281
有形固定資産の売却による収入	—	87	87
有価証券の償還による収入	—	7,000	7,000
財務活動による収入	—	7,396	7,396
民間出えん金	—	7,396	7,396
前年度からの繰越額	—	2,507,806	2,507,806

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

業務活動による支出：利用者数の増加に伴う経費の増。

入 場 料 等 収 入：講師等宿泊室の料金徴収開始（平成 25 年 4 月～）等、事業収入の確保に係る取組を行ったことによる増。

【財務状況】

(当期総利益(又は当期総損失))

- ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。

- ・ また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。

(利益剰余金(又は繰越欠損金))

- ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。
- ・ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。

※解消計画がない場合

- ・ 当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるか。

(運営費交付金債務)

- ・ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。

【当期総利益(当期総損失)の状況】

(第10章4.(1)~(2)、10-5~6ページ)

4. 財務の状況

(1) 当期総利益(当期総損失)の状況

当機構における当期総利益(当期総損失)は、16,164円である。

【経年比較】当期総利益(当期総損失)の状況

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当期総利益(当期総損失)	△ 18	346	0	0	0

【当期総利益(又は当期総損失)の発生要因】

清掃・警備業務や寝具類貸借業務等、施設運営上継続的に必要となる外部委託費や保守費について、包括化・複数年化等契約の見直し及び仕様の見直しを行ったことにより、経費が削減されたため。

(2) 利益剰余金(繰越欠損金)の状況

当機構の平成25年度における利益剰余金は、1,765,686円である。

(内訳)

前中期目標期間繰越積立金 1,266,834円
 積立金 482,688円
 当期末処分利益 16,164円

(うち当期総利益 16,164円)

【経年比較】利益剰余金(繰越欠損金)の状況

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利益剰余金	27	372	2	2	2

【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】

【業務運営に与える影響の分析】(第10章4.(3)、10-6ページ)

(3) 運営費交付金債務の状況

平成25年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率は2.1%であった。

適切な予算執行が行われており、重要な当期総損失は発生していない。

適切な業務の効率化が図られていることによるものであり、問題ない。

計上された利益剰余金は、前中期目標期間繰越積立金と当中期目標期間中に生じた前事業年度までの累計利益及び当期末処分利益であり、業務遂行上の過大な利益とは認められない。

当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率は2.1%であり、未執行になっている理由が明らかにされているが、未執行相当額のうち基金事業に係る部分については、第2期中期目標期間初年度から

<p>・ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析が行われているか。</p> <p>（溜まり金）</p> <p>・ いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。</p>	<p>未執行相当額については、運営費交付金債務として平成 26 年度に繰り越し、執行する予定である。</p> <p>【未執行の理由】</p> <p>基金事業：平成 25 年度に予定していた計画の一部が未達で、計画に対する達成率が 92.6 % となり、7.4 % 相当額（170,238,183 円）が未執行となったため。</p> <p>退職一時金：退職予定者の一部に退職日延期者が発生し、相当額（21,803,280 円）が未執行となったため。</p> <p>【溜まり金の精査の状況】</p> <p>【溜まり金の国庫納付の状況】（第 10 章 4.（4）、10-6 ページ）</p> <p>（4）溜まり金の精査の状況</p> <p>平成 25 年度において溜まり金の精査をした結果、該当はなかった。</p>	<p>多額の運営費交付金債務を残しており、これまでの3年間、計画的な執行が必ずしも行われてきたとは言い難いものである。残りの中期目標期間における執行計画を策定し、適宜執行状況を踏まえながら迅速な対応をとることにより、今中期目標期間中に確実に執行されることを強く望む。</p> <p>溜まり金の精査をした結果、該当はなかった。</p>
---	---	--

【(大項目)4】	IV 短期借入金の限度額	【評定】 —			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>短期借入金の限度額は20億円とする。</p> <p>短期借入金 that 想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。</p>		H23	H24	H25	H26
		—	A	—	
		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>業務実績報告書 第10章</p>			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>・ 短期借入金は有るか。有る場合は、その額及び必要性は適切か。</p>	<p>【短期借入金の有無及び金額】</p> <p>【必要性及び適切性】（第 10 章 5.、10-6 ページ）</p> <p>5. 短期借入金の限度額の状況</p> <p>短期借入金の限度額は 20 億円である。なお、平成 25 年度においては、短期借入金の実績はなかった。</p>	—			

【(大項目)5】	V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	【評定】 A			
【概要】 会計検査院による指摘を踏まえ、江田島青少年交流の家における保有地の一部について、国庫納付を行った。		H23	H24	H25	H26
		-	A	A	
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第10章			
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。 	【不要財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】 (第10章6. 10-6~7ページ) 6. 財産の処分等の状況 保有地及び借地について、各教育施設の使用する土地及び建物(以下「施設等」という。)の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成25年度に、「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」を本部に設置した。 その後、11月に同委員会を開催し、教育施設等の利用状況を把握し、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行った。 その結果、施設等が有効利用されていることを確認すると共に、2施設において未使用地を特定し、借地面積の見直しを行うこととした。 また、会計検査院からの指摘を踏まえ、平成24年度中に江田島における保有地の一部について国庫納付を検討、平成26年3月に国庫納付を行った。	機構内に「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」を設置し、保有する施設が有効利用されているか検討されていることは評価できる。			

【(大項目)6】	VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	【評定】 —			
【概要】 計画なし		H23	H24	H25	H26
		-	-	-	
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> 重要な財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。 	【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】 なし。	-			

【(大項目)7】	VII 剰余金の使途	【評定】 A																			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。</p> <p>① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実</p> <p>② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実</p> <p>③ 青少年教育に関する調査及び研究の充実</p> <p>④ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実</p> <p>⑤ 青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実</p>		<table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">実績報告書等 参照箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="4">業務実績報告書 第10章</td> </tr> </table>				H23	H24	H25	H26	A	A	A		実績報告書等 参照箇所				業務実績報告書 第10章			
H23	H24	H25	H26																		
A	A	A																			
実績報告書等 参照箇所																					
業務実績報告書 第10章																					
評価基準	実績	分析・評価																			
<p>・ 利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。</p>	<p>【利益剰余金の有無及びその内訳】(第10章7. 10-7ページ)</p> <p>7. 剰余金の状況</p> <p>剰余金の状況については、下記のとおりである。なお、目的積立金の計上はない。</p> <p>(1)利益剰余金の有無及びその内訳</p> <p>利益剰余金 1,765,686 円(内訳)</p> <p>前中期目標期間繰越積立金 1,266,834 円</p> <p>積立金 482,688 円</p> <p>当期未処分利益 16,164 円</p> <p>(うち当期総利益 16,164 円)</p> <p>【利益剰余金が生じた理由】</p> <p>(2)利益剰余金が生じた理由</p> <p>① 前中期目標期間繰越積立金</p> <p>自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額であり、平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。</p> <p>② 積立金</p> <p>平成23年度及び平成24年度決算時の「当期未処分利益」について、文部科学大臣の承認を受けて計上している。</p> <p>(第2期中期目標期間終了後に国庫納付を行う。)</p>	<p>適切な予算執行が行われており、重要な当期総損益は発生していない。</p>																			

<ul style="list-style-type: none"> 目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方策を定める等、適切に活用されているか。 	<p>③ 当期末処分利益 清掃・警備業務や寝具類賃貸借業務等、施設運営上継続的に必要となる外部委託費や保守費について、包括化・複数年化等契約内容の見直し及び仕様の見直しを行ったことにより、経費が削減されたため。</p> <p>【目的積立金の有無及び活用状況】 なし。</p>	
--	---	--

【(大項目)8】	Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	【評定】 A			
【(中項目)8-1】	施設・設備に関する事項	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。</p> <p>(2)利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児・高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。</p>		H23 A	H24 A	H25 A	H26
		<p>実績報告書等 参照箇所 業務実績報告書 第11章</p>			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【施設及び設備に関する計画】</p> <p>・施設及び設備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。</p>	<p>【施設及び設備に関する計画の有無及びその進捗状況】 (第11章、11-1～2ページ)</p> <p>1. 施設整備の実施状況</p> <p>平成25年度の施設・設備の整備に当たっては、「施設整備5ヶ年計画」の見直しを行いつつ、各教育施設の施設利用者の安全・安心及び研修・宿泊施設等の環境改善を図るとともに、身体障害者等への対応、老朽化した地下重油タンクの更新、防火シャッターへの安全装置の設置や非常用蓄電池の交換など、利用者への安全対策を実施した。</p> <p>また、震災や集中豪雨、台風、落雷で被災した各教育施設の災害復旧整備を実施した。実施に当たっては、工事中の利用者の安全確保を優先した。</p> <p>(1) 施設整備事業(施設整備費補助金)</p> <p>① 平成25年度当初(34事業計: 198,306千円)</p> <p>上記事業には、南蔵王野営場の借地(国有地)の一部返却に伴う既存建物撤去などの原状回復(29,298千円)を含む。</p> <p>(2) 災害復旧(施設整備費補助金)</p> <p>平成25年度予算においては、災害復旧(施設整備補助金)は計上されていない。ただし、平成23,24年度補正予算が繰り越されており、平成25年度においては、以下の災害復旧整備を実施した。</p> <p>① 平成23年度補正(1事業計: 43,615千円)</p> <p>② 平成24年度補正(3事業計: 25,281千円)</p>	<p>施設・設備の整備に当たっては、機構が定めた「施設整備5ヶ年計画」の見直しを行いつつ、施設利用者の安全・安心に係る施設整備に取り組んでいる。</p>			

(3) 各所修繕

① 平成 25 年度運営費交付金 (計: 382,515 千円)

・ 利用者の安全の確保、バリアフリー対策など、利用者本位の施設整備が行われているか。

2. 施設・設備の充実

(1) 利用者に配慮した施設整備の状況

低年齢の利用者や高齢者、身体障害者に配慮し、2 教育施設で和式トイレを洋式トイレに更新したほか、2 教育施設で浴室・シャワー室に手すり、スロープを設置した。

また、1 教育施設で防火シャッター安全装置を設置したほか、5 教育施設で非常用蓄電池の交換、4 教育施設で避雷器の設置を行い、利用者への安全対策を実施した。

(2) 環境への配慮について

① 環境報告書 2013 の作成・公表

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 77 号)、同施行令」に基づき、平成 25 年 8 月に独立行政法人国立青少年教育振興機構環境委員会を開催し、環境配慮への方針、環境目標・計画、環境報告書の報告内容及び公表方法について審議・検討を行い、「環境報告書 2013」を 9 月に公表した。

② 温室効果ガス(CO₂)排出量削減等の取組(表 11-1 参照)

温室効果ガス(CO₂)の排出の削減のため、LED 照明への更新(28 教育施設)、空調機熱交換コイルの交換(1 教育施設)、空調機インバーター制御の導入(1 教育施設)を実施した。

引き続き、利用者本位の施設整備に取り組まれるとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境を整備するため、老朽化した基幹設備等の更新を行うなど、利用者の安全確保に取り組まれない。

表 11-1 平成 19~25 年度温室効果ガス(CO₂)排出量

事 項	温室効果ガス(CO ₂)排出量(t)						
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
電 気	7,954	7,728	7,640	8,307	7,768	9,264	9,818
ガ ス	3,841	3,618	3,712	4,321	3,925	4,198	4,233
重 油	7,904	7,628	7,280	6,952	6,148	6,030	6,106
灯 油	1,075	983	989	1,076	1,130	995	1,006
合 計	20,774	19,957	19,621	20,656	18,971	20,487	21,163

③ ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄処分

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処分の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日法律第65号)」に基づき、能登、中央、江田島、阿蘇、沖縄で保管されていた高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)を適切に廃棄処分した。

(2) エネルギー使用状況について

「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号)」に基づき、平成24年度の省エネルギーの取組状況について、文部科学省及び経済産業省に報告した。

また、教育施設において同法に基づき策定した「管理標準」(エネルギーの合理的使用に関するマニュアル)によるボイラー、空調設備、受変電設備等の運転管理の実施、及び環境委員会にて策定した環境計画による節電対策やクールビズ、ウォームビズの実施など、省エネルギーの取組を引き続き実施した。

エネルギーの使用状況については、機構ホームページに掲載されている環境報告書において、環境目標・実績を報告している。

【(中項目)8-2】 人事に関する計画		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 (1)方針 ① 青少年をめぐる諸課題に総合的に対応し、より一層、その施策を効果的かつ効率的に推進するため、人員を適正かつ柔軟に配置する。また、本部及び施設ごとの業務の質・量に応じた定期的な人員配置の見直しを行う。 ② 職員に対し、企画力、指導力、接客サービスの向上や施設の安全管理などを目的とした、多様で体系的な研修機会を設け、計画的な人材養成を行う。 ③ 新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関、民間団体との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。 ④ 人事評価制度を適切に運用し、その評価結果を踏まえた処遇等への反映を図る。 (2)人員に関する指標 常勤職員について、その職員数の抑制を図る。		A			
		H23	H24	H25	H26
		A	A	A	
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第12章			
評価基準	実績	分析・評価			
【人事に関する計画】 ・ 人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 ・ 人事管理は適切に行われているか。	【人事に関する計画の有無及びその進捗状況】 (第12章、12-1~5ページ) 1. 人事管理の実施状況 人事管理については、平成19年9月(平成24年11月一部改正)に定めた「人事に関する基本方針」に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を行った。 (1)人事に関する計画の進捗状況 ① 人員管理の一元化 平成25年度においては、本部・センターと教育施設との間で4件、教育施設間で6件の人事異動を行った。 本部から教育施設へ異動することにより、青少年教育のナショナルセンターとして担うべき事業の考え方が浸透し、人的ネットワークを活用した情報交換及び情報の共有化が図られ、また、教育施設から本部へ異動することにより、教育施設の運営実態を踏まえた本部業務の遂行が図られている。 また、教育施設間で異動することにより、施設がそれぞれ蓄積してき	「人事に関する基本方針」に基づき、人事管理について、公平・公正で計画性のある人事が進められている。 人事管理については、各施設の所長等からヒアリングを行いながら、施設間の人事異動により、相互のノウハウの共有化等が図られている。			

たお互いのノウハウの共有が図られている。

② 人員配置の見直し

効果的・効率的な事業運営を行うため、業務の専門性や困難さを把握し、組織全体として最も力が発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行い、人員配置の見直しを行っている。その際、各職員の経歴、適性、希望等を把握する必要があることから、個人調書システムにより職員の免許・資格や希望事項等を一覧にした資料を作成するなど、事務の効率化と効果的な活用を図っている。

③ 所長人事の多様化

高い教養と教育的意識を有し、教育施設の運営責任者としての経営感覚に優れ、現下の喫緊の課題に対する的確な判断能力を有する者が所長として適当であることから、所長の人事については、多種・多様な人材を広く求めることとして、平成 23 年 4 月から公募による採用を行っている。平成 25 年度においても、平成 25 年 12 月に公募を実施し、その結果、民間団体等から 3 人の所長(大雪、赤城、淡路)を任期付にて採用することを決定した。

(5) 常勤職員数の状況

平成 25 年度においては、人事異動等による不補充により、6 人の人員削減を行った。

(2) 職員研修の実施

青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、「人事に関する基本方針」に基づき、本部が主催する研修を行っているほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。

機構本部においては、休館日における研修として、野外炊事等の研修を行い、実践を通じて体験活動に関する職員の理解を深め、スキルの向上を図った。また、外部の専門家によるハラスメント防止研修及び接遇・クレーム対応研修等を行い、職員にハラスメントの基本的な知識、ハラスメ

職員研修については、機構本部や各教育施設が主催する研修を行っているほか、外部機関が主催する研修に積極的に参加させており、職員の資質向上・意識改革に着実に取り組んでいる。

また、安全指導及び安全管理は重点的に取り組むべき事項であり、今後も、職員の危機管理意識の向上に努めていきたい。

・ 職員研修が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

ントが起きた場合の対応・対処法を身に付けさせ、さらに、電話対応及び窓口対応の手法やノウハウの習得を図った。

教育事業については、研修によって、青少年を取り巻く現状の課題や教育行政の施策・動向に対する職員の理解を深めた。研修の成果は、体験活動を通してコミュニケーションや人間関係作りといった観点を取り入れたプログラムの企画や子供の心理の捉え方を踏まえた指導助言に活かされている。また、社会教育主事講習等に参加することで、生涯学習の動向や課題を認識し、教育事業の質的向上を図った。

各教育施設においては、地域の特色を活かした教育事業や研修支援を行うにあたり、事前の技術の取得や安全管理等に係る研修が必要不可欠であるため、救命救急講習、AED講習や衛生講習会を実施している。また、危機管理体制について外部研修で学ぶことにより、各教育施設で整備している危機管理マニュアルの見直しや危機管理に直面した場合を想定した具体的方策を検討し、組織全体の意識を高めている。

表 12-1 主な研修の実施状況・参加状況一覧

本部が主催した内部研修(機構全体を対象とした研修)

区 分	実施件数	参加者数
新任職員に対する研修(新任所長、新規採用職員、新任事業系職員)	3 件	79 人
事業の指導に関する研修(ボランティアコーディネータ)	1 件	37 人
安全指導等に関する研修(体験活動安全管理(山活動、水辺))	2 件	43 人
実務研修(会計事務、野外炊事等)	5 件	145 人
待遇に関する研修(待遇・クレーム)	1 件	28 人
ハラスメント防止研修	1 件	31 人
実地研修(機構内の他の施設の事業等に参加することにより、職員の資質の向上を図る)	2 件	5 人
教養啓発に関する研修(放送大学)	2 件	52 人
計	17 件	420 人

各教育施設が企画・実施した内部研修

区 分	実施件数	参加者数
新任職員に対する研修(新任職員研修)	38 件	181 人
事業の指導に関する研修(体験活動、活動プログラム等)	107 件	971 人
企画力・マネジメント力に関する研修(プログラム企画、タイムマネジメント等)	10 件	107 人
安全指導等に関する研修(自衛消防訓練、救命救急、AED 講習、衛生講習会等)	136 件	2,059 人
実務研修(オリエンテーション、清掃点検等)	34 件	432 人
待遇に関する研修	5 件	87 人
コミュニケーション能力に関する研修(コミュニケーショントレーニング)	3 件	46 人
ハラスメント防止研修	5 件	79 人
教養啓発に関する研修(人権問題等)	11 件	131 人
その他(メンタルヘルス等)	10 件	165 人
計	359 件	4,258 人

各教育施設が参加した外部機関の研修

区 分	参加件数	参加者数
階層別研修(中堅職員、係長級等)	36 件	43 人
事業の指導に関する研修(自然体験活動指導者養成等)	77 件	152 人
国際性の涵養に関する研修(指導者交流セミナー)	1 件	1 人
企画力・マネジメント力に関する研修(企画力実践セミナー、青少年教育施設連絡協議会等)	14 件	41 人
安全指導等に関する研修(応急措置、防災、安全運転等)	75 件	113 人
実務研修(会計事務、給与実務、無線等)	52 件	98 人
社会教育、学校運営に関する研修(社会教育主事、中央研修等)	87 件	126 人
待遇に関する研修(電話対応、クレーム対応等)	3 件	4 人
コミュニケーション能力に関する研修(メンター養成等)	3 件	6 人
ハラスメント防止研修	2 件	2 人
教養啓発に関する研修(人権問題等)	17 件	31 人
その他(生涯生活設計セミナー等)	24 件	72 人
計	391 件	689 人

【経年比較】研修の実施状況・参加状況一覧

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
機構本部が主催した研修	実施件数	12	12	12	15	17
	参加者数(人)	225	244	196	303	420
各教育施設が企画・実施した内部研修	実施件数	286	311	281	308	359
	参加者数(人)	4,392	3,632	3,509	3,788	4,258
各教育施設が参加した外部機関の研修	実施件数	350	310	369	339	391
	参加者数(人)	593	569	591	614	689

- 新規採用、人事交流、任期付き任用の活用など多様で優れた人材を確保するための取組が行われているか。

(3) 多様で優れた人材の確保(表 12-2 参照)

青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効率的・効果的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、「人事に関する基本方針」に基づき、文部科学省関係機関、地方公共団体、民間団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。

また、ブロック内異動を前提とした新規採用として、公募による選考採用により平成 25 年 4 月に 19 人(本部 6 人、能登 1 人、乗鞍 1 人、大洲 2 人、日高 2 人、那須甲子 3 人、立山 1 人、若狭湾 1 人、吉備 1 人、諫早 1 人)の職員を採用し、平成 26 年 4 月に 10 人(本部 5 人、中央 1 人、那須甲子 1 人、信州高遠 1 人、立山 1 人、曾爾 1 人)の職員を採用することを決定した。

さらに、平成 25 年 4 月に任期付きの職員を 3 名採用し、多様な優れた人材を確保した。

「人事に関する基本計画」に基づき、広く計画的な人事交流を行っているほか、公募による選考採用により優れた人材の採用について着実に取り組んでいることは評価できる。

表 12-2 機関との人事交流の状況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分	受 入 れ 状 況		出 向 状 況	
	交流先機関数	人事交流者数	交流先機関数	人事交流者数
文部科学省関係機関	32	144	2	4
地方公共団体	46	143		
民間団体	2	2		
合 計	80	289	2	4

【経年比較】他機関との人事交流の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人事交流の 受入状況	交流先機関数	93	95	85	82	80
	人事交流者数(人)	358	350	325	307	289
人事交流の 出向状況	交流先機関数	1	1	1	1	2
	人事交流者数(人)	2	1	1	3	4

<p>・ 人事評価が適切に運用されているか。</p>	<p>(4) 人事評価の実施状況 平成 24 年 10 月からの第二次試行を経て、平成 25 年 10 月から「能力評価」及び「業績評価」の 2 種類の人事評価について、本格実施した。(評価期間は平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月まで) また、評価結果を勤勉手当及び昇給に反映できるよう、規則の整備を行った。</p>	<p>平成 25 年 10 月から「能力評価」「業績評価」の 2 種類の人事評価について実施するなど、適切な運用がなされていると評価できる。</p>
----------------------------	---	--

<p>【(中項目)8-3】 中期目標期間を超える債務負担</p>		<p>【評定】</p>											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>		<p style="text-align: center;">—</p> <table border="1" data-bbox="1601 1045 2188 1141"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所 業務実績報告書 第10章</p>				H23	H24	H25	H26	A	—	—	
H23	H24	H25	H26										
A	—	—											
<p>評価基準</p>	<p>実績</p>	<p>分析・評価</p>											
<p>【中期目標期間を超える債務負担】 ・ 中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。</p>	<p>【中期目標期間を超える債務負担とその理由】 (第 10 章 8. (1)、10-8 ページ) 8. 債務負担・積立金の使途 (1) 中期目標期間を超える債務負担 該当なし。</p>	<p>—</p>											

【(中項目)8-4】 積立金の使途		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。</p>		A			
		H23	H24	H25	H26
		A	A	A	
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第10章			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【積立金の使途】</p> <p>・ 積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。</p>	<p>【積立金の支出の有無及びその使途】(第10章8.、10-8ページ)</p> <p>8. 債務負担・積立金の使途</p> <p>(2) 積立金の使途</p> <p>平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金のうち、平成24年度末には、下記金額を計上していた。</p> <p style="text-align: right;">平成24年度末 前中期目標期間繰越積立金 1,369,714円 (内訳)自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額 1,369,714円</p> <p>上記の前中期目標期間繰越積立金のうち、平成25年度においては、下記金額を取崩額として計上した。</p> <p style="text-align: right;">前中期目標期間繰越積立金取崩額 102,880円 (内訳)自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額 102,880円</p>	<p>積立金については、中期計画に基づく業務の財源に充てており、問題のある点は認められない。</p>			